

# II

## 民事第一審訴訟事件の概況

---



# 1 民事第一審訴訟事件等の概況

第1回報告書では、主として事件票<sup>1</sup>のデータに基づき、平成16年4月から同年12月までの間に終局した地方裁判所における民事第一審訴訟事件<sup>2</sup>等について、審理期間の実情の分析を行った。その結果、審理期間が長い事件は主として期日回数が多くなっていることが明らかとなったが、その時点では、争点整理、人証調べ等の手続段階ごとの期間に関するデータ、医事関係訴訟や建築関係訴訟に関して審理期間に影響を及ぼす鑑定、付調停に関するデータ等は統計上把握できないなど、更に詳しい分析を行うことは困難な状況であった。そこで、平成18年1月1日以降、これらの事項について事件票の項目を追加し、第2回報告書では、平成18年に終局した地方裁判所の民事第一審訴訟事件等について、新たに追加した項目の統計データにより明らかとなった点を中心に、その実情を分析した。第3回報告書及び第4回報告書では、第2回報告書で分析した統計データについて、引き続き分析を行うとともに、平成18年以降急増した貸金業者に対する過払金返還請求訴訟（以下「過払金返還請求訴訟」という。）による統計データへの影響についても検討し、その影響を除去した統計データ<sup>3</sup>の傾向についても分析した。

本報告書では、平成24年に終局した民事第一審訴訟事件等に係る統計データ及び同統計データの推移の分析を行い<sup>4</sup>、最新の民事第一審訴訟事件等の概況を明らかにするとともに、近時の民事第一審訴訟事件等の経年的な変化ないし傾向を総括的にまとめることとする。

<sup>1</sup> 事件票については、第1回報告書11頁参照

<sup>2</sup> 第一審の民事訴訟事件には、通常訴訟事件、人事訴訟事件、手形・小切手訴訟事件、少額訴訟事件があるが、ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成16年4月1日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、同以前から係属していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していたが、平成22年までに全て既済となった。

<sup>3</sup> 詳細については、第3回報告書・資料編24頁「貸金業者に対する過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除く方法」参照。多くの過払金返還請求訴訟の事件名である「不当利得返還請求事件」や「過払金返還請求事件」が多く含まれる事件類型（以下「金銭のその他」等という。）を「民事第一審訴訟（過払金等）」という統計データとして利用し、これを、民事第一審訴訟事件から除外したものを、「民事第一審訴訟（過払金等以外）」という統計データとして利用する。なお、「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。

<sup>4</sup> 民事第一審訴訟事件全体の概況のほか、いわゆる専門訴訟のうち、医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟及び労働関係訴訟の概況を分析する。また、第一審の行政訴訟のうち地方裁判所に提起されるもの（本報告書では、「行政事件訴訟」という。）及び人事訴訟の概況も分析する。

## 1. 1

## 民事第一審訴訟事件の概況

平成 24 年における民事第一審訴訟（全体）の既済件数は 16 万 8230 件であり、平均審理期間は 7.8 月であり、審理期間別の事件割合は、6 月以内のものが 61.7%、2 年を超えるものが 4.9%（8191 件）である。長期的にみると、民事第一審訴訟（全体）については、平成 2 年から平成 17 年まで順調に事件処理が進み、審理期間も短縮していった様子が明確に現れている一方で、平成 18 年以降は過払金返還請求訴訟の急激かつ大幅な増加とその後の減少による影響が統計データ上に大きく現れている様子がうかがわれる。終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが 41.5%（うち対席事件の割合が 67.8%）、和解で終局したものが 34.1%、取下げで終局したものが 21.5%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は 37.6%である。また、平均期日回数は 4.2 回（うち平均口頭弁論期日回数は 2.2 回、平均争点整理期日回数は 2.1 回）、平均期日間隔は 1.8 月、争点整理実施率は 33.9%、人証調べ実施率は 13.8%、人証調べ実施事件における平均人証数は 2.8 人である。なお、上訴率は 19.9%、上訴事件割合は 8.3%である。

過払金返還請求訴訟による影響をおおまかに除去した統計データでは、平成 24 年における既済件数は 9 万 0560 件であり、平均審理期間は 8.9 月であり、審理期間別の事件割合は、6 月以内のものが 56.3%、2 年を超えるものが 6.6%である。また、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが 51.0%（うち対席事件の割合が 63.8%）、和解で終局したものが 34.3%、取下げで終局したものが 11.6%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は 45.2%である。さらに、平均期日回数は 4.9 回（うち平均口頭弁論期日回数は 2.3 回、平均争点整理期日回数は 2.6 回）、平均期日間隔は 1.8 月、争点整理実施率は 40.4%、人証調べ実施率は 19.2%、人証調べ実施事件における平均人証数は 2.8 人である。なお、上訴率は 18.7%、上訴事件割合は 9.5%である。

### 1. 1. 1 平均審理期間と事件数

#### ○ 平均審理期間等

【表 1】によれば、平成 24 年における民事第一審訴訟（全体）については、既済件数は 16 万 8230 件、平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は 7.8 月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）については、既済件数は 9 万 0560 件、平均審理期間は 8.9 月である。

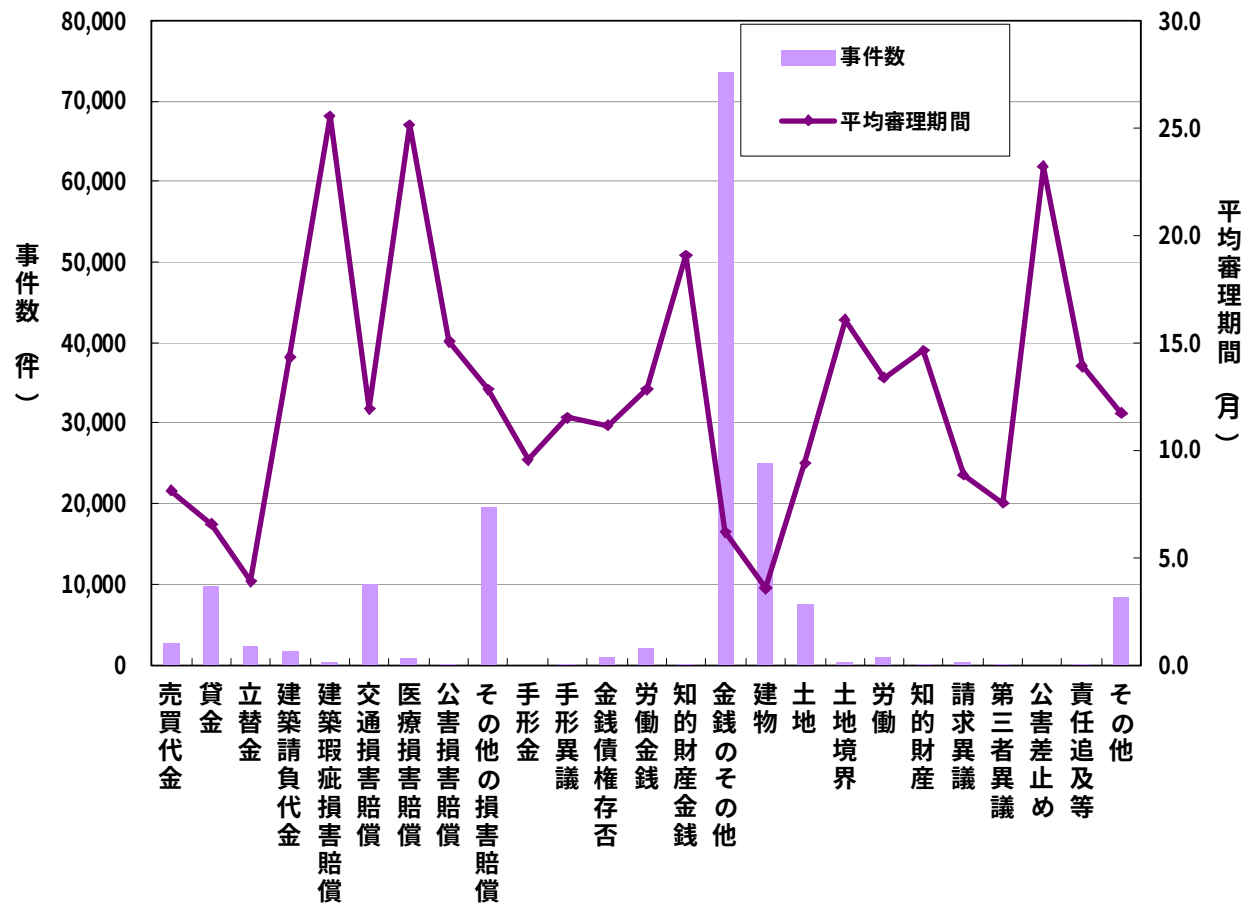
【図 2】は、事件類型別の事件の数及び平均審理期間を示したものである。事件の数は、「金銭のその他」（7 万 3548 件）、「建物」（2 万 5163 件）、「その他の損害賠償」（1 万 9545 件）の順に多い<sup>5</sup>。

【表 1】 事件数及び平均審理期間（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

| 事件の種類      | 民事第一審訴訟<br>(全体) | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|------------|-----------------|---------------------|
| 事件数        | 168,230         | 90,560              |
| 平均審理期間 (月) | 7.8             | 8.9                 |

<sup>5</sup> 「金銭のその他」については、前掲脚注 3 参照。また、「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

【図2】 事件類型別の事件数及び平均審理期間



| 事件の種類  |          | 事件数     | 平均審理期間 (月) |
|--------|----------|---------|------------|
| 総 数    |          | 168,230 | 7.8        |
| 金<br>銭 | 売買代金     | 2,708   | 8.1        |
|        | 貸 金      | 9,753   | 6.6        |
|        | 立替金      | 2,389   | 3.9        |
|        | 建築請負代金   | 1,771   | 14.3       |
|        | 建築瑕疵損害賠償 | 450     | 25.5       |
|        | 交通損害賠償   | 10,042  | 11.9       |
|        | 医療損害賠償   | 821     | 25.1       |
|        | 公害損害賠償   | 55      | 15.1       |
|        | その他の損害賠償 | 19,545  | 12.8       |
|        | 手形金      | 33      | 9.6        |
|        | 手形異議     | 72      | 11.5       |
|        | 金銭債権存否   | 1,047   | 11.2       |
|        | 労働金銭     | 2,129   | 12.8       |
|        | 知的財産金銭   | 222     | 19.1       |
|        | 金銭のその他   | 73,548  | 6.2        |

| 事件の種類 | 事件数    | 平均審理期間 (月) |
|-------|--------|------------|
| 建 物   | 25,163 | 3.6        |
| 土 地   | 7,686  | 9.4        |
| 土地境界  | 425    | 16.1       |
| 労 働   | 963    | 13.4       |
| 知的財産  | 232    | 14.6       |
| 請求異議  | 353    | 8.9        |
| 第三者異議 | 116    | 7.6        |
| 公害差止め | 7      | 23.2       |
| 責任追及等 | 112    | 13.9       |
| その他   | 8,588  | 11.7       |

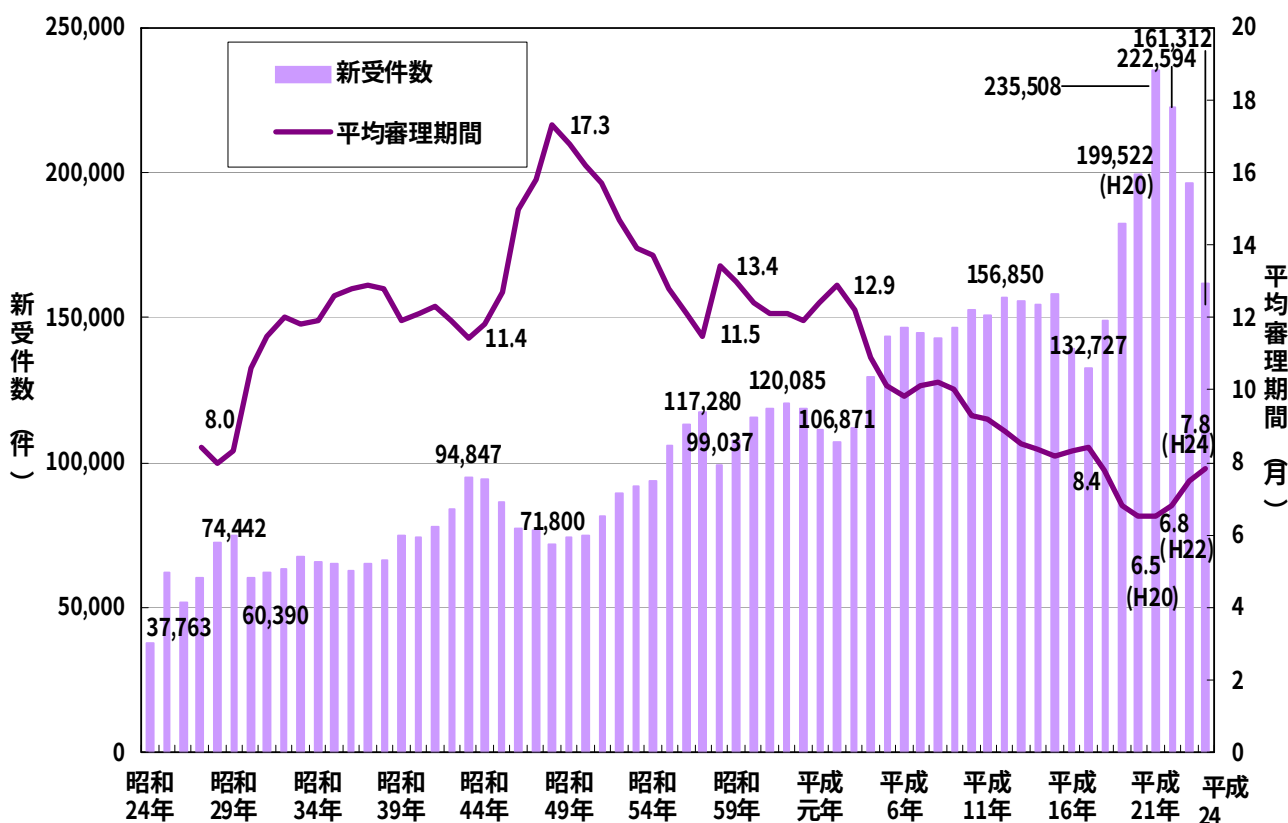
これは、これまでの調査結果と同様の傾向である（第1回報告書 23 頁【図 14】，第2回報告書 17 頁【図 2】，第3回報告書概況・資料編 19 頁【図 2】，第4回報告書概況編 21 頁【図 2】参照）。

平均審理期間は、長い順に、「建築瑕疵損害賠償」（25.5 月），「医療損害賠償」（25.1 月），「公害

差止め」（23.2 月）となっている。これらの事件タイプの審理期間が長いのは、これまでの調査でみられた傾向と同様である（ただし、平成 16 年、18 年の平均審理期間は、長い順に、「公害差止め」、「医療損害賠償」、「建築瑕疵損害賠償」、平成 20 年は「公害差止め」、「建築瑕疵損害賠償」、「医療損害賠償」の順であった。第 1 回報告書 23 頁【図 14】、第 2 回報告書 17 頁【図 2】、第 3 回報告書概況・資料編 19 頁【図 2】参照。なお、「公害差止め」の事件数は、平成 20 年に 28 件だったものが、平成 22 年と平成 24 年はそれぞれ 7 件と大幅に減少している。）。なお、過払金返還請求訴訟が多く含まれると考えられる「金銭のその他」の平均審理期間は 6.2 月であり、平成 20 年の 4.8 月（第 3 回報告書概況・資料編 79 頁【図 2】参照）、平成 22 年の 5.5 月（第 4 回報告書概況編 21 頁【図 2】参照）と、報告書公表時ごとに長期化している。このことから、従前と比較して、過払金返還請求訴訟は、早期に終局する事件の割合が減少し、処理に時間を要するようになったことがうかがわれる<sup>6</sup>。

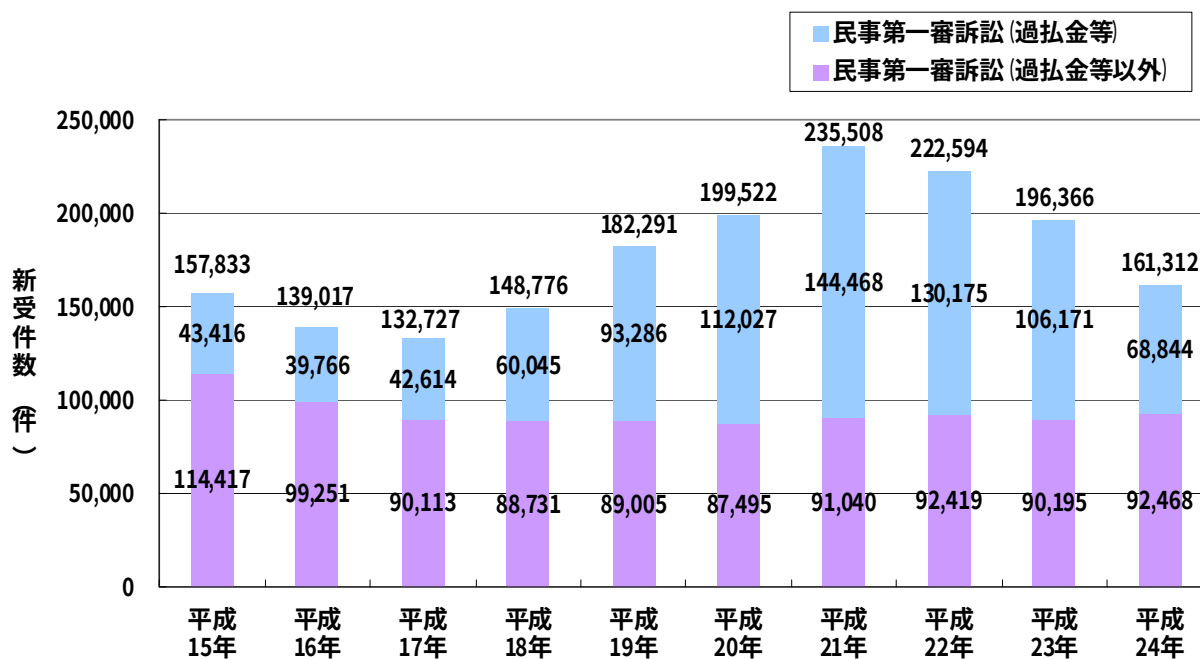
【図 3】は、民事第一審訴訟（全体）の新受件数及び平均審理期間の推移を示したもので、【図 4】は、民事第一審訴訟（全体及び過払金等以外）新受件数の推移を示したものである。これらによれば、民事第一審訴訟（全体）の新受件数は、ここ十数年高水準を維持しており、特に平成 18 年以降急増し、平成 21 年には 23 万 5508 件を記録した（平成 17 年の 13 万 2727 件と比べて 10 万件以上増加した。）が、平成 22 年以降は減少に転じている（平成 24 年は 16 万 1312 件）。その内訳を見ると、民事第一審訴訟（過払金等）の新受件数は、平成 18 年以降急増し、平成 21 年には 14 万 4468 件を記録したが、平成 22 年以降は減少に転じており、他方、民事第一審訴訟（過払金等以外）は、平成 20 年までは減少傾向にあったが、平成 21 年以降はおおむね増加傾向にある。

【図 3】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体））



<sup>6</sup> 後掲【図 11】、【表 13】、【図 14】参照

〔図4〕 新受件数の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

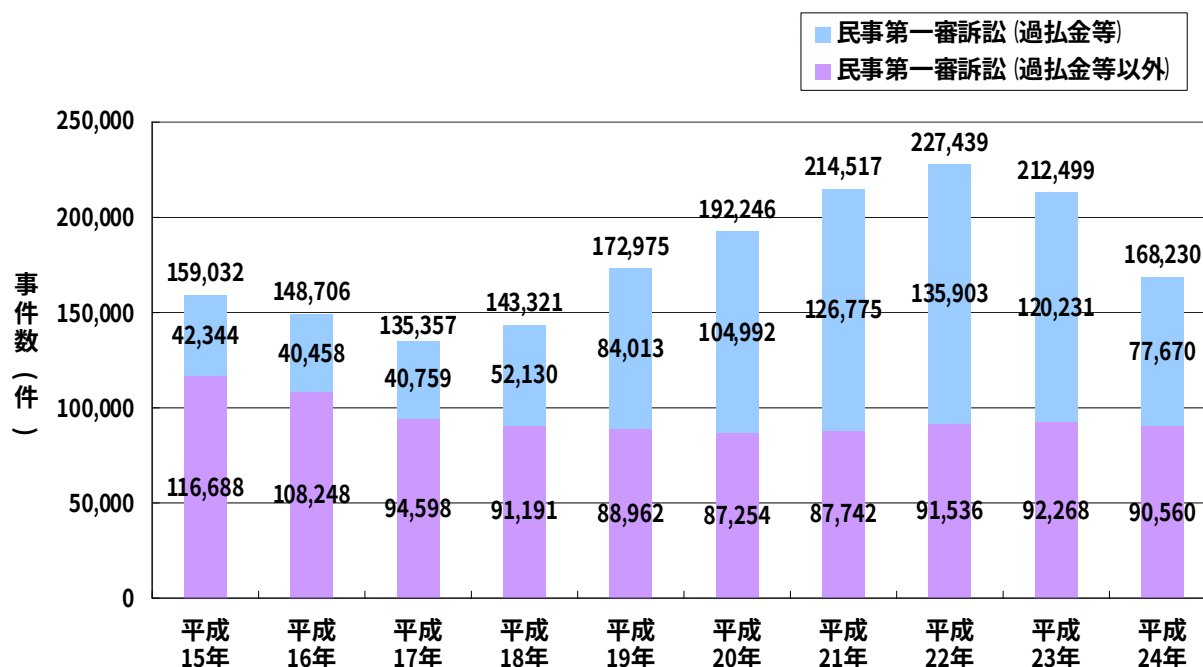


【図5】は、既済件数の推移を示したものである。民事第一審訴訟（全体）の既済件数は、平成15年には15万9032件であったものが、平成17年の13万5357件まで減少した後、新受件数の増加に伴って平成18年から急増し、平成22年には22万7439件となったものの、新受件数の減少に伴い、平成23年には21万2499件と減少に転じ、平成24年は16万8230件であった。その内訳を見ると、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、その既済件数は、平成15年には11万6688件であったものが、平成20年の8万7254件まで減少したが、同事件の新受件数の増加に伴って平成21年以降増加に転じ、平成24年は平成23年より減少したものの、9万0560件となっている。一方で、民事第一審訴訟（過払金等）については、平成17年までおおむね4万件前後で推移していたところ、同事件の新受件数の急増に伴って、平成18年から急増し、平成22年は13万5903件となったが、平成23年には12万0231件と減少に転じ、平成24年は7万7670件と大幅に減少している。

以上によれば、近時の新受件数と既済件数の急増と急減は、過払金返還請求訴訟の増減の影響によるものといえる。そして、いわゆる「みなし弁済」の規定<sup>7</sup>の廃止、貸金業者数の大幅な減少等の情勢をも考慮すると、過払金返還請求訴訟は、収束に向かっていると考えられる。

さらに、民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間（【図3】）は、平成3年から平成21年まで、おおむね短縮化傾向が続いた。特に平成18年以降は、その傾向が顕著であったが、これは、比較的早期に終局に至る事件が多い過払金返還請求訴訟が急増したことが影響していると考えられる。一方、平成22年以降は、長期化しているが、これは、過払金返還請求訴訟のうち、早期に終局する事件の割合が減少し、また、従前と比較して同訴訟の処理に時間を要するようになったことが主な原因であると考えられる<sup>8</sup>。

【図5】 既済件数の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



<sup>7</sup> 「みなし弁済」の規定の廃止については、第3回報告書概況・資料編 25 頁参照。

<sup>8</sup> 後掲【図 11】、【表 13】、【図 14】参照

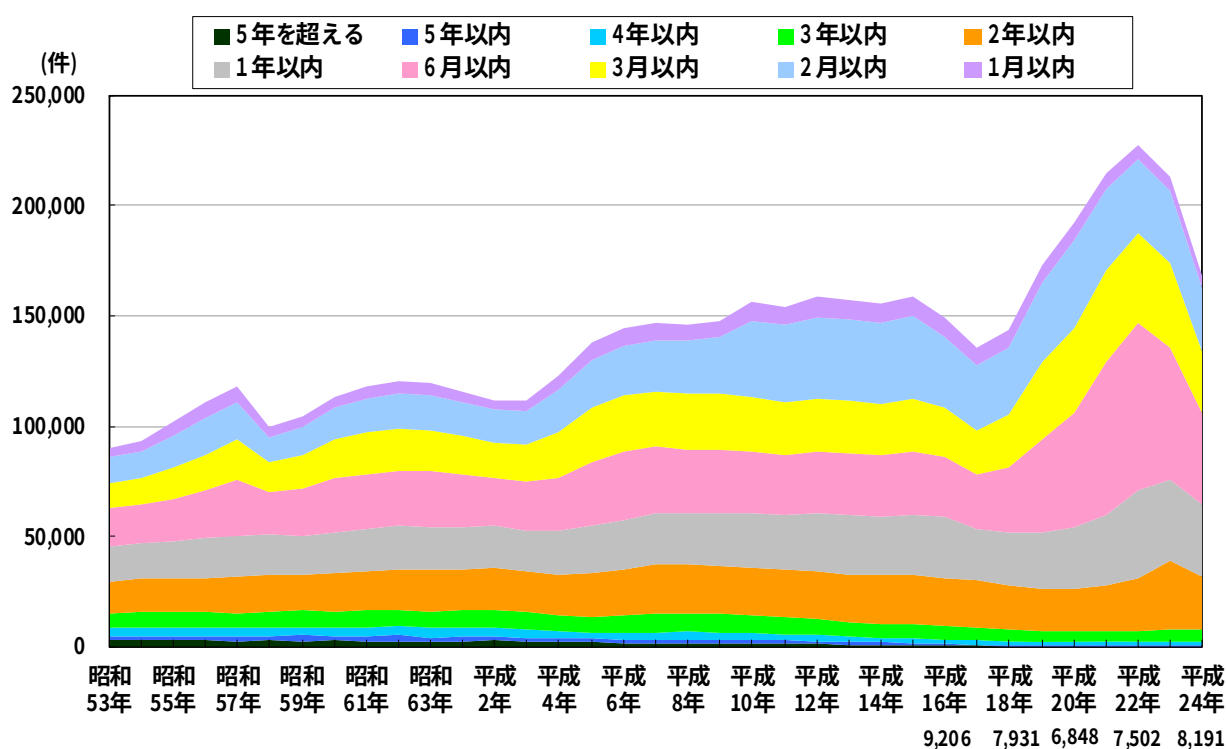


# ○ 既済事件の審理期間別の事件数等

## （既済事件の審理期間別の事件数等）

【図6】は、民事第一審訴訟（全体）の既済事件の審理期間別の事件の数の推移を示したものである。審理期間が2年を超える事件の数は、平成20年までは減少傾向にあった（平成16年は9206件、平成17年は8419件、平成18年は7931件、平成19年は7106件、平成20年は6848件）が、平成21年以降は、緩やかな増加傾向にある（平成21年は7129件、平成22年は7502件、平成23年は7901件、平成24年は8191件）。

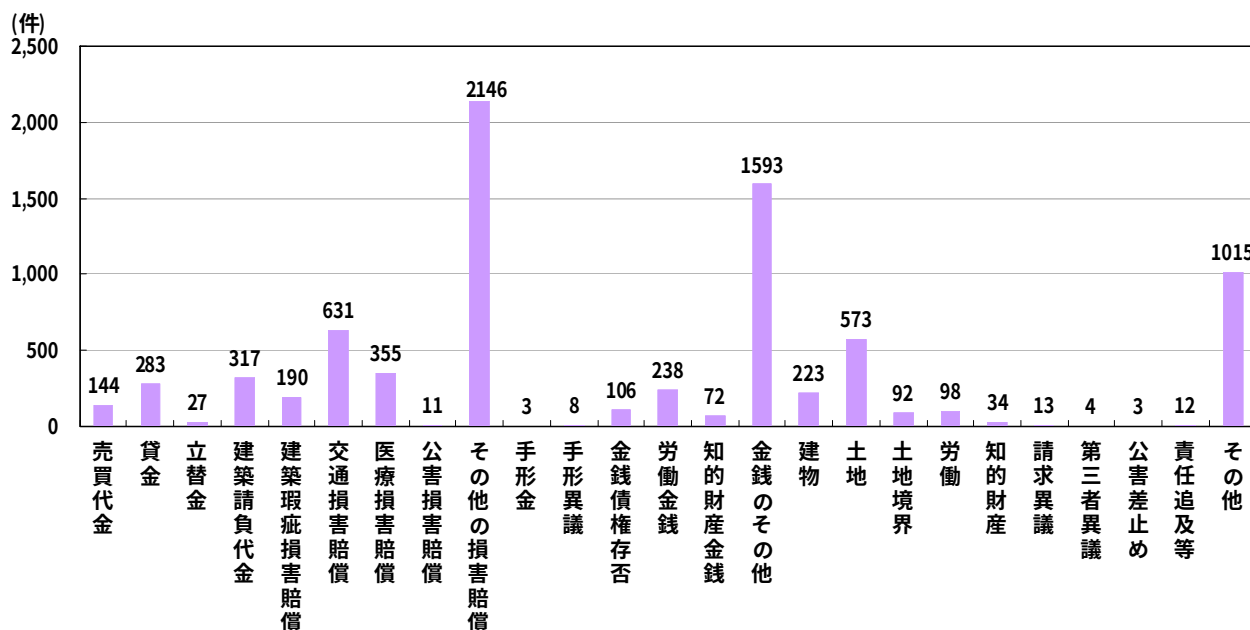
【図6】 既済事件の審理期間別事件数の推移（民事第一審訴訟（全体））



※ 年度の下の数値は審理期間が2年を超える事件の数である。

【図7】は、事件類型別に審理期間が2年を超える既済事件の数を示したものである。審理期間が2年を超える既済事件全体の中に占める割合が多いのは、「その他の損害賠償」（26.2%）及び「金銭のその他」（19.4%）の2類型であり、これらの合計は、既済事件全体の45.6%を占めている。前記のとおり平均審理期間の長い「建築瑕疵損害賠償」、「医療損害賠償」及び「公害差止め」は、各事件類型の中で2年を超える事件の割合が高いが、審理期間が2年を超える民事第一審訴訟（全体）の中に占める割合は、前記の2類型の事件に比べると高いとはいえない。これらの傾向は、平成22年にみられた傾向とおおむね変わらない。

【図7】 事件類型別の審理期間2年超の既済件数

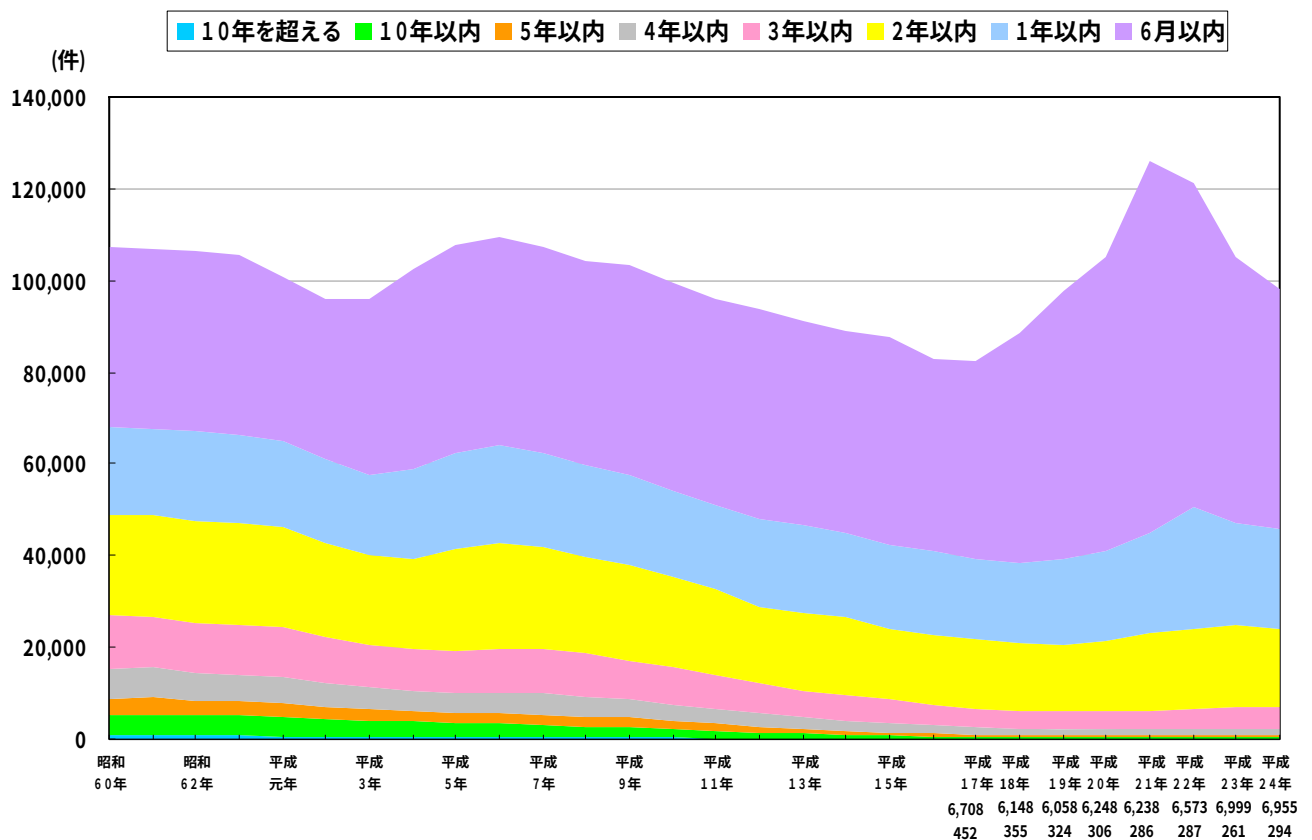


| 事件の種類    | 事件数     | 全事件数に対する割合 | 審理期間が2年を超える事件数 | 2年超全事件に対する2年超の各事件の割合 | 各事件類型における2年超事件の割合 |
|----------|---------|------------|----------------|----------------------|-------------------|
| 総 数      | 168,230 | 100.0%     | 8,191          | 100.0%               | 4.9%              |
| 金 銭      |         |            |                |                      |                   |
| 売買代金     | 2,708   | 1.6%       | 144            | 1.8%                 | 5.3%              |
| 貸 金      | 9,753   | 5.8%       | 283            | 3.5%                 | 2.9%              |
| 立替金      | 2,389   | 1.4%       | 27             | 0.3%                 | 1.1%              |
| 建築請負代金   | 1,771   | 1.1%       | 317            | 3.9%                 | 17.9%             |
| 建築瑕疵損害賠償 | 450     | 0.3%       | 190            | 2.3%                 | 42.2%             |
| 交通損害賠償   | 10,042  | 6.0%       | 631            | 7.7%                 | 6.3%              |
| 医療損害賠償   | 821     | 0.5%       | 355            | 4.3%                 | 43.2%             |
| 公害損害賠償   | 55      | 0.03%      | 11             | 0.1%                 | 20.0%             |
| その他の損害賠償 | 19,545  | 11.6%      | 2,146          | 26.2%                | 11.0%             |
| 手形金      | 33      | 0.02%      | 3              | 0.04%                | 9.1%              |
| 手形異議     | 72      | 0.04%      | 8              | 0.1%                 | 11.1%             |
| 金銭債権存否   | 1,047   | 0.6%       | 106            | 1.3%                 | 10.1%             |
| 労働金銭     | 2,129   | 1.3%       | 238            | 2.9%                 | 11.2%             |
| 知的財産金銭   | 222     | 0.1%       | 72             | 0.9%                 | 32.4%             |
| 金銭のその他   | 73,548  | 43.7%      | 1,593          | 19.4%                | 2.2%              |
| 建 物      | 25,163  | 15.0%      | 223            | 2.7%                 | 0.9%              |
| 土 地      | 7,686   | 4.6%       | 573            | 7.0%                 | 7.5%              |
| 土地境界     | 425     | 0.3%       | 92             | 1.1%                 | 21.6%             |
| 労 働      | 963     | 0.6%       | 98             | 1.2%                 | 10.2%             |
| 知的財産     | 232     | 0.1%       | 34             | 0.4%                 | 14.7%             |
| 請求異議     | 353     | 0.2%       | 13             | 0.2%                 | 3.7%              |
| 第三者異議    | 116     | 0.1%       | 4              | 0.05%                | 3.4%              |
| 公害差止め    | 7       | 0.004%     | 3              | 0.04%                | 42.9%             |
| 責任追及等    | 112     | 0.1%       | 12             | 0.1%                 | 10.7%             |
| その他      | 8,588   | 5.1%       | 1,015          | 12.4%                | 11.8%             |

### （未済事件の係属期間別の事件数）

【図8】は、各年12月末時点における未済事件の係属期間別の事件の数の推移を示したものであるが、係属期間が2年を超える事件の数は、平成19年までは減少傾向にあり（平成17年は6708件、平成18年は6148件、平成19年は6058件）、平成20年以降は、おおむね増加傾向にあったが、平成24年にやや減少した（平成20年は6248件、平成21年は6238件、平成22年は6573件、平成23年は6999件、平成24年は6955件）。一方、係属期間が5年を超える事件の数は、おおむね減少傾向にあったが、平成24年はやや増加した（平成17年は452件、平成18年は355件、平成19年は324件、平成20年は306件、平成21年は286件、平成22年は287件、平成23年は261件、平成24年は294件）。

【図8】 未済事件の係属期間別事件数の推移（民事第一審訴訟（全体））



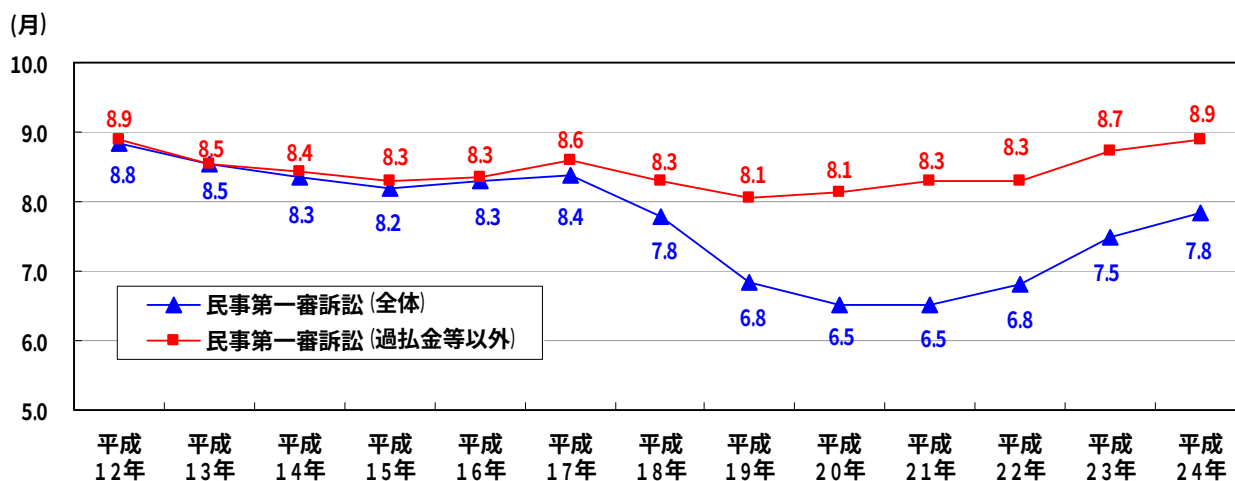
※ 年度の下の数値は上が係属期間が2年を超える事件の、下が係属期間が5年を超える事件の数である。

## 1.1.2 民事第一審訴訟事件の概況

### ○ 平均審理期間

【図9】によれば、民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間は平成18年以降、顕著に短縮化し、平成20年及び21年に6.5月となったが、平成22年に長期化に転じ平成24年には7.8月となり、民事第一審訴訟（過払金等以外）との審理期間の差も、平成21年のそれ（1.8月）と比べて小さくなっている（1.1月）。その主な要因としては、平成18年以降、他の事件類型と比較して早期に終局することが多い過払金返還請求訴訟の事件全体に占める割合が増加したが、その後、同訴訟の中に、当事者間では話し合いがまとまらず、裁判所がこれまで以上に関与をしないと終局に至らない事件が増加したこと等に伴い同訴訟の審理期間自体が長期化したこと、同訴訟の事件全体に占める割合が減少していること<sup>9</sup>等が推測される。もっとも、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均審理期間についても、平成18年以降横ばいであったが、平成24年は平成22年と比較して0.6月長くなっている。事件の動向に関して、複雑困難事件が増加しているとの指摘がされているところであるが<sup>10</sup>、このほか、後述のとおり平成23年以降平均期日回数が若干増加していることと併せて考えると、過払金返還請求訴訟の急増によって、裁判官の負担が増大し、民事第一審訴訟（過払金等以外）の審理について期日回数が若干多くなった事件が生じたところ、平成23年からは、新受件数の減少と相まってそのような事件の処理を進めたことにより、結果として平均審理期間が長期化して表れた可能性があるとも考えられる。

【図9】 平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



<sup>9</sup> 後掲[表13]、[図14]参照

<sup>10</sup> 第4回報告書における実情調査では、裁判官と弁護士から、複雑困難な事件が増加しているとの指摘があり（同報告書施策編96頁、113頁参照）、第5回の公表に向けた検証検討会においても、委員から同様の指摘があった。

# ○ 審理期間別の事件数等

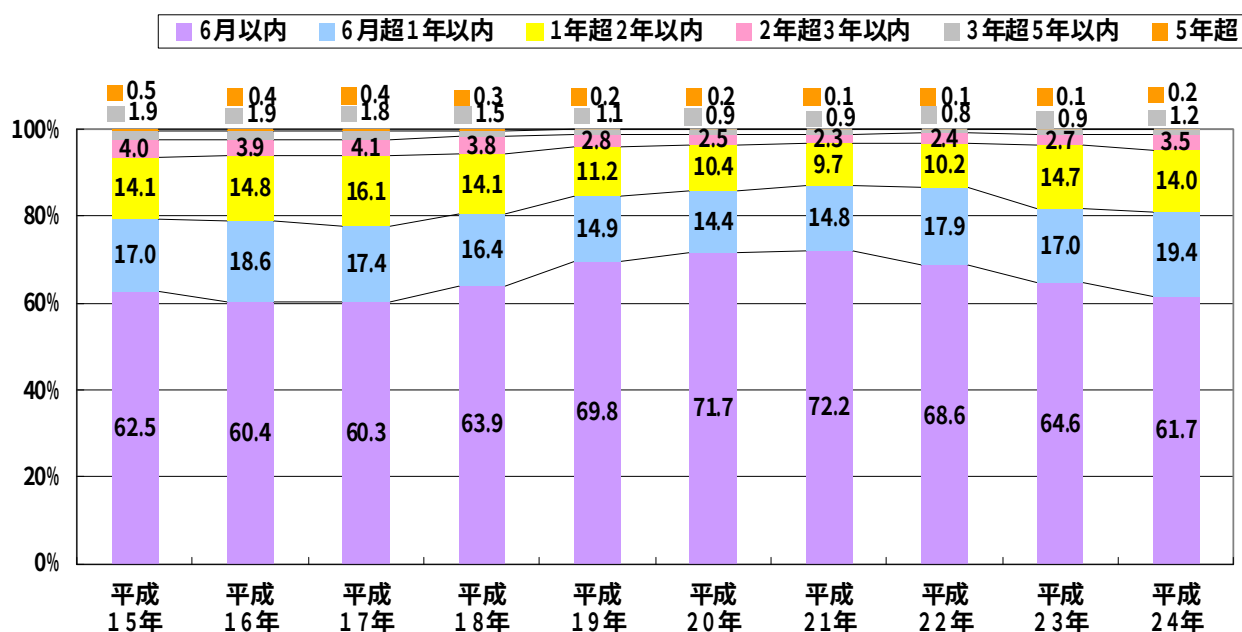
【表 10】は、審理期間別の事件数及び事件割合を示したものであるが、これによれば、民事第一審訴訟（全体）の 61.7%は、受理から6月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の4.9%（8191 件）にとどまっている。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、審理期間が6月以内の事件は事件全体の 56.3%であり、審理期間が2年を超える事件は全体の 6.6%となっている。

【図 11】は、民事第一審訴訟（全体）について、既済事件の審理期間別の事件割合の推移を示したものであり、審理期間が6月以内の事件割合は、平成 17 年の 60.3%を底として増加する傾向にあり、平成 21 年に 72.2%となったが、平成 22 年以降減少し、平成 24 年は 61.7%となった。これらの推移は、前述の過払金返還請求訴訟の増加及び減少が主な原因と考えられる。また、審理期間が2年を超える事件割合は、平成 15 年には 6.4%であったものが、その後は平成 22 年の 3.3%まで徐々に減少していたが、平成 23 年に増加に転じ、平成 24 年は 4.9%となっている。さらに、審理期間が5年を超える事件割合は、平成 15 年には 0.5%であったものが、その後は平成 21 年の 0.1%まで減少し、平成 24 年も 0.2%とおおむね横ばいである。

【表 10】 審理期間別の事件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

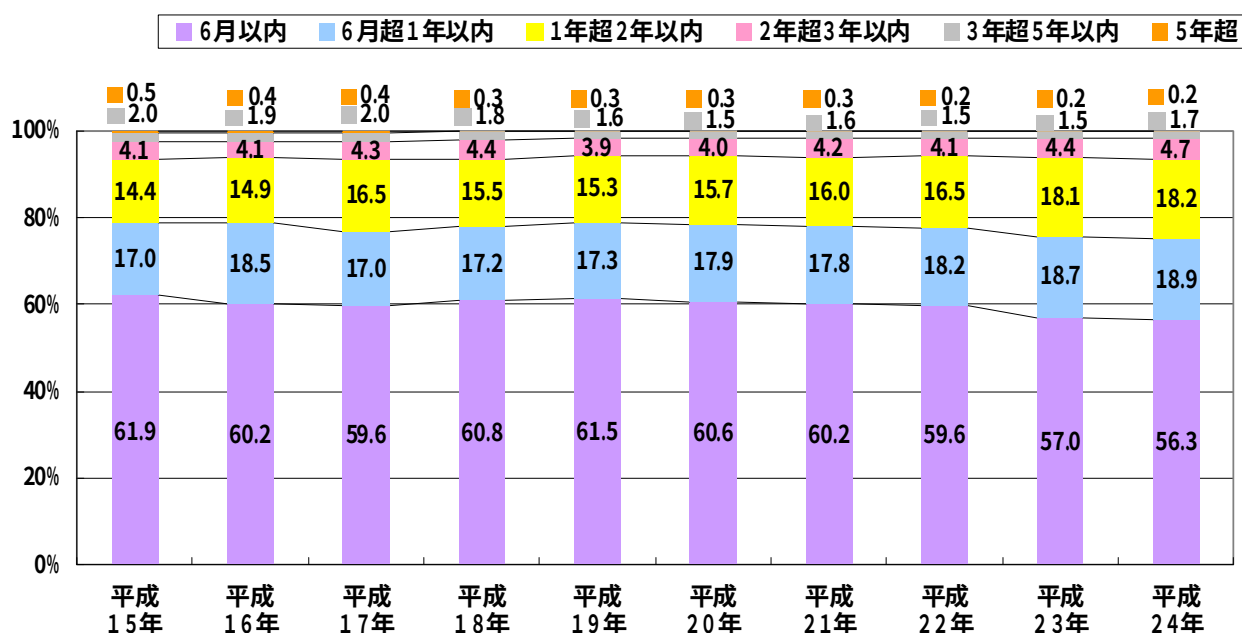
| 事件の種類      | 民事第一審訴訟<br>(全体)  | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|------------|------------------|---------------------|
| 事件数        | 168,230          | 90,560              |
| 平均審理期間 (月) | 7.8              | 8.9                 |
| 6月以内       | 103,815<br>61.7% | 50,971<br>56.3%     |
| 6月超1年以内    | 32,613<br>19.4%  | 17,148<br>18.9%     |
| 1年超2年以内    | 23,611<br>14.0%  | 16,470<br>18.2%     |
| 2年超3年以内    | 5,927<br>3.5%    | 4,263<br>4.7%       |
| 3年超5年以内    | 1,997<br>1.2%    | 1,508<br>1.7%       |
| 5年を超える     | 267<br>0.2%      | 200<br>0.2%         |

【図 11】 審理期間別事件割合の推移（民事第一審訴訟（全体））



【図 12】は、民事第一審訴訟（過払金等以外）について、既済事件の審理期間別の事件割合の推移を示したものであり、審理期間が6月以内の事件割合は、平成 16 年以降平成 21 年まで 60%前後で推移していたが、平成 22 年以降減少傾向にあり、平成 24 年には 56.3%となった。また、審理期間が2年を超える事件割合は、平成 15 年には 6.6%であったものが、その後は平成 19 年の 5.8%まで徐々に減少した後、横ばいで推移していたが、平成 24 年は 6.6%と増加している。しかし、審理期間が5年を超える事件割合は、平成 15 年には 0.5%であったものが、その後は平成 22 年の 0.2%まで減少し、平成 24 年も 0.2%と横ばいである。

【図 12】 審理期間別事件割合の推移（民事第一審訴訟（過払金等以外））



### ○ 終局区分と審理期間との関係

【表 13】によれば、平成 24 年の民事第一審訴訟（全体）の終局区分別の事件割合は、判決で終局した事件が 41.5%、和解で終局した事件が 34.1%、取下げで終局した事件が 21.5%、それ以外の事由で終局したものが 2.9%となっている。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）の終局区分別の事件割合は、判決で終局した事件が 51.0%、和解で終局した事件が 34.3%、取下げで終局した事件が 11.6%、それ以外の事由で終局した事件が 3.1%となっている。

民事第一審訴訟（過払金等以外）について、その推移をみると、判決で終局した事件は平成 15 年に 50.0%であったものが、平成 24 年には 51.0%に、和解で終局した事件は平成 15 年に 33.5%であったものが、平成 24 年には 34.3%に、取下げで終局した事件は平成 15 年に 13.3%であったものが、平成 24 年には 11.6%になっており、若干の増減があるものの、それぞれその割合はおおむね横ばいである。これに対し、民事第一審訴訟（全体）について、その推移をみると、取下げで終局した事件につき、平成 15 年から平成 17 年までは 15%前後で推移していたものが、平成 18 年以降は急激に増加して平成 21 年には 38.0%となったが、平成 22 年には 28.6%と急激に減少し、平成 24 年も 21.5%と更に減少している。

民事第一審訴訟（全体）で平成 18 年以降取下げの割合が増加した原因としては、過払金返還請求訴訟で、取下げで終局する事件が多いことが影響していたと推測され、平成 22 年以降、同割合が大幅に減少し

たのは、過払金返還請求訴訟の中に、当事者間では話し合いがまとまらず、裁判所がこれまで以上に関与をしないと終局に至らない事件が増加していることを示しているものと考えられる。

〔表13〕 終局区分別の事件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

<民事第一審訴訟（全体）>

| 終局区分                 | 平成<br>15年       | 平成<br>16年       | 平成<br>17年       | 平成<br>18年       | 平成<br>19年       | 平成<br>20年       | 平成<br>21年       | 平成<br>22年       | 平成<br>23年       | 平成<br>24年       |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事件数                  | 159,032         | 148,706         | 135,357         | 143,321         | 172,975         | 192,246         | 214,517         | 227,439         | 212,499         | 168,230         |
| 判決                   | 77,669<br>48.8% | 71,428<br>48.0% | 63,362<br>46.8% | 60,765<br>42.4% | 61,368<br>35.5% | 62,072<br>32.3% | 68,515<br>31.9% | 83,790<br>36.8% | 70,689<br>33.3% | 69,750<br>41.5% |
| うち対席<br>（%は判決に対する割合） | 47,294<br>60.9% | 44,711<br>62.6% | 40,416<br>63.8% | 37,956<br>62.5% | 38,764<br>63.2% | 40,417<br>65.1% | 46,481<br>67.8% | 60,572<br>72.3% | 48,207<br>68.2% | 47,308<br>67.8% |
| 和解                   | 53,131<br>33.4% | 51,331<br>34.5% | 46,137<br>34.1% | 46,541<br>32.5% | 49,812<br>28.8% | 55,061<br>28.6% | 59,204<br>27.6% | 72,681<br>32.0% | 68,857<br>32.4% | 57,368<br>34.1% |
| 取下げ                  | 22,762<br>14.3% | 21,140<br>14.2% | 21,169<br>15.6% | 31,513<br>22.0% | 57,219<br>33.1% | 70,454<br>36.6% | 81,594<br>38.0% | 64,947<br>28.6% | 61,874<br>29.1% | 36,234<br>21.5% |
| それ以外                 | 5,470<br>3.4%   | 4,807<br>3.2%   | 4,689<br>3.5%   | 4,502<br>3.1%   | 4,576<br>2.6%   | 4,659<br>2.4%   | 5,204<br>2.4%   | 6,021<br>2.6%   | 11,079<br>5.2%  | 4,878<br>2.9%   |

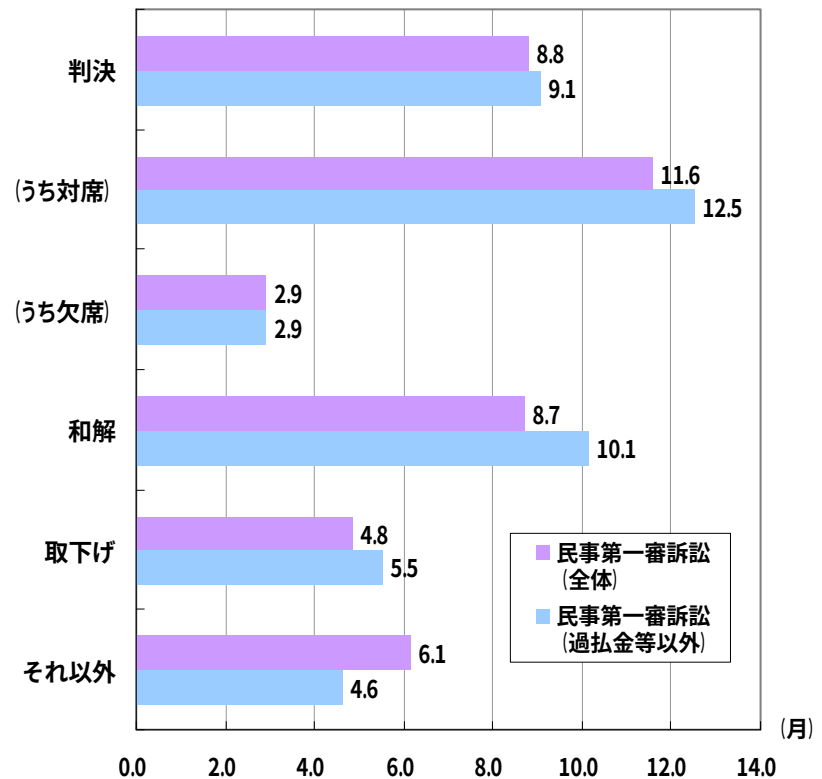
<民事第一審訴訟（過払金等以外）>

| 終局区分                 | 平成<br>15年       | 平成<br>16年       | 平成<br>17年       | 平成<br>18年       | 平成<br>19年       | 平成<br>20年       | 平成<br>21年       | 平成<br>22年       | 平成<br>23年       | 平成<br>24年       |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事件数                  | 116,688         | 108,248         | 94,598          | 91,191          | 88,962          | 87,254          | 87,742          | 91,536          | 92,268          | 90,560          |
| 判決                   | 58,375<br>50.0% | 53,793<br>49.7% | 46,728<br>49.4% | 44,620<br>48.9% | 43,935<br>49.4% | 42,222<br>48.4% | 43,727<br>49.8% | 46,228<br>50.5% | 46,558<br>50.5% | 46,155<br>51.0% |
| うち対席<br>（%は判決に対する割合） | 35,424<br>60.7% | 33,160<br>61.6% | 29,261<br>62.6% | 27,165<br>60.9% | 26,539<br>60.4% | 26,245<br>62.2% | 27,393<br>62.6% | 28,685<br>62.1% | 29,256<br>62.8% | 29,436<br>63.8% |
| 和解                   | 39,082<br>33.5% | 37,605<br>34.7% | 33,019<br>34.9% | 31,909<br>35.0% | 30,308<br>34.1% | 31,074<br>35.6% | 30,226<br>34.4% | 31,155<br>34.0% | 31,036<br>33.6% | 31,049<br>34.3% |
| 取下げ                  | 15,480<br>13.3% | 13,452<br>12.4% | 11,643<br>12.3% | 11,716<br>12.8% | 11,790<br>13.3% | 11,107<br>12.7% | 11,050<br>12.6% | 11,283<br>12.3% | 11,703<br>12.7% | 10,526<br>11.6% |
| それ以外                 | 3,751<br>3.2%   | 3,398<br>3.1%   | 3,208<br>3.4%   | 2,946<br>3.2%   | 2,929<br>3.3%   | 2,851<br>3.3%   | 2,739<br>3.1%   | 2,870<br>3.1%   | 2,971<br>3.2%   | 2,830<br>3.1%   |



【図 14】は、終局区分別の平均審理期間を示したものであるが、これによれば、民事第一審訴訟（全体）の判決で終局した事件の平均審理期間は 8.8 月（対席事件<sup>11</sup>では 11.6 月、欠席事件では 2.9 月）、和解で終局した事件の平均審理期間は 8.7 月、取下げで終局した事件の平均審理期間は 4.8 月である。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）について、判決で終局した事件の平均審理期間は 9.1 月（対席事件では 12.5 月、欠席事件では 2.9 月）、和解で終局した事件の平均審理期間は 10.1 月、取下げで終局した事件の平均審理期間は 5.5 月である。取下げで終局した事件の平均審理期間についてみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）より民事第一審訴訟（全体）の方が短いものの、平成 20 年（民事

【図 14】 終局区分別の平均審理期間（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



第一審訴訟（全体）は 3.8 月、民事第一審訴訟（過払金等以外）は 5.2 月）よりも、それらの差は小さくなっており（平成 20 年は 1.4 月だったのが、平成 24 年は 0.7 月）、過払金返還請求訴訟が取下げで終局するまでに時間を要するようになったことがうかがわれる。

## ○ 当事者等の状況

【図 15①②】は、当事者数別の既済件数の推移を示したものであるが、民事第一審訴訟（全体）では、原告が 2 人から 9 人までの事件については、平成 17 年に 1 万 1760 件であったものが平成 22 年には 2 万 6738 件と増加し、その後平成 23 年には減少に転じ、平成 24 年は 1 万 8961 件となったものの、平成 20 年（1 万 8470 件）と同程度の高い水準にある。原告が 10 人以上の事件も、平成 17 年には 318 件であったものが平成 23 年には 2521 件まで増加したが、平成 24 年には 1524 件と急激に減少したものの、平成 21 年（1548 件）と同程度の水準にある。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、原告が 2 人から 9 人までの事件については、多少の増加はあるが横ばいの傾向にある。また、原告が 10 人以上の事件は、平成 17 年には 166 件であったものが、増減を繰り返しながら推移して平成 24 年には 216 件とおおむね横ばいの傾向となっている。これらのデータからすると、主として過払金返還請求訴訟について、いまだ原告が

<sup>11</sup> 事件票において、「対席事件」とは、「被告側当事者の口頭弁論期日における弁論」があった事件を指しており、被告が出頭して弁論をした場合だけでなく、不出頭であるが事前に答弁書を提出していたため、その記載事項を陳述したものとみなされた場合（いわゆる擬制陳述）をも含んでいる。これに対し、「欠席事件」には、①適法な呼出し（公示送達による呼出しを除く。）がされたのに、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかったため、訴状の記載事実を自白したものとみなされた場合（いわゆる擬制自白）や、②公示送達による呼出しがされ、被告が答弁書等を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合が含まれる。

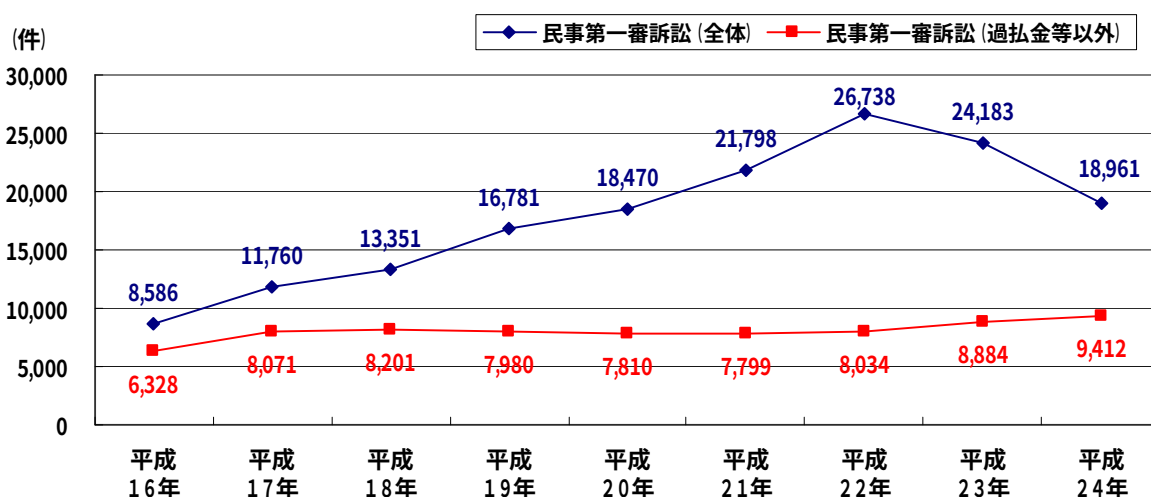


多数の訴訟が高水準で推移し、審理の負担が依然として重いのではないかと推測される<sup>12</sup>。

また、民事第一審訴訟（全体）では、被告が2人から9人までの事件については、平成17年には3万4518件であったものが、平成22年に4万0469件まで増加した後減少に転じ、平成24年は、3万6964件となっている。被告が10人以上の事件については、平成17年に731件であったものが平成24年には1003件とおおむね増加傾向となっている。一方、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、被告が2人から9人までの事件については、平成17年に2万5364件であったものが、徐々に減少して平成22年に2万1958件となった後、増加に転じ、平成24年は2万3703件になり、被告が10人以上の事件は、平成17年に645件であったものが平成24年には920件と、おおむね増加傾向となっている。

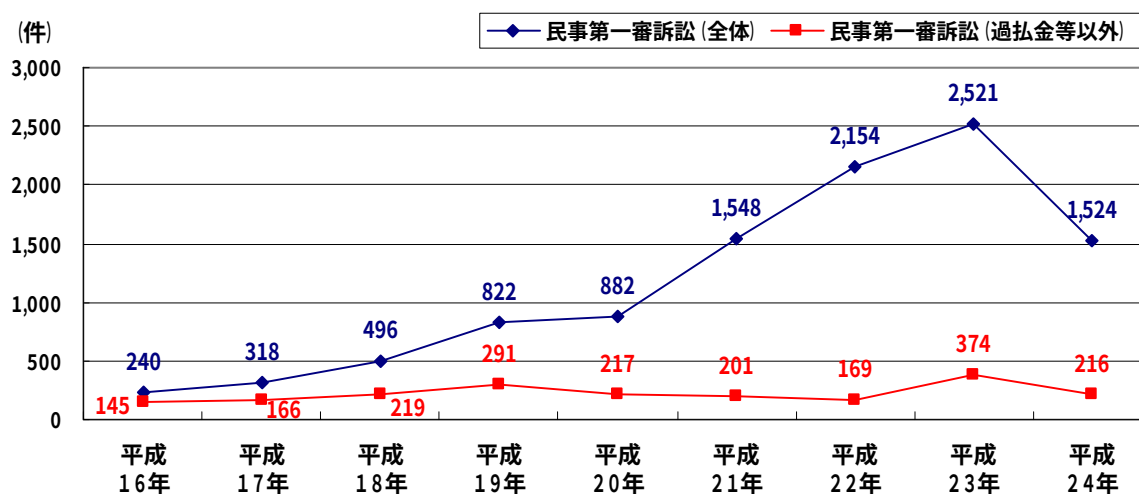
〔図15①〕 当事者数別既済件数の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

（原告が2人～9人の場合（民事第一審訴訟（全体・過払金等以外）））



※平成16年は同年4月から同年12月までの数値である（以下同じ）。

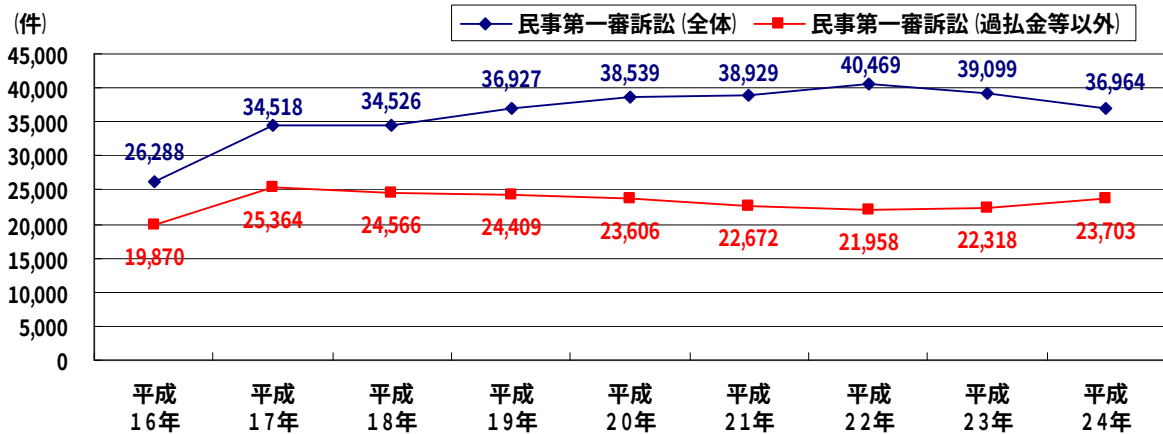
（原告が10人以上の場合（民事第一審訴訟（全体・過払金等以外）））



<sup>12</sup> 第4回報告書施策編 69 頁。第4回報告書における実情調査では、裁判官等から、過払金返還請求訴訟についても、業者の経営状態の悪化の影響で、和解の調整に時間を要したり判決に至る事案が増加している上、当事者数が多数に上る事件も少なくないため、判決起案も負担になっている旨の意見があった。

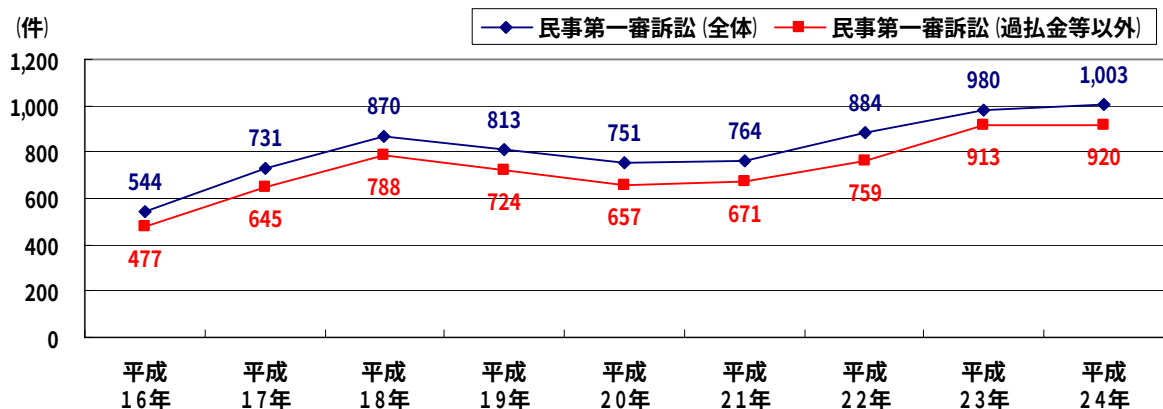
【図15②】 当事者数別既済件数の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

（被告が2人～9人の場合（民事第一審訴訟（全体・過払金等以外）））



※平成16年は同年4月から同年12月までの数値である（以下同じ）。

（被告が10人以上の場合（民事第一審訴訟（全体・過払金等以外）））



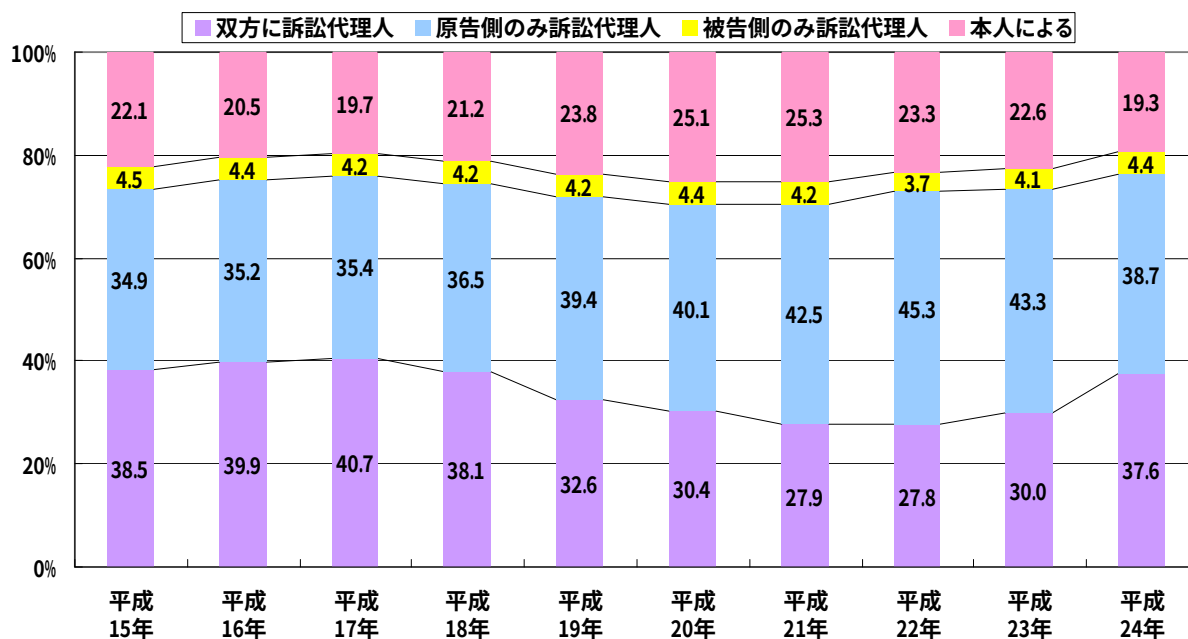
【図16】は、訴訟代理人の選任状況の推移を示したものであるが、民事第一審訴訟（全体）では、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、平成15年から平成17年までは40%前後で推移していたが、平成18年から減少し、平成22年に27.8%となったが、平成23年に増加に転じ、平成24年は37.6%となっている。一方、原告側のみに訴訟代理人が選任された事件の割合は、平成15年から平成17年まで35%前後で推移していたが、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合とは逆に、平成18年から増加し、平成22年には45.3%となったが、平成23年に減少に転じ、平成24年は38.7%となっている。過払金返還請求訴訟においては、被告側が訴訟代理人を選任しないケースが相当数存在するのではないかと推測されるところ（第4回報告書概況編31頁）、過払金返還請求訴訟が増加し始めた平成18年以降に当事者双方に代理人が選任された事件の割合が減少して原告側のみに訴訟代理人が選任された事件の割合が増加していること、過払金返還請求訴訟が最も多く処理された平成22年をピークとして平成23年から前者は増加に転じ、後者は減少に転じていることなどからすると、民事第一審訴訟（全体）の代理人の選任状況の推移は、過払金返還請求訴訟の増減の影響を受けたものと考えられる。

これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合

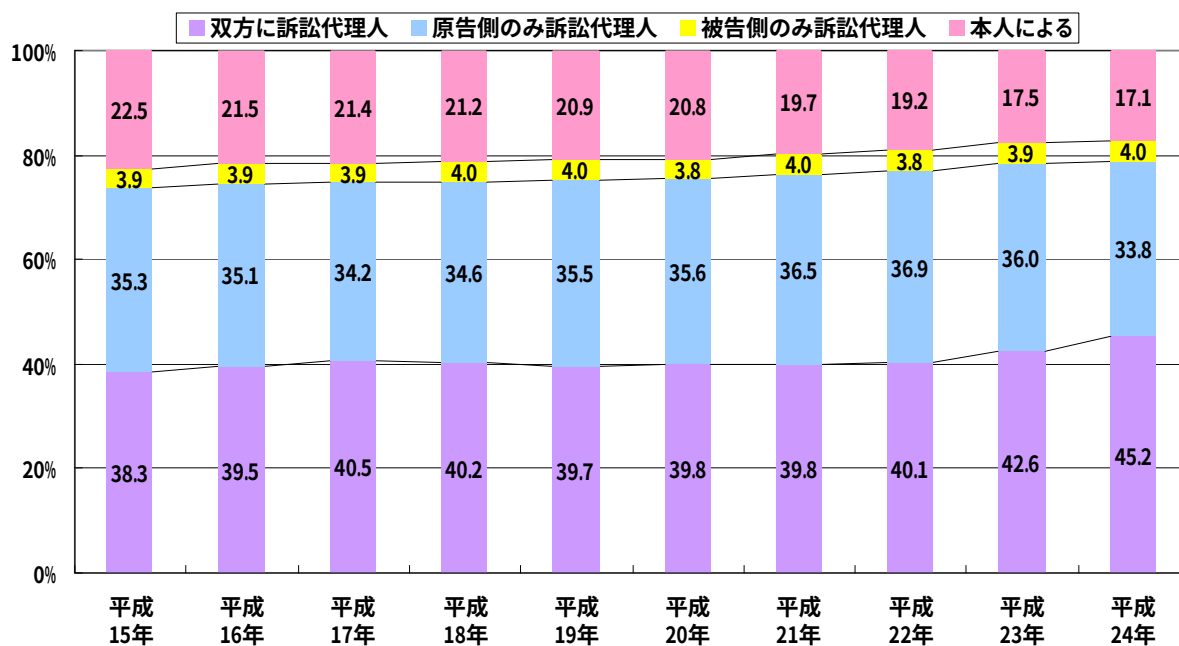
は、平成15年から平成23年まで40%前後で推移していたが、平成24年は45.2%と増加した。

〔図16〕 訴訟代理人の選任状況の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

〈民事第一審訴訟（全体）〉



〈民事第一審訴訟（過払金等以外）〉



## ○ 期日及び争点整理手続の状況

【図 17】は、平均期日回数<sup>13</sup>及び平均期日間隔<sup>14</sup>の推移を示したものである。民事第一審訴訟（全体）の平均期日回数は平成 17 年には 4.6 回であったが、その後減少を続け平成 21 年に 3.3 回となったものの、平成 22 年に増加に転じ、平成 24 年は 4.2 回となっている。民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均期日回数は、平成 24 年は 4.9 回と、平成 23 年と比較して若干増加している。平均期日回数、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数とも、民事第一審訴訟（全体）は、民事第一審訴訟（過払金等以外）に比べて少なくなっている。以上からは、過払金返還請求訴訟では期日を重ねることなく、早期に終局する事件が多いことがうかがわれるものの、近時の民事第一審訴訟（全体）の平均期日回数の増加は、過払金返還請求訴訟についても、裁判所がこれまで以上に関与をしないと終局に至らない事件が増加したことが影響していることがうかがわれる。

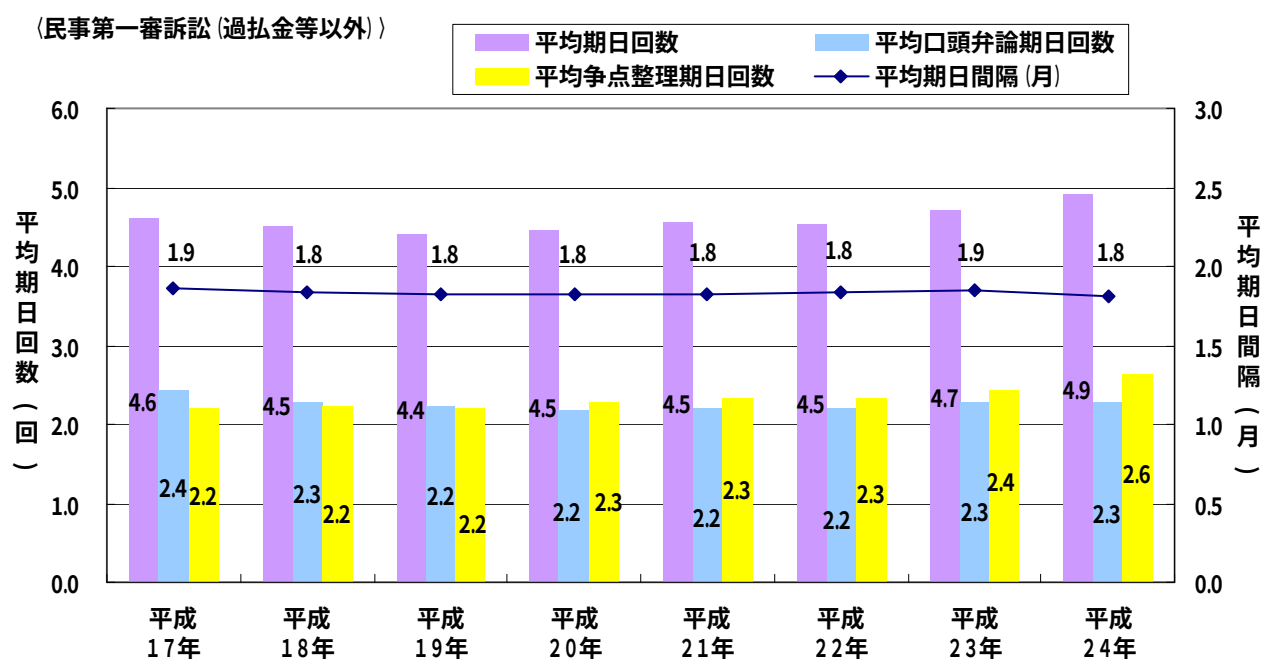
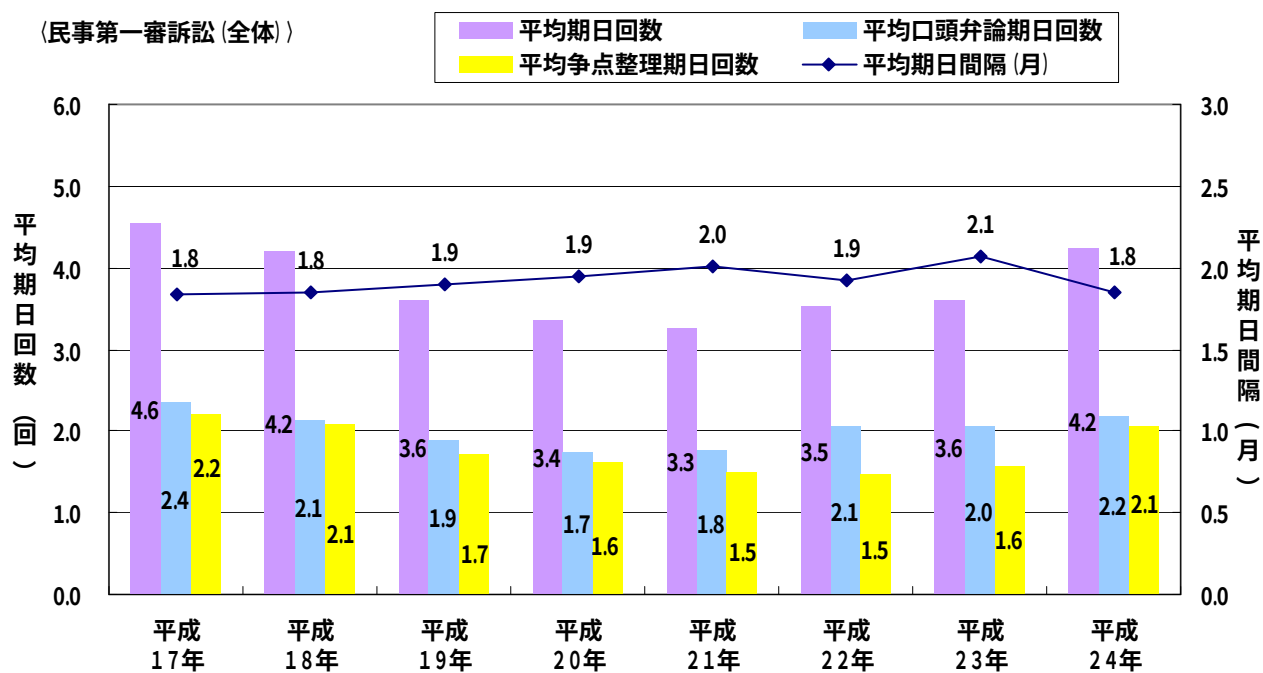
平均期日間隔は、民事第一審訴訟（全体）では、平成 17 年が 1.8 月であり、平成 24 年も 1.8 月となっている。また、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、平成 17 年が 1.9 月であり、平成 24 年も 1.8 月となっており、いずれもおおむね横ばいで推移している<sup>15</sup>。

<sup>13</sup> 平均期日回数とは、平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値をいう（第1回報告書 20 頁、第2回報告書 115 頁脚注 4 参照）。ただし、端数処理の関係上、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計の数値が、平均期日回数の数値と合致しない場合がある。

<sup>14</sup> 平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数で除した数値をいう（第1回報告書 20 頁、第2回報告書 115 頁参照）。裁判所と当事者とは、これよりも短い間隔で手続を行っているというのが実務的な感覚だと思われる。これは、本文の平均期日間隔が計算上の数値であり、その算出の基礎となる期日回数に和解期日、進行協議期日及び判決言渡期日の回数が含まれていないため、現実の訴訟における各期日の間隔よりも長くなっているためであると思われる（第1回報告書 20 頁、第2回報告書 115 頁脚注 5 参照）。

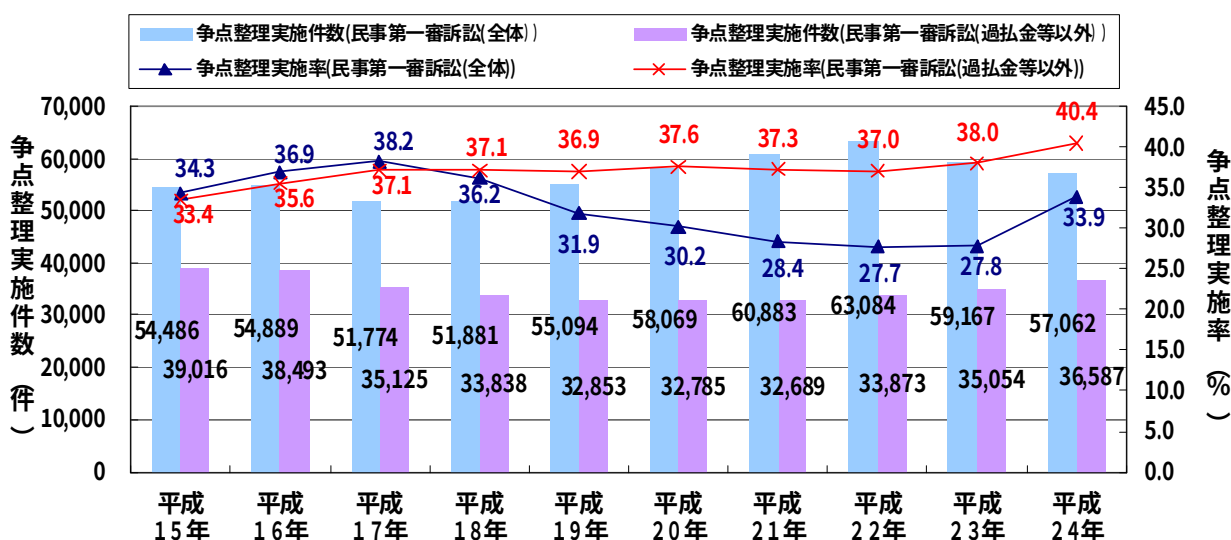
<sup>15</sup> 訴訟における当事者側の事情として、期日間の準備の短縮の困難性があることが指摘されている（第4回報告書施策編 9 頁、第3回報告書分析編 8 頁）。

〔図17〕 平均期日回数及び平均期日間隔の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



【図 18】によれば、民事第一審訴訟（全体）の争点整理実施率（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続が実施された事件の割合）は、平成 15 年には 34.3%であったものが、平成 17 年には 38.2%まで増加し、その後減少に転じて平成 22 年には 27.7%となったものの再び増加傾向となり、平成 24 年は 33.9%となっている。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）の争点整理実施率は、平成 15 年には 33.4%であったものが、平成 17 年に 37.1%まで増加し、その後は年による若干の変動はあるものの、平成 23 年の 38.0%まで、おおむね横ばいであったが、平成 24 年は 40.4%へと増加している。なお、民事第一審訴訟（過払金等以外）のうち、当事者間に争いがあることが多いと考えられる審理期間が 6 月を超える事件においては、8 割近くの事件で争点整理手続が実施されている（後掲資料編【資料 5】【図 1】参照）。平成 18 年以降、民事第一審訴訟（全体）の争点整理実施率が民事第一審訴訟（過払金等以外）より低いのは、過払金返還請求訴訟においては、争点整理を実施するまでもなく終局する事件が相当数あるためであると推測される。

【図 18】 争点整理実施件数及び争点整理実施率の推移  
(民事第一審訴訟(全体) 及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



## ○ 人証調べの状況 (概況)

【表 19】によれば、民事第一審訴訟（全体）において取り調べた平均人証数は 0.4 人であり、その内訳は、平均証人数が 0.1 人、平均本人数が 0.2 人である<sup>16</sup>。人証調べを実施した事件に限ると、平均人証数は 2.8 人であり、その内訳は、平均証人数が 1.0 人、平均本人数が 1.7 人となる。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）については、平均人証数は 0.5 人であり、その内訳は、平均証人数が 0.2 人、平均本人数が 0.3 人であるが、人証調べを実施した事件に限ると、平均人証数は 2.8 人であり、その内訳は、平均証

【表 19】 平均人証数（民事第一審訴訟(全体) 及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）

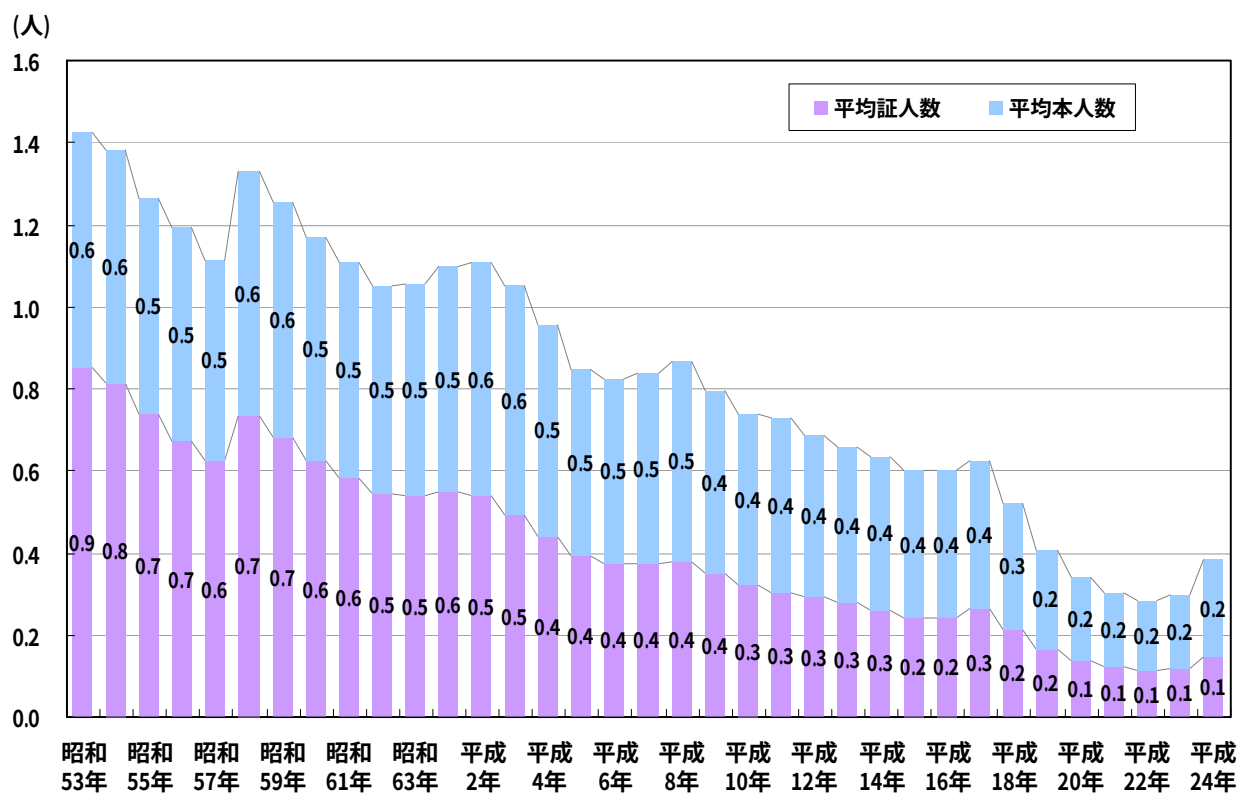
| 事件の種類    |         | 民事第一審訴訟<br>(全体) | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|----------|---------|-----------------|---------------------|
| 平均人証数    |         | 0.4             | 0.5                 |
| うち平均証人数  |         | 0.1             | 0.2                 |
| うち平均本人数  |         | 0.2             | 0.3                 |
| 人証調べ実施事件 | 平均人証数   | 2.8             | 2.8                 |
|          | うち平均証人数 | 1.0             | 1.0                 |
|          | うち平均本人数 | 1.7             | 1.8                 |

<sup>16</sup> 平均人証数は、平均証人数と平均本人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均証人数と平均本人数の合計値が、平均人証数の数値と合致しない場合がある。

人数が1.0人、平均本人数が1.8人となっている。

【図 20】は、民事第一審訴訟（全体）の平均人証数の推移を示したものであるが、平均人証数がおおむね減少傾向にあることは、これまでの調査でみられた傾向と変わらない。

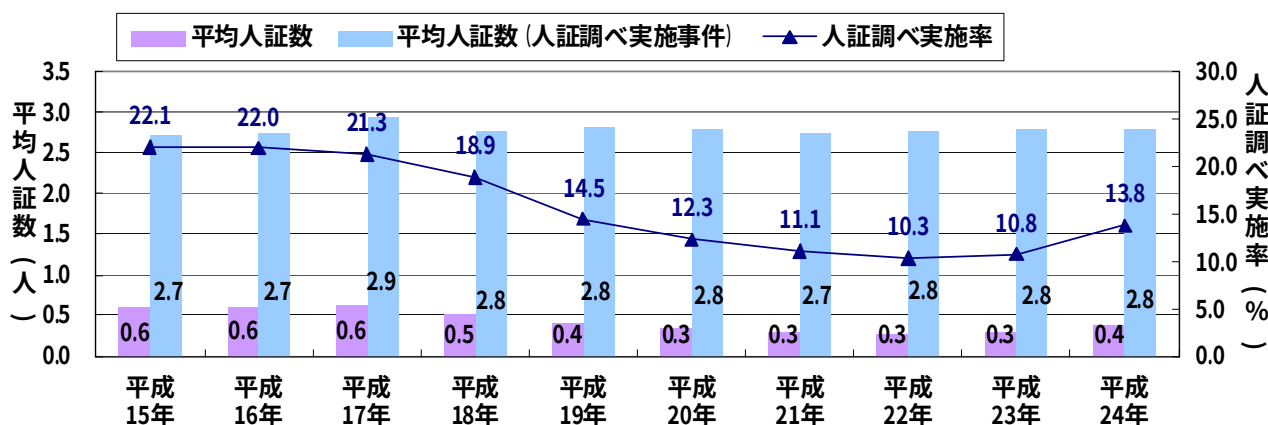
【図20】 平均人証数の推移



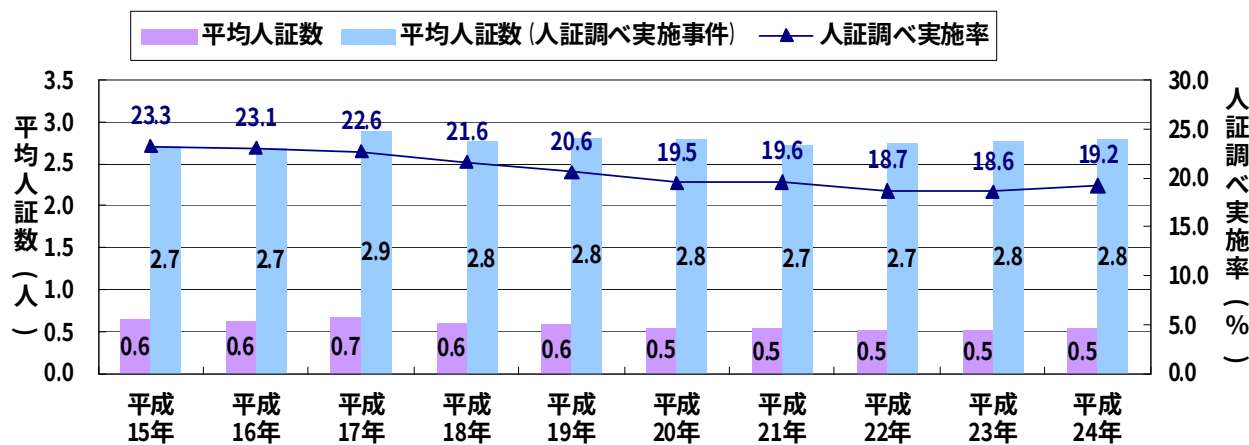


【図 21】によれば、人証調べ実施率は、民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外）のいずれについても平成 16 年以降減少傾向となっており、民事第一審訴訟（全体）では、平成 17 年には 21.3%であったものが、平成 18 年以降急激に減少して平成 22 年に 10.3%となった後、平成 23 年に増加に転じ、平成 24 年は 13.8%となっている。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では平成 15 年には 23.3%であったものが緩やかに減少し、平成 20 年以降 19%前後で、横ばいで推移している。また、人証調べ実施事件の平均人証数は横ばいの状態が続いており、平成 24 年は、民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外）のいずれについても 2.8 人となっている。過払金返還請求訴訟においては人証調べをすることが少ないことから、民事第一審訴訟（全体）の人証調べ実施率は、過払金返還請求訴訟の動向の影響を受けていると考えられる。一方、民事第一審訴訟（過払金等以外）についても、前述のとおり、争点整理実施率が比較的高い割合を保っていること、とりわけ、当事者間に争いがあると考えられる事件における争点整理実施率が高いこと、人証調べ実施率は緩やかに減少しているものの平均人証数は横ばいで推移していること、後述のとおり集中証拠調べが行われる割合が高いこと（【表 24】，【図 25】），民事控訴審訴訟における人証調べ実施率も低下していること（後掲Ⅴ 1. 1. 1 【図 14】）等からすると、第一審において充実した争点整理を行った上で争点の判断に必要な人証について集中証拠調べを行うという審理運営が定着、浸透していることがうかがわれる。

【図 21】 平均人証数及び人証調べ実施率の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））  
（民事第一審訴訟（全体））



（民事第一審訴訟（過払金等以外））

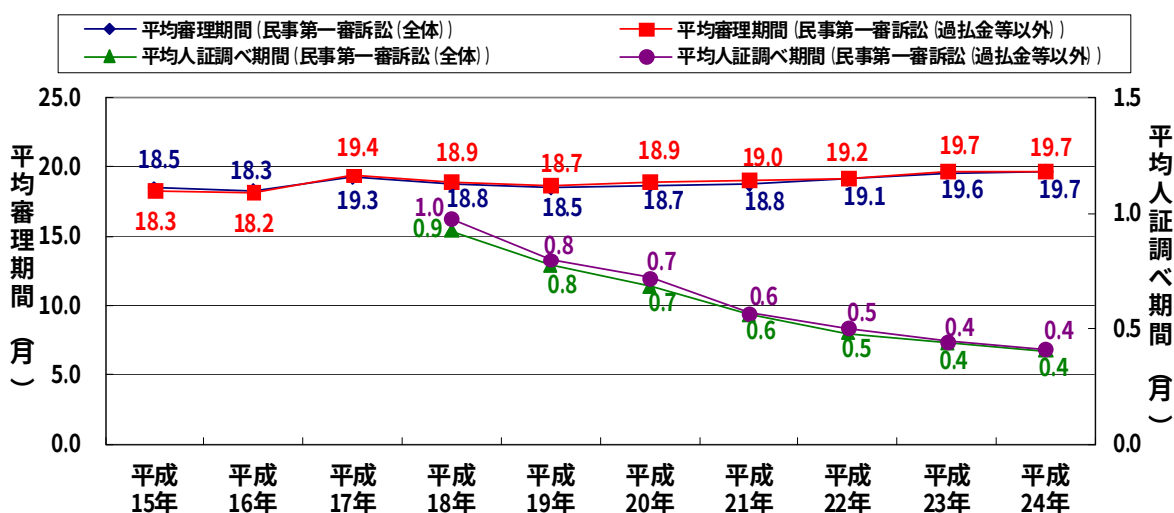


### (人証調べと審理期間との関係)

【図 22】によれば、人証調べをした民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間は、平成 17 年に 19.3 月であったところ、同年以降は 19 月前後と横ばいであり、平成 24 年は 19.7 月である。これに対し、人証調べを実施した事件の平均人証調べ期間<sup>17</sup>は、平成 18 年には 0.9 月であったものが短縮化し、平成 24 年には 0.4 月となっているが、これは、後記のとおり集中証拠調べが実施されている事件割合が増加していることが原因と推測される。

なお、民事第一審訴訟（過払金等以外）についても、同様の傾向となっており、このことから、過払金返還請求訴訟では人証調べをすることが少ないことがうかがわれる。

【図 22】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



また、【表 23】によれば、人証調べを実施した事件の平均期日回数は 11.0 回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は 4.7 回、平均争点整理期日回数は 6.3 回である。人証調べが実施された期日の平均回数（平均人証調べ期日回数）は 1.2 回であり、その平均期日回数に対する割合は 10.9%、平均口頭弁論期日回数に対する割合は 25.5%にとどまっている。なお、平成 22 年の人証調べを実施した事件の平均期日回数は 10.7 回、平均口頭弁論期日回数は 4.7 回、平均争点整理期日回数は 5.9 回、平均人証調べ期日回数は 1.2 回であり（第 4 回報告書概況編 34 頁【表 26】参照）、平成 24 年は、これとおおむね同様の傾向である。

【表 23】 人証調べを実施した事件における平均期日回数（民事第一審訴訟（全体））

|            |      |
|------------|------|
| 平均期日回数     | 11.0 |
| 平均口頭弁論期日回数 | 4.7  |
| 平均争点整理期日回数 | 6.3  |
| 平均人証調べ期日回数 | 1.2  |

<sup>17</sup> 「人証調べ期間」は、「人証調べ開始日」（最初の人証調べを実施した日）から、「人証調べ終了日」（最後の人証調べを実施した日）までの期間を指している。1 日で人証調べが終了した場合には、0.03 月として算定している。また、人証調べ開始日と終了日との間に争点整理手続や和解のための期間が入っていても、人証調べ期間は、それを含んだ長さの期間として算定されている。

### （集中証拠調べの状況）

第2回、第3回及び第4回報告書においては、人証調べの実施状況を分析した結果、集中証拠調べの実施の浸透、定着がうかがわれることを指摘した（第2回報告書30頁、第3回報告書概況・資料編36頁、第4回報告書概況編36頁）。そこで、以下でも同様に人証調べの実施状況に関するデータをみることにする。

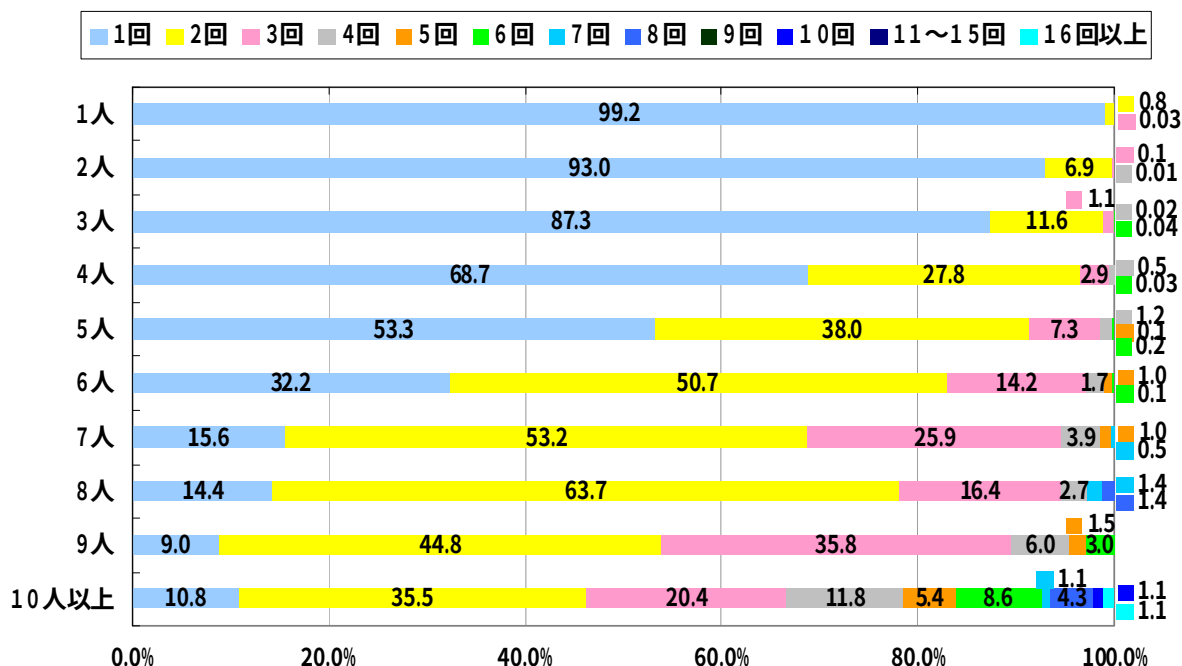
【表24】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであるが、これによると、人証調べを実施した事件の83.7%（1万9399件）が1回の期日で、97.5%（2万2606件）が2期日以内で人証調べを終えている。平成18年には、人証調べを実施した事件の74.0%が1回の期日で、92.7%が2期日以内で（第2回報告書30頁【表26】参照）、平成20年には、人証調べを実施した事件の77.9%が1回の期日で、94.6%が2期日以内で（第3回報告書概況・資料編36頁【表31】）、平成22年には、人証調べを実施した事件の82.5%が1回の期日で、96.7%が2期日以内で人証調べを終えており（第4回報告書概況編36頁【表29】）、集中証拠調べを実施する事件の割合が徐々に増加している。

【表24】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体））

| 人証調べ期日回数 | 事件数    | 事件割合   |
|----------|--------|--------|
| 1回       | 19,399 | 83.7%  |
| 2回       | 3,207  | 13.8%  |
| 3回       | 468    | 2.0%   |
| 4回       | 71     | 0.3%   |
| 5回       | 16     | 0.1%   |
| 6回       | 16     | 0.1%   |
| 7回       | 4      | 0.02%  |
| 8回       | 6      | 0.03%  |
| 9回       | -      | -      |
| 10回      | 1      | 0.004% |
| 11～15回   | -      | -      |
| 16回以上    | 1      | 0.004% |
| 合 計      | 23,189 | 100.0% |

他方、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図25】によれば、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では99.2%、2人の事件では93.0%、3人の事件では87.3%となっており、平成22年と同様、1回の期日で証拠調べを終える事件の割合が高い（第4回報告書概況編37頁【図30】参照）。

【図25】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況

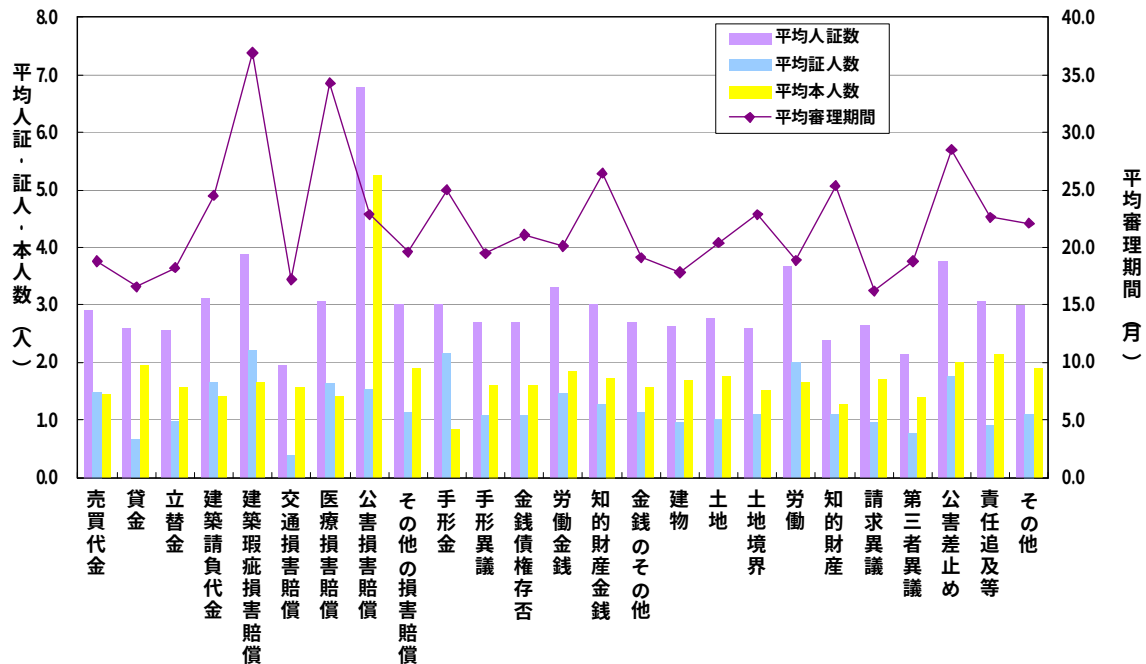


以上によれば、統計データからも、これまでの調査と同様、集中証拠調べが実施されていることが裏付けられていると考えられる。

### (事件類型別の人証調べ期間等の状況)

【図 26】は、人証調べを実施した事件について、事件類型別の平均人証数並びにその内訳である平均証人数及び平均本人数を示したものである。「公害損害賠償」，「建築瑕疵損害賠償」，「公害差止め」，「労働」の順に平均人証数が多くなっている。この他にも，「労働金銭」や「医療損害賠償」について，平成 22 年に引き続き平均人証数が多い傾向にある（第 4 回報告書概況編 38 頁【図 31】参照）。

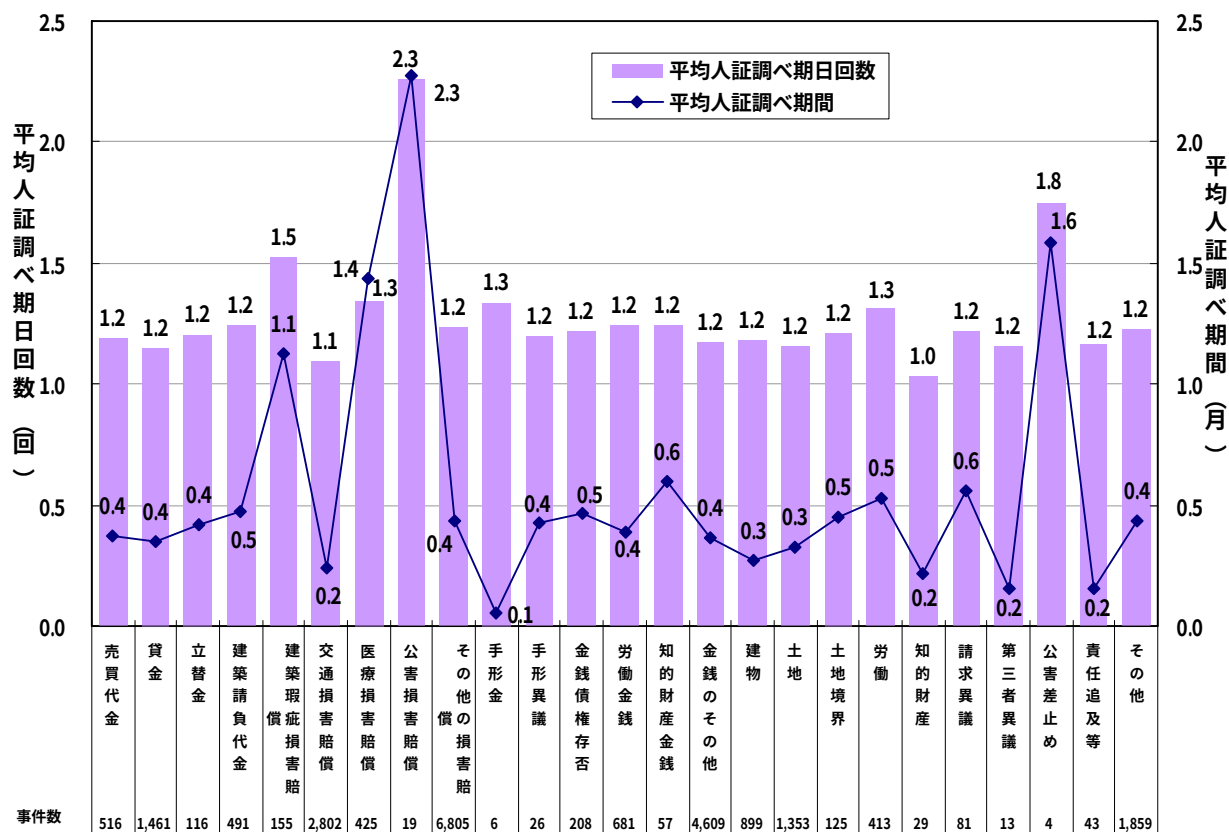
【図 26】 人証調べを実施した事件における事件類型別の平均人証数等



| 事件の種類  |          | 審理期間<br>平均審理期間(月) | 人証調べ<br>平均人証数 | うち平均証人数 | うち平均本人数 |
|--------|----------|-------------------|---------------|---------|---------|
| 金<br>銭 | 総 数      | 19.7              | 2.8           | 1.0     | 1.7     |
|        | 売買代金     | 18.8              | 2.9           | 1.5     | 1.4     |
|        | 貸 金      | 16.6              | 2.6           | 0.7     | 1.9     |
|        | 立替金      | 18.2              | 2.5           | 1.0     | 1.6     |
|        | 建築請負代金   | 24.5              | 3.1           | 1.7     | 1.4     |
|        | 建築瑕疵損害賠償 | 36.9              | 3.9           | 2.2     | 1.7     |
|        | 交通損害賠償   | 17.2              | 1.9           | 0.4     | 1.6     |
|        | 医療損害賠償   | 34.3              | 3.1           | 1.6     | 1.4     |
|        | 公害損害賠償   | 22.9              | 6.8           | 1.5     | 5.3     |
|        | その他の損害賠償 | 19.6              | 3.0           | 1.1     | 1.9     |
|        | 手形金      | 25.0              | 3.0           | 2.2     | 0.8     |
|        | 手形異議     | 19.5              | 2.7           | 1.1     | 1.6     |
|        | 金銭債権存否   | 21.1              | 2.7           | 1.1     | 1.6     |
|        | 労働金銭     | 20.1              | 3.3           | 1.5     | 1.8     |
|        | 知的財産金銭   | 26.4              | 3.0           | 1.3     | 1.7     |
|        | 金銭のその他   | 19.1              | 2.7           | 1.1     | 1.6     |
|        | 建 物      | 17.8              | 2.6           | 1.0     | 1.7     |
|        | 土 地      | 20.4              | 2.8           | 1.0     | 1.8     |
|        | 土地境界     | 22.9              | 2.6           | 1.1     | 1.5     |
|        | 労 働      | 18.9              | 3.7           | 2.0     | 1.7     |
| 公<br>害 | 知的財産     | 25.3              | 2.4           | 1.1     | 1.3     |
|        | 請求異議     | 16.2              | 2.7           | 1.0     | 1.7     |
|        | 第三者異議    | 18.8              | 2.2           | 0.8     | 1.4     |
|        | 公害差止め    | 28.5              | 3.8           | 1.8     | 2.0     |
|        | 責任追及等    | 22.6              | 3.0           | 0.9     | 2.1     |
|        | その他      | 22.1              | 3.0           | 1.1     | 1.9     |

【図27】は、事件類型別の平均人証調べ期日回数及び平均人証調べ期間を示したものである。事件数の少ない「公害差止め」（4件）、「手形金」（6件）、「公害損害賠償」（19件）を除くと、平均人証調べ期日回数は、「建築瑕疵損害賠償」が1.5回、「医療損害賠償」が1.3回、「労働」が1.3回と多く、平均人証調べ期間は、「医療損害賠償」が1.4月と最も長い。

【図27】 事件類型別の平均人証調べ期日回数及び平均人証調べ期間



## ○ 鑑定等の状況

人証以外の証拠調べの状況（鑑定，検証）については，【表28】のとおりである。

【表28】 鑑定及び検証実施率（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

| 事件の種類 | 民事第一審訴訟<br>(全体) | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|-------|-----------------|---------------------|
| 鑑定実施率 | 1,014<br>0.6%   | 799<br>0.9%         |
| 検証実施率 | 290<br>0.2%     | 196<br>0.2%         |

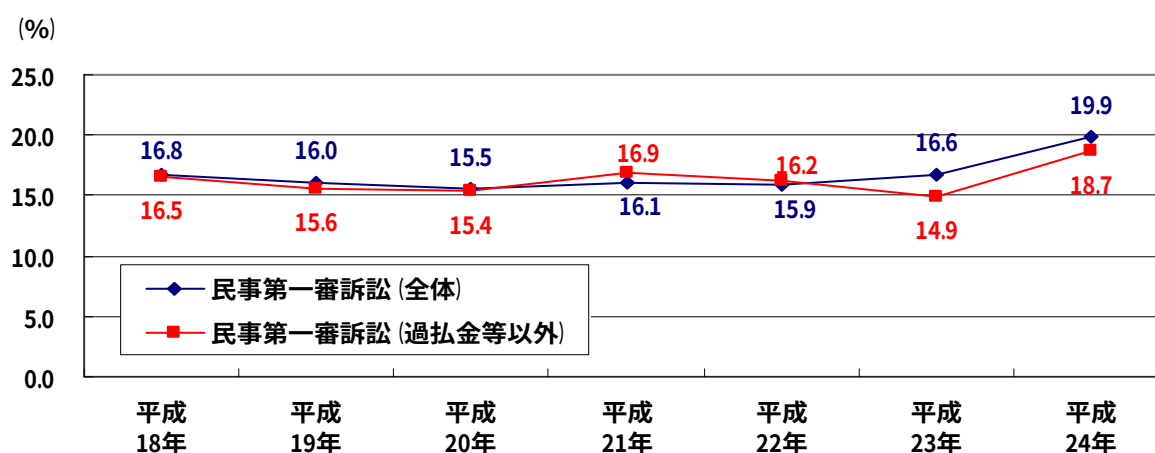
## ○ 上訴に関する状況

### (上訴率及び上訴事件割合)<sup>18</sup>

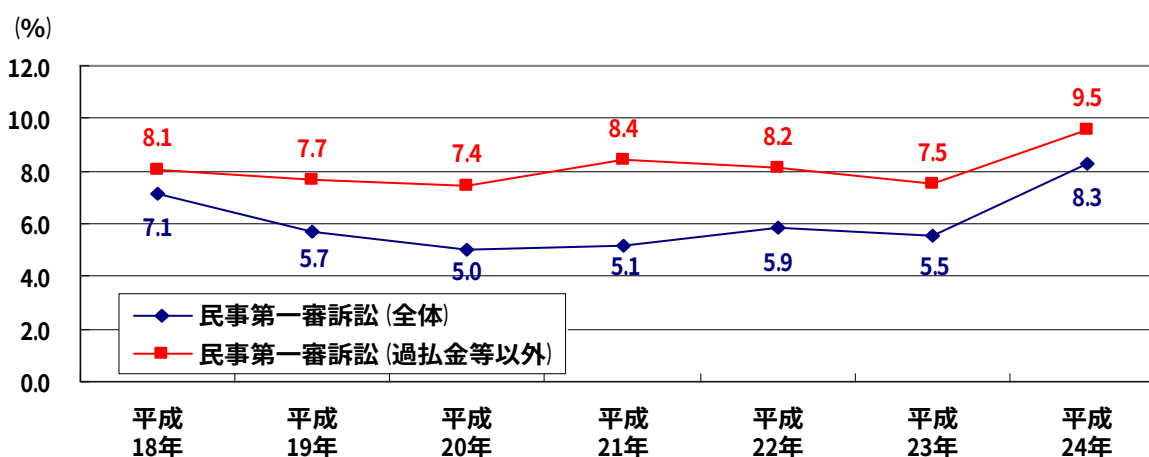
【図 29】によれば、上訴率は、民事第一審訴訟（全体）では、平成 18 年に 16.8%であったものが平成 24 年には 19.9%、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、平成 18 年に 16.5%であったものが平成 24 年には 18.7%となっている<sup>19</sup>。また、上訴事件割合は、民事第一審訴訟（全体）では、平成 18 年に 7.1%であったものが平成 24 年には 8.3%、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、平成 18 年に 8.1%であったものが平成 24 年には 9.5%となっている。

【図 29】 上訴率及び上訴事件割合の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

#### 〈上訴率〉



#### 〈上訴事件割合〉



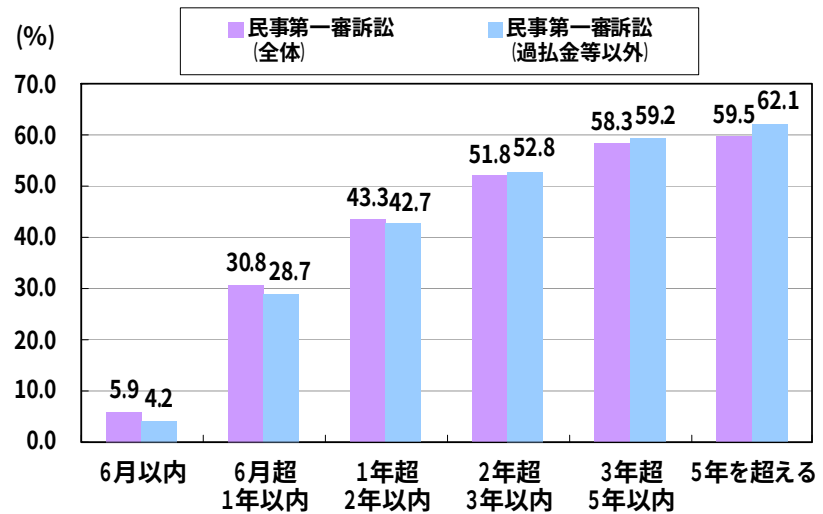
<sup>18</sup> 上訴率及び上訴事件割合については前掲 1 脚注 4, 5 参照

<sup>19</sup> 本文に掲げた上訴率及び上訴事件割合の母数となる事件には、被告が口頭弁論に出頭しないまま請求認容判決（いわゆる欠席判決）がされた事件や自由に基づく判決がされた事件など実質的な争いのない事件も含まれている。

### （審理期間別の上訴率）

審理期間別の上訴率を示した【図 30】によれば、民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外）のいずれにおいても、審理期間が長い事件ほど、上訴率が高くなる傾向がある。これらは、平成 22 年における傾向と同様である（第 4 回報告書概況編 40 頁【図 34】参照）。審理期間が長い事件ほど、内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件等が多く含まれるため、上訴率が高くなるものと推測される。

【図 30】 審理期間別の上訴率（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



### （事件類型別の上訴率等）

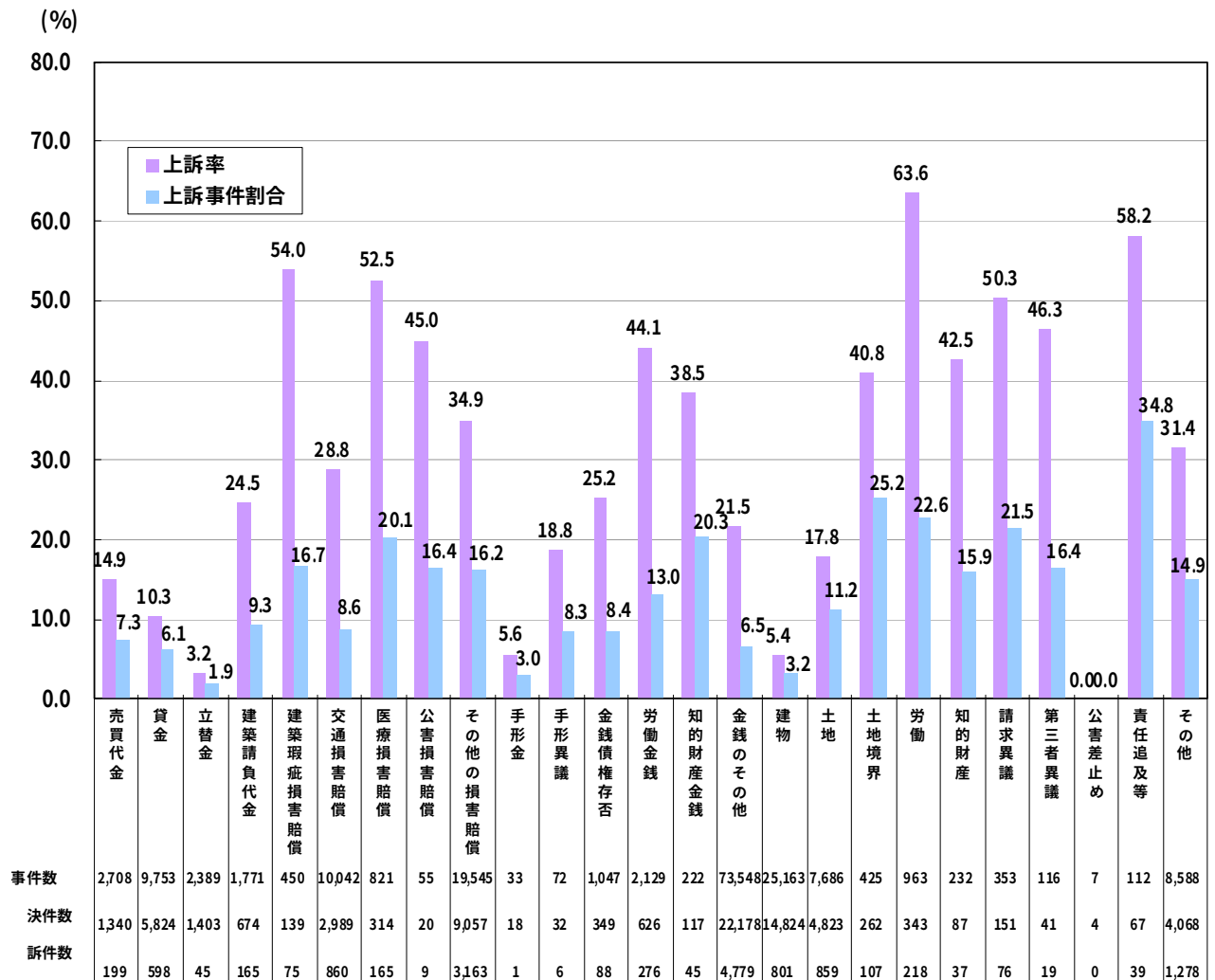
【図31】は、民事第一審訴訟事件の事件類型別の上訴率及び上訴事件割合を示したものである。上訴率が比較的高い事件類型は、「労働」（63.6%）、「責任追及等」<sup>20</sup>（58.2%）、「建築瑕疵損害賠償」（54.0%）、「医療損害賠償」（52.5%）、「請求異議」（50.3%）、「第三者異議」（46.3%）、「公害損害賠償」（45.0%）、「労働金銭」（44.1%）等である。上記の事件類型において上訴率が高いのは、いずれも事案の内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件が多いためではないかと推測される<sup>21</sup>。

<sup>20</sup> 「責任追及等」は、いわゆる株主代表訴訟であり、具体的には、会社法 847 条3項又は5項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴え、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 64 条による改正前の商法 267 条3項又は4項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴えを指す。

<sup>21</sup> 「建築瑕疵損害賠償」、「医療損害賠償」については、当事者間の感情的対立が激しいことも影響しているものと考えられる。また、「労働金銭」についても、当事者間の対立が激しいことが影響していることが考えられる（第3回報告書分析編 53 頁、68 頁、84 頁参照）。



〔図3 1〕 事件類型別の上訴率及び上訴事件割合



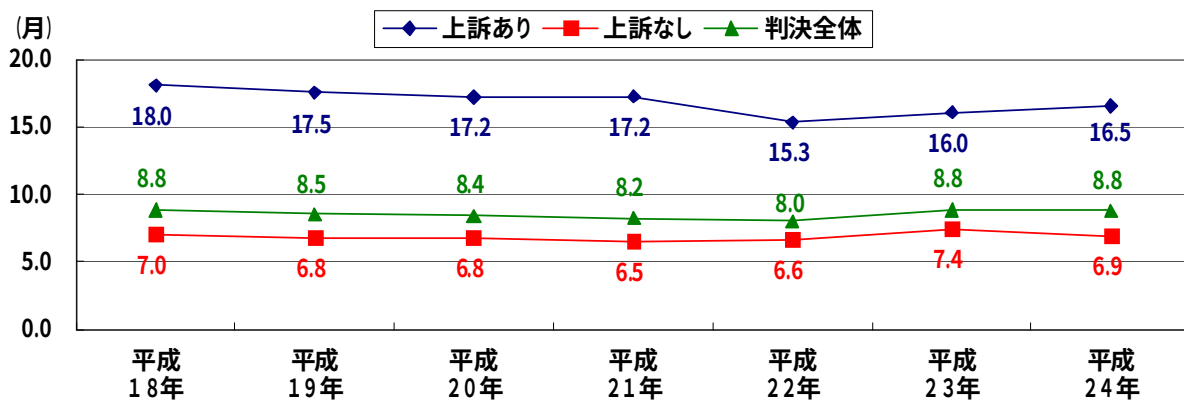


### (上訴の有無別の平均審理期間)

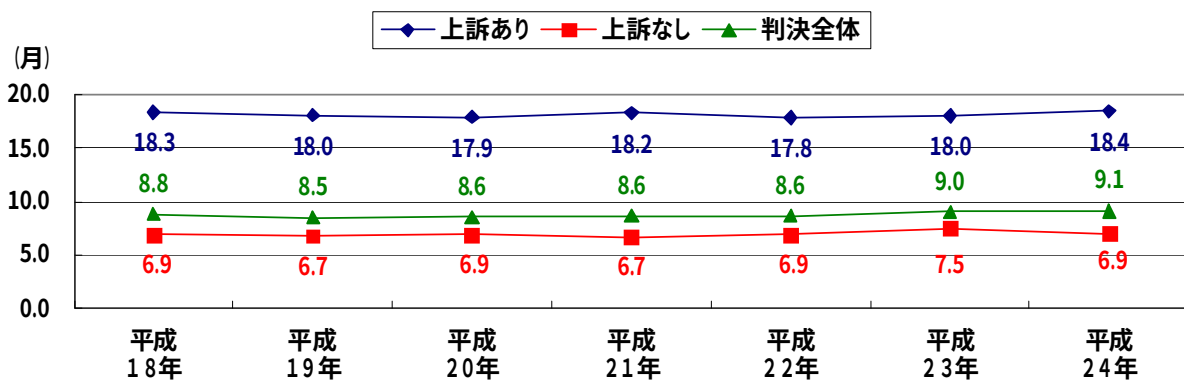
【図 32】は、上訴の有無別に第一審の平均審理期間を示したものである。これによれば、民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外）のいずれについても、上訴がされた事件の平均審理期間は、上訴がされなかった事件の平均審理期間の2倍以上で推移している。また、民事第一審訴訟（全体）よりも、民事第一審訴訟（過払金等以外）の方が、おおむね審理期間が長くなる傾向にある。民事第一審訴訟（全体）において、平成 22 年に上訴がされた事件の平均審理期間が短くなったのは、過払金請求訴訟事件において、短い審理期間でなされた判決に対する上訴が増えたためではないかと考えられる。その他についてはいずれもおおむね横ばいであり、先に述べた上訴率及び上訴事件割合も横ばいであることからすると、特に大きな状況の変化があることはうかがわれない。

【図 32】 判決で終局した事件の上訴の有無別の平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

（民事第一審訴訟（全体））

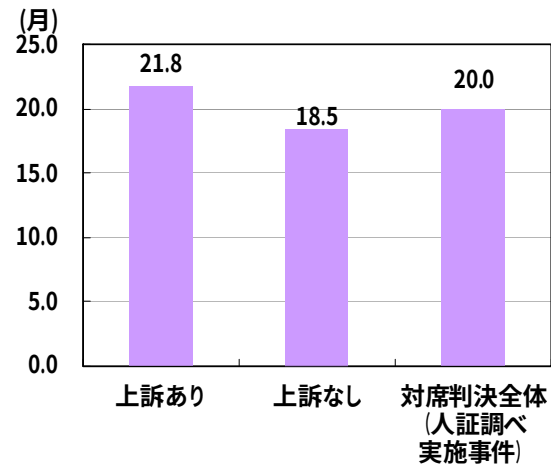


（民事第一審訴訟（過払金等以外））



さらに、民事第一審訴訟（全体）のうち、人証調べを実施し、判決で終局した対席事件<sup>22</sup>について上訴の有無別の平均審理期間を示した【図 33】によれば、上訴がされた事件の平均審理期間は 21.8 月であるのに対し、上訴がされなかった事件の平均審理期間は 18.5 月となっている。

【図 33】 人証調べを実施して判決で終局した対席事件における上訴の有無別の平均審理期間



### 1. 1. 3 まとめ

これまでみてきた統計データを長期的にみると、民事第一審訴訟（全体）については、平成 2 年から平成 17 年まで順調に事件処理が進み、審理期間も短縮していった様子が明確に現れている一方で、平成 18 年以降は過払金返還請求訴訟の急激かつ大幅な増加とその後の減少による影響が統計データ上に大きく現れている様子がうかがえる。

すなわち、平均審理期間は、平成 2 年に 12.9 月であったものが、その後は短縮化傾向が続いて平成 17 年には 8.4 月となっているが（【図 3】）、このように審理期間が短縮化した背景には、争点整理の充実や集中証拠調べの実施等の民事訴訟の運営に関する研究や取組が相次いで行われ、こうした実務における運用改善の努力の成果をふまえて制定された現行民事訴訟法の下で更なる運用上の取組が進められたことがあったものと考えられ（第 1 回報告書 66 頁参照）、平成 18 年以降も、前述の争点整理実施率、集中証拠調べ等に関する統計データからは、現行民事訴訟法が企図した争点整理手続の充実及び集中証拠調べの実施等の審理運営の定着、浸透がみられるところである。そして、その後の平均審理期間の推移をみると、平成 18 年から平成 21 年までは大幅に短縮化している（平成 21 年には 6.5 月と、大幅な短縮化の始まる前である平成 17 年と比較すると 1.9 月も短縮している。）のであるが、この間の短縮化の経過と過払金返還請求訴訟の急激かつ大幅な増加の経過とが軌を一にしていること、過払金返還請求訴訟が他の事件類型と比較して早期に終局する傾向が見られ、したがって審理期間が短いものが多いことからすると、この間の平均審理期間の大幅な短縮化は、過払金返還請求訴訟の急激かつ大幅な増加による影響を強く受けていたと考えられる（第 3 回報告書概況・資料編 24 頁「貸金業者に対する過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除く方法」参照）。以上に対し、平成 22 年以降は、過払金返還請求訴訟は減少に転じた中で平均審理期間が長期化に転じているのであるが、これは、審理期間が短いものが多い過払金返還請求訴訟の民事第一審訴訟（全体）に占める割合が低下したことによる影響が考えられるほか、過払金返還請求訴訟自体も、取下げ率が低下するなどして、裁判所がこれまで以上に関与をしないと終局に至らない事件が増加していることが影響していることなどが考えられる。なお、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均審理期間は、平成 18 年以降大きく変化していなかったものが、平成 23 年から若干長期化している。事件の動向に関して、複雑困難事件が増加しているとの指摘がされているところであるが、このほか、前述の新受件数の急激かつ大幅な

<sup>22</sup> 判決で終局した事件の中には、欠席事件も含まれているが、このような事件は、対席事件と比べ、平均審理期間が短く（前掲【図 15】参照）、実質的に争いがないことが多いため、上訴率は低い。また、対席事件であっても、被告が原告の請求原因事実を争わない事件（自白事件）は、実質的な争いがなく、上訴率は低い。このような事件を除外したものが、人証調べを実施し（自白事件では人証調べを実施しないことが多い。）、判決で終局した対席事件である。

増加による裁判官の負担増等のため、近時、期日回数が若干多くなった事件が生じたとも考えられ、平均審理期間がその年に既済となった事件に基づき算定されるという性質上、そのような事件の処理を進めたことにより、統計上は平均審理期間が長期化して表れた可能性があるとも考えられる。

ところで、第3回報告書分析編3頁から37頁まで及び第4回報告書施策編8頁から11頁までにおいては、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因について指摘したところであるので、その長期化要因が引き続き妥当性を有しているかについてみることにする<sup>23</sup>。まず、主に争点整理の長期化に関連する要因として、争点整理に充てられる期間の長期化が審理期間全体の長期化の大きな要素であると指摘したところ、平成24年の統計データ（過払金等以外事件）をみても、審理期間が長期化するに従って、争点整理期間が長くなり、争点整理期日回数も増加しているなど、各報告書における上記指摘の前提となった傾向に変化はないと思われる。また、具体的な長期化要因として、①訴訟の準備段階における事情として、訴え提起前の調査・検討の困難性等、②訴訟における当事者側の事情として、期日間の準備の短縮の困難性等に関してデータを挙げて指摘したところ、直近の統計データをみても、①訴訟の準備段階における事情については、第4回報告書の調査時と同様、訴え提起前の証拠収集処分はほとんど利用されていない。また、②期日間の準備の短縮の困難性に関しては、対席判決で終局した民事第一審訴訟（過払金等以外、全体）の平均期日間隔は、平成20年以降いずれもおおむね横ばいであり、上記各報告書で指摘した状況に大きな変化はみられない。上記の他、証拠の偏在等の主に証拠収集に関連する要因、専門的知見を要する事案に関連する要因、争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因をそれぞれ指摘したが、これらに関する統計データや状況についても、大きな変化は見られない。以上からすると、上記各報告書で検証した民事訴訟事件一般に共通する長期化要因は、直近の統計データ等から見ても、引き続き妥当性を有していると考えられるところである。

前述のとおり、民事第一審訴訟事件の審理は、平成18年以降、過払金返還請求訴訟の急激かつ大幅な増加に影響を受けてきたことがうかがわれるところではあるが、近時、その影響を脱しつつあるものと考えられる。今後の事件動向については注視する必要があると考えられるが、第4回報告書において提示した施策は引き続き妥当性を有すると解されるところであり、施策の実現に向けた取組が求められるといえよう。そして、本報告書公表までの間にも、関係者による種々の継続的な取組が行われているところである<sup>24</sup>。

<sup>23</sup> 統計データについては、第4回報告書施策編資料編[資料6]及び後掲資料編[資料5]参照

<sup>24</sup> 例えば、集中的に口頭議論を行う期日の実現（第4回報告書施策編22頁）については、争点整理期日における口頭議論の活性化に向けた関係者の協議やプラクティス等が行われ、専門委員を活用しやすくするための施策（同31頁）については、専門委員の機動的任命・選任や広域活用に向けた取組が行われている。なお、近時の専門委員の機動的任命及び専門委員の広域活用の取組について紹介するものとして、平野麻耶「専門委員の活用状況について」判例タイムズ1373号39頁（平成24年）及び林圭介「専門委員の関与のあり方」判例タイムズ1351号11頁（平成23年）参照。

## (参考) 行政事件訴訟の概況

平成24年における行政事件訴訟の平均審理期間は13.9月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.6倍となっている。平均審理期間は、平成4年には23.3月であったが、その後大幅に短縮化し、平成18年以降は、13.8月から15.0月の間で推移している。

平成24年における審理期間別の事件割合は、6月以内のものが30.5%、2年を超えるものが14.6%であり、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが78.7%（うち対席事件の割合が87.4%），和解で終局したものが1.0%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は51.0%である。また、平均期日回数は5.0回（うち平均口頭弁論期日回数は3.7回、平均争点整理期日回数は1.3回），平均期日間隔は2.8月、争点整理実施率は18.7%、人証調べ実施率は25.3%、人証調べ実施事件における平均人証数は2.2人である。民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、行政事件訴訟は、判決で終局した事件に占める対席事件の割合、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合及び人証調べ実施率が高い。なお、行政事件訴訟の上訴率は38.3%である。

行政事件訴訟では、全事件の8.2%について補正命令が発せられている。補正命令を発した事件の第1回口頭弁論期日までの平均期間は3.8月であり、補正命令を発しなかった事件のそれ（2.8月）より長くなっている。

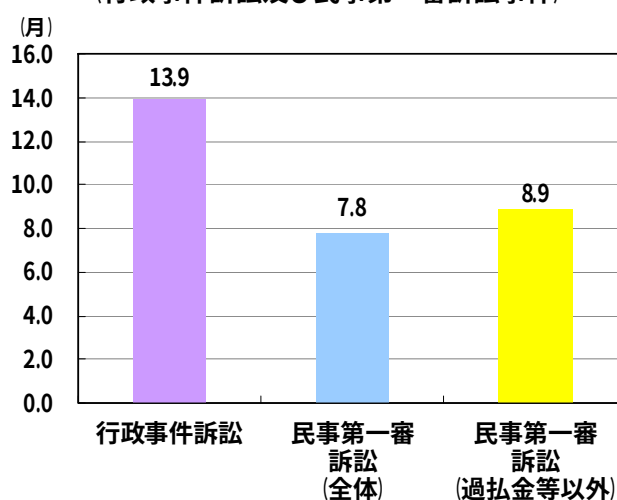
### ○ 平均審理期間等

平成24年における行政事件訴訟の平均審理期間は13.9月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.6倍となっている（【図1】）。

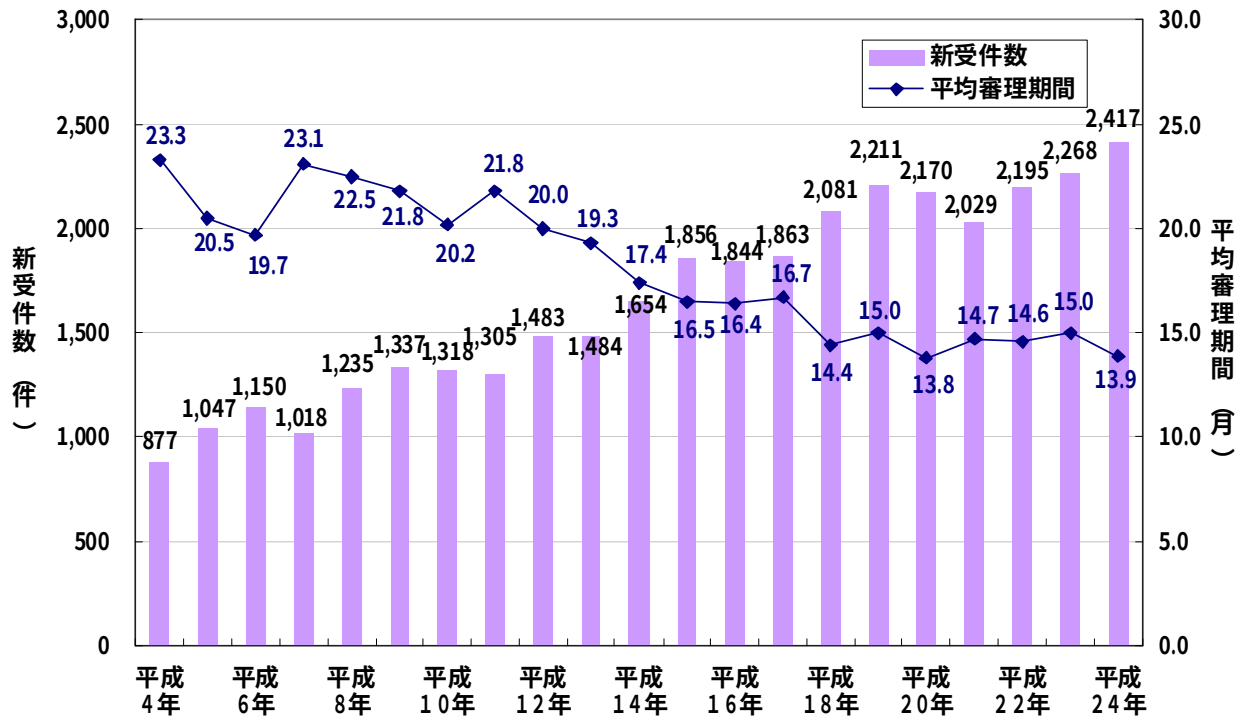
【図2】は、新受件数及び平均審理期間の経年推移を示したものである。新受件数は、平成4年（877件）以降おおむね増加傾向にあり、平成18年以降は2000件を超える高い水準で推移しており、平成24年（2417件）は平成4年（877件）の約2.8倍である。

平均審理期間は、平成4年には23.3月であったが、その後大幅に短縮化して平成18年には14.4月となり、その後は、13.8月から15.0月の間で推移している。平成24年の平均審理期間（13.9月）は、平成4年（23.3月）と比較すると約40.3%（9.4月）短縮化している。

【図1】 平均審理期間  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）



【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政事件訴訟）



#### ○ 審理期間別の事件数等

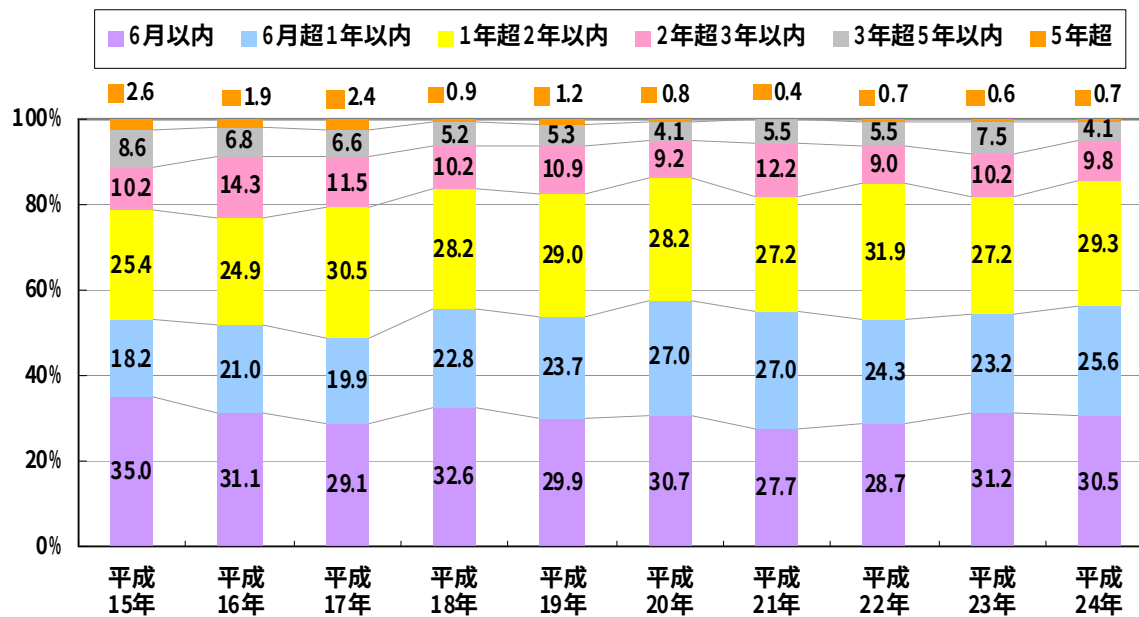
【表3】は、審理期間別の事件数及び事件割合を示したものであるが、行政事件訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、審理期間が6月以内の事件割合が30.5%と低く（民事第一審訴訟（過払金等以外）では56.3%）、他方、1年を超える事件割合が高くなっている。

【図4】は、審理期間別の事件割合の経年推移を示したものである。平成17年と平成22年を除き、審理期間が6月以内の事件の割合が最も高く、平成24年では30.5%を占めている。2年を超える事件の割合は、年により変動があり、平成24年では14.6%となっている。

【表3】 審理期間別の事件数及び事件割合  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類     | 行政事件<br>訴訟   | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|-----------|--------------|---------------------|-----------------------------|
| 事件数       | 2,441        | 168,230             | 90,560                      |
| 平均審理期間(月) | 13.9         | 7.8                 | 8.9                         |
| 6月以内      | 745<br>30.5% | 103,815<br>61.7%    | 50,971<br>56.3%             |
| 6月超1年以内   | 625<br>25.6% | 32,613<br>19.4%     | 17,148<br>18.9%             |
| 1年超2年以内   | 714<br>29.3% | 23,611<br>14.0%     | 16,470<br>18.2%             |
| 2年超3年以内   | 238<br>9.8%  | 5,927<br>3.5%       | 4,263<br>4.7%               |
| 3年超5年以内   | 101<br>4.1%  | 1,997<br>1.2%       | 1,508<br>1.7%               |
| 5年を超える    | 18<br>0.7%   | 267<br>0.2%         | 200<br>0.2%                 |

【図4】 審理期間別事件割合の推移 (行政事件訴訟)



○ 終局区分別の事件数等

【表5】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、行政事件訴訟では、判決で終局した事件の割合は78.7%であるところ、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、判決で終局した事件に占める対席事件の割合が87.4%と極めて高く（民事第一審訴訟（過払金等以外）では63.8%）、和解で終局した事件の割合が1.0%と極めて低い（民事第一審訴訟（過払金等以外）では34.3%）といった特徴がみられる。

【表5】 終局区分別の事件数及び事件割合  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類                | 行政事件<br>訴訟     | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|----------------------|----------------|---------------------|-----------------------------|
| 判決                   | 1,921<br>78.7% | 69,750<br>41.5%     | 46,155<br>51.0%             |
| うち対席<br>(%は判決に対する割合) | 1,678<br>87.4% | 47,308<br>67.8%     | 29,436<br>63.8%             |
| 和解                   | 25<br>1.0%     | 57,368<br>34.1%     | 31,049<br>34.3%             |
| 取下げ                  | 327<br>13.4%   | 36,234<br>21.5%     | 10,526<br>11.6%             |
| それ以外                 | 168<br>6.9%    | 4,878<br>2.9%       | 2,830<br>3.1%               |



## ○ 訴訟代理人の選任状況

【表6】は、訴訟代理人の選任状況を示したものである。これによれば、行政事件訴訟においては、51.0%の事件で当事者双方に訴訟代理人が選任されており、この割合は、民事第一審訴訟事件（民事第一審訴訟（過払金等以外）では45.2%）と比較すると高いものとなっている。

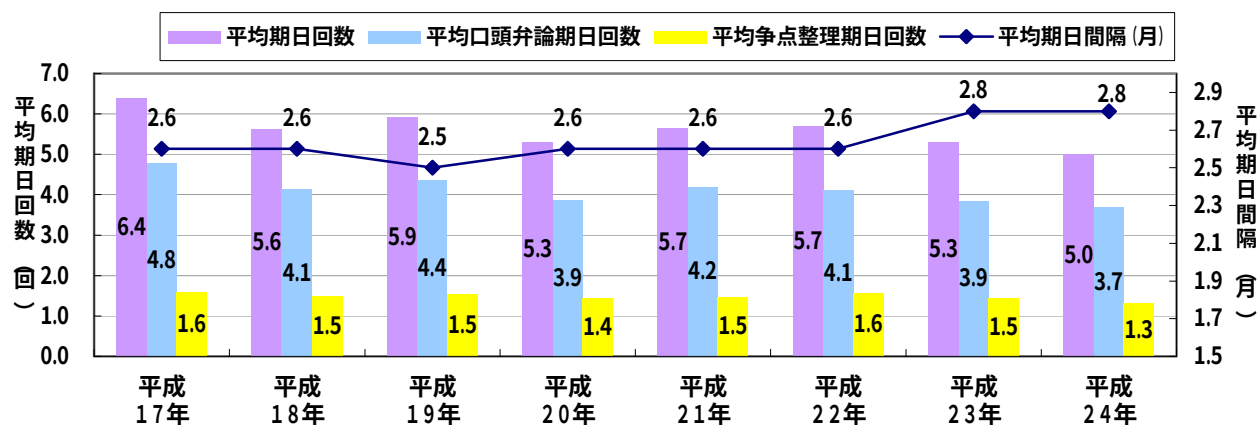
【表6】 訴訟代理人の選任状況  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類          | 行政事件<br>訴訟     | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|----------------|----------------|---------------------|-----------------------------|
| 双方に<br>訴訟代理人   | 1,246<br>51.0% | 63,302<br>37.6%     | 40,894<br>45.2%             |
| 原告側のみ<br>訴訟代理人 | 61<br>2.5%     | 65,078<br>38.7%     | 30,579<br>33.8%             |
| 被告側のみ<br>訴訟代理人 | 725<br>29.7%   | 7,382<br>4.4%       | 3,604<br>4.0%               |
| 本人による          | 409<br>16.8%   | 32,468<br>19.3%     | 15,483<br>17.1%             |

## ○ 期日及び争点整理手続の状況

【図7】は、平均期日回数及び平均期日間隔の経年推移を示したものであり、いずれもおおむね横ばいである。行政事件訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、平均期日回数が若干多く（平成24年において、行政事件訴訟は5.0回、民事第一審訴訟（過払金等以外）は4.9回）、平均期日間隔も長い（同年において、行政事件訴訟は2.8月、民事第一審訴訟（過払金等以外）は1.8月）。行政訴訟事件の平均審理期間が長期化するのには、期日回数を若干多く要するためであるほか、期日間隔が長いためでもあるといえる。

【図7】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移（行政事件訴訟）



【表8】は、争点整理手続の実施件数及び実施率を示したものである。行政事件訴訟における争点整理手続の実施率は18.7%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）より低い。これまでの報告書で指摘したとおり（第1回報告書131頁、第2回報告書97頁、第3回報告書概況・資料編50頁、第4回報告書概況編50頁参照）、行政事件訴訟では、通常の口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いのではないかと推測されるところであるが、このことは、以上のデータからも裏付けられよう。

## ○ 人証調べの状況

【表9】は、人証調べ実施率及び平均人証数を示したものである。これによれば、平成24年における行政事件訴訟の人証調べ実施率は25.3%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（19.2%）の約1.3倍である。また、平均人証数は0.6人であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（0.5人）より若干多くなっている。一方、人証調べを実施した事件に限って平均人証数をみると、行政事件訴訟では2.2人であるのに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では2.8人となっており、民事第一審訴訟（過払金等以外）の方が若干多くなっている。

【表10】は、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものである。これによれば、人証調べを実施した行政事件訴訟の平均審理期間は23.9月であり、行政事件訴訟全体の平均審理期間（13.9月）より相当長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件（過払金等以外）の平均審理期間は19.7月である。前掲1. 1. 2【図22】参照）。また、人証調べを実施した行政事件訴訟の平均人証調べ期間は0.6月である。同期間の平均審理期間に対する割合は2.5%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）（2.0%。前掲1. 1. 2【図22】）より若干高くなっている。

【表11】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、人証調べを実施した行政事件訴訟の85.6%（529件）が1回の期日で、96.4%（596件）が2回以内の期日で人証調べを終えている。これらの割合は、平成22年（1回が72.0%、2回以内が84.5%）より高くなっている。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類            |      | 行政事件<br>訴訟 | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|------------------|------|------------|---------------------|-----------------------------|
| 争<br>点<br>整<br>理 | 実施件数 | 456        | 57,062              | 36,587                      |
|                  | 実施率  | 18.7%      | 33.9%               | 40.4%                       |

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類               | 行政事件<br>訴訟 | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|---------------------|------------|---------------------|-----------------------------|
| 人証調べ実施率             | 25.3%      | 13.8%               | 19.2%                       |
| 平均人証数               | 0.6        | 0.4                 | 0.5                         |
| 平均人証数<br>(人証調べ実施事件) | 2.2        | 2.8                 | 2.8                         |

【表10】 人証調べを実施した事件における平均審理  
期間及び平均人証調べ期間 (行政事件訴訟)

|              |      |
|--------------|------|
| 平均審理期間 (月)   | 23.9 |
| 平均人証調べ期間 (月) | 0.6  |

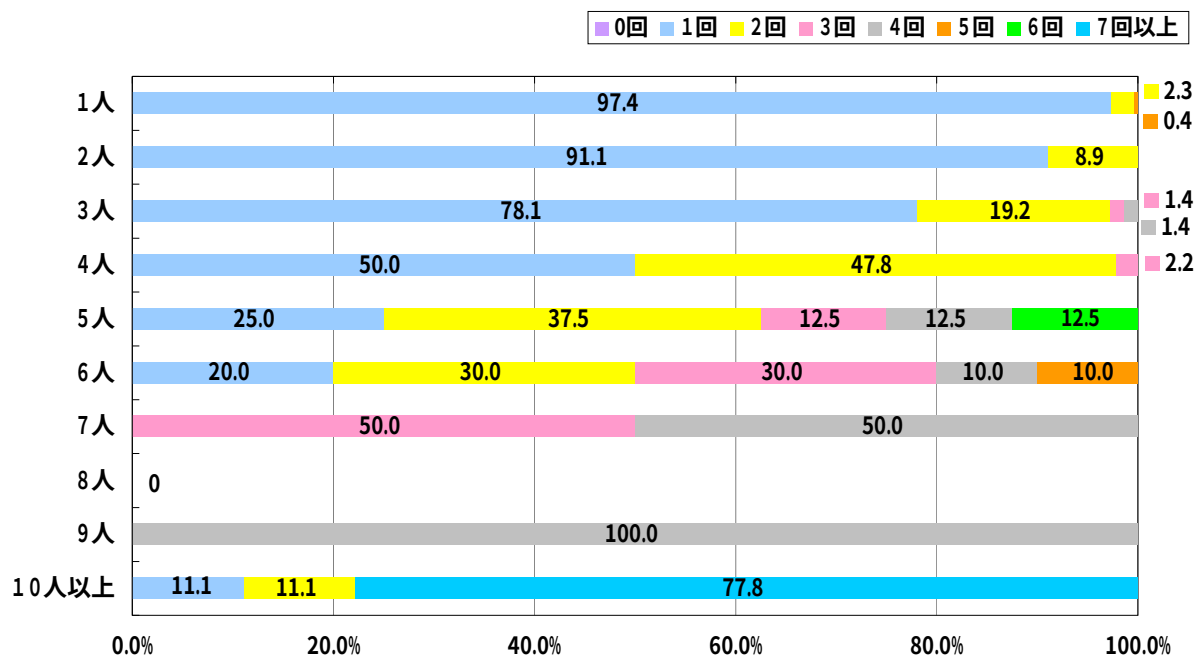
【表11】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合  
(行政事件訴訟)

| 人証調べ期日回数 | 事件数 | 事件割合   |
|----------|-----|--------|
| 1回       | 529 | 85.6%  |
| 2回       | 67  | 10.8%  |
| 3回       | 7   | 1.1%   |
| 4回       | 5   | 0.8%   |
| 5回       | 2   | 0.3%   |
| 6回       | 1   | 0.2%   |
| 7回以上     | 7   | 1.1%   |
| 合計       | 618 | 100.0% |



さらに，【図 12】は，人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示したものであるが，これによれば，人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は，人証数が1人の事件では97.4%，2人の事件では91.1%，3人の事件では78.1%となっている。

【図12】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況（行政事件訴訟）

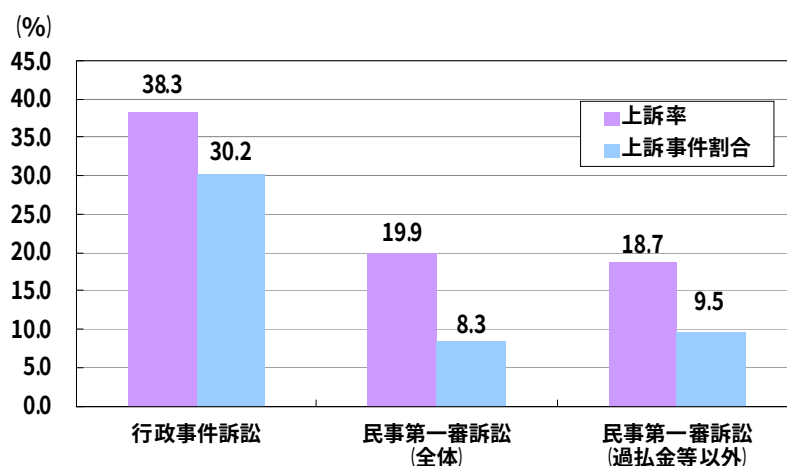


## ○ 上訴に関する状況

【図13】は、上訴率及び上訴事件割合を示したものである。これによれば、行政事件訴訟における上訴率は38.3%、上訴事件割合は30.2%であり、平成22年（それぞれ38.8%、28.8%。第4回報告書概況編52頁【図14】参照）より上訴率は低くなり、上訴事件割合は高くなったところ、民事第一審訴訟（過払金等以外）の各数値（18.7%、9.5%）のそれぞれ約2.0倍、約3.2倍である。これは、これまでの報告書で指摘したとおり（第2回報告書100頁、第3回報告書概況・資料編52頁、第4

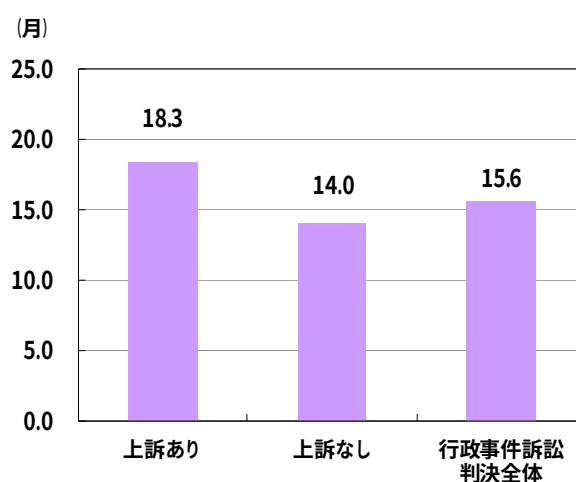
回報告書概況編52頁参照）、行政事件訴訟においては、その性質上、欠席判決や実質的に争いのない事件がほとんどないため、結果として上訴が申し立てられる事件の割合が高いことによるものと考えられる。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【図14】は、行政事件訴訟における上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴があった事件の平均審理期間は18.3月、上訴がなかった事件のそれは14.0月であり、上訴の有無による平均審理期間の差は4.3月と、民事第一審訴訟（過払金等以外）の場合（11.5月。前掲1. 1. 2【図32】参照）ほど大きなものではない。これは、これまでの報告書で指摘したとおり（第2回報告書100頁、第3回報告書概況・資料編52頁、第4回報告書概況編52頁参照）、行政事件訴訟においては、民事第一審訴訟事件の場合と異なり、実質的な争いがない事件がほとんどみられない上、行政法規の解釈適用等が問題となる専門性の高い事件や、争点が複雑である事件が多いこと等の事情によるものと考えられる。

【図14】 上訴の有無別の平均審理期間  
(行政事件訴訟)

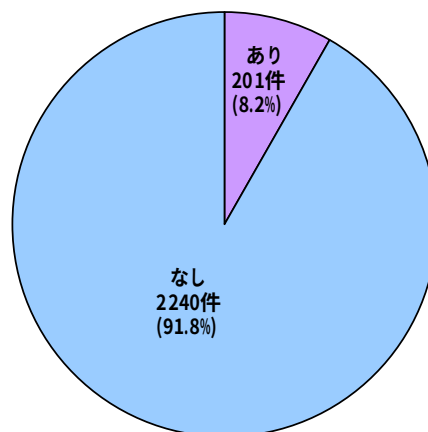


## ○ 補正命令に関する状況

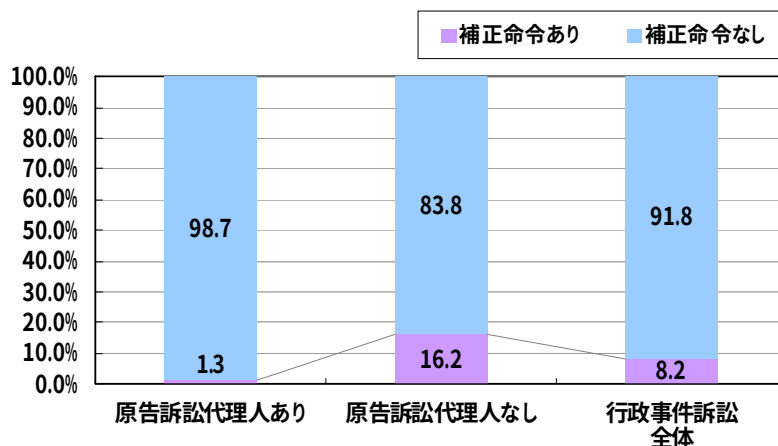
【図15】から【図18】までは、行政事件訴訟における補正命令<sup>1</sup>に関する統計データを示したものである<sup>2</sup>。

このうち【図15】は行政事件訴訟における補正命令の有無を、【図16】は行政事件訴訟における原告訴訟代理人の有無と補正命令の有無を、それぞれ示したものである。これらによれば、行政事件訴訟全体では8.2%の事件、原告に訴訟代理人が選任されていない事件（原告本人訴訟）では16.2%の事件について、補正命令が発せられている（これに対し、原告に訴訟代理人が選任されている事件では補正命令が発せられた事件の割合は1.3%に止まっており、原告本人訴訟と比べて、顕著に低くなっている。）。この傾向は、平成20年及び平成22年における調査結果と同様であるところ、その原因としては、行政事件訴訟が専門性の高い事件類型であり、行政法規等を的確に理解することのハードルが高いこと（第3回報告書分析編32頁、第4回報告書・概況編53頁参照）の結果として、訴状の記載等に不備がある事件が少なからずあるためであると考えられる。

【図15】 補正命令の有無（行政事件訴訟）



【図16】 原告訴訟代理人の有無と補正命令の有無（行政事件訴訟）



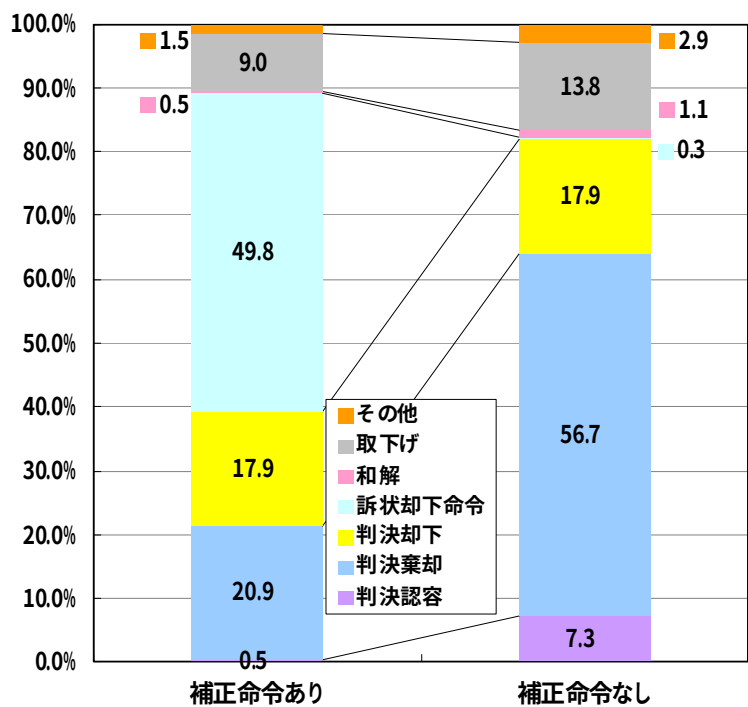
<sup>1</sup> 原告が提出した訴状の当事者及び法定代理人の記載並びに請求の趣旨及び原因の記載に不備がある場合や、原告が訴え提起に必要な手数料を納付しない場合には、訴状を審査する裁判長は、原告に対し、相当の期間を定めてその不備を補正すべきことを命じなければならない（民事訴訟法137条1項）。補正命令を受けたにもかかわらず、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない（同条2項）。

<sup>2</sup> これらの統計には、実務上広く行われている、任意の補正を促す措置（民事訴訟規則56条）は含まれていない。

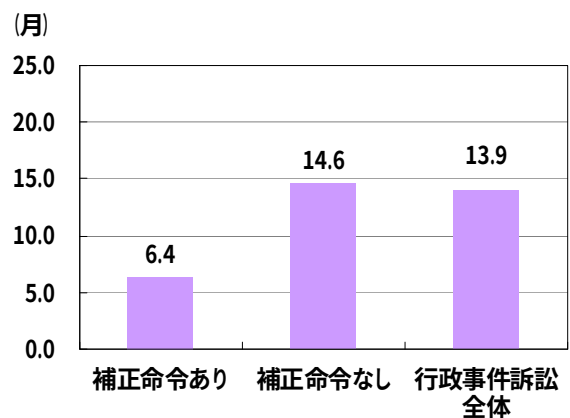
【図17】は、行政事件訴訟における補正命令の有無と終局区分を示したものである。補正命令を発した事件の49.8%が、不備が補正されず、訴状却下命令により終局している。

【図18】は、行政事件訴訟における補正命令の有無と平均審理期間を示したものである。補正命令を発した事件の平均審理期間は6.4月であり、発しなかった事件の平均審理期間（14.6月）の半分以下である。補正命令を発した後、訴状却下命令で終局する事件は、短期間で事件が終局するため、補正命令を発した事件の平均審理期間は、補正命令を発しなかった事件のそれに比べて短くなっているものと考えられることは、平成20年及び平成22年と同様である（第3回報告書概況・資料編54頁、第4回報告書概況編54頁参照）。

【図17】 補正命令の有無と終局区分（行政事件訴訟）

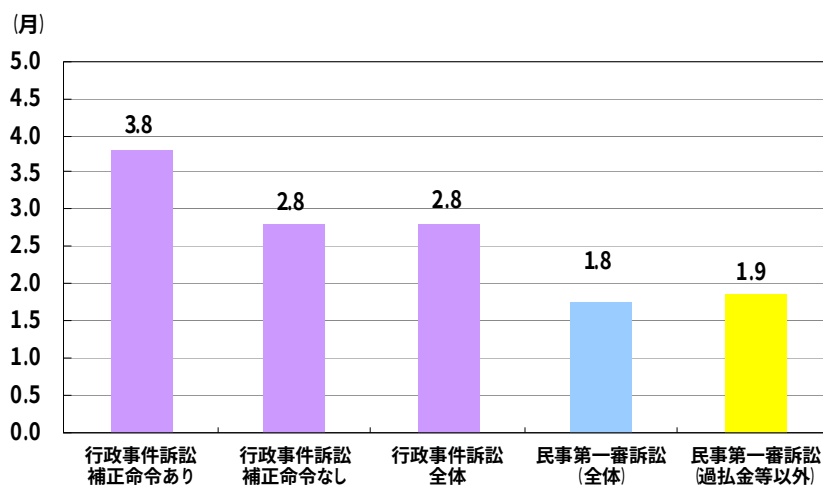


【図18】 補正命令の有無と平均審理期間（行政事件訴訟）



【図19】は、第1回口頭弁論期日までの平均期間を示したものである（訴状却下命令で終局した事件や、第1回口頭弁論期日前に訴えの取下げにより終局した事件など、第1回口頭弁論期日が行われなかった事件は、この統計データに含まれていない。）。補正命令を発した事件については、訴えの提起から第1回口頭弁論期日までの平均期間は3.8月であり、補正命令を発しなかった事件の平均期間が2.8月であるのと比べて1.0月長くなっている。これは、第3回報告書概況・資料編54頁、第4回報告書概況編54頁で指摘したとおり、補正命令を発した事件では、訴状の補正に一定の期間を要するため、第1回口頭弁論期日までに時間を要していることによるものと考えられる。

【図19】 第1回口頭弁論期日までの平均期間（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）（口頭弁論を実施しなかった事件を除く。）



## ○ まとめ

第3回報告書分析編30頁から34頁までにおいては、行政事件訴訟では、民事第一審訴訟事件に共通する長期化要因の多くが妥当するほか、行政法規の構造や規定内容の複雑性に起因する専門性が、審理期間に少なからぬ影響を与えている旨の指摘をしたが、本報告書公表時において、これと異なる事情が生じていることがわれない。

そして、行政事件訴訟の新受件数は平成4年以降おおむね増加傾向にあり、近時は高水準で推移している中であって、平均審理期間は、平成24年には、平成4年と比べると約40.3%(9.4月)短縮化している。これまでに公表した報告書において、行政事件訴訟については、東京地方裁判所に設置された専門部や大阪地方裁判所等全国7か所に設置された集中部で、多数の行政事件を処理することを通じて充実した審理を迅速に行うための取組が行われていること（第2回報告書203頁）、当事者の対立の激しい複雑困難な事件が多数係属していることがうかがわれる東京地方裁判所の専門部では、その平均審理期間が全国の平均を下回るか、ほぼ同じ水準で推移していること（第3回報告書分析編32頁）等から、専門的処理体制が審理の迅速化に寄与していると考えられる旨を指摘したところであるが、こうした取組等により、行政事件訴訟は、全体としては、事案に応じた迅速な審理がされていることがうかがわれる。

(参考) 家庭裁判所における人事訴訟の概況<sup>1</sup>

平成24年における人事訴訟の平均審理期間は11.2月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.3倍となっている。平均審理期間はやや長期化している。

平成24年における審理期間別の事件割合は、6月以内のものが34.0%、2年を超えるものが6.0%であり、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが46.2%、和解で終局したものが41.6%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は60.6%である。また、平均期日回数は6.5回（うち平均口頭弁論期日回数は2.6回、平均争点整理期日回数は3.8回）、平均期日間隔は1.7月、争点整理実施率は59.0%、人証調べ実施率は47.4%、人証調べ実施事件における平均人証数は1.9人である。民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、人事訴訟は、人証調べ実施率は高いものの、人証調べ実施事件における平均人証数は少ない。なお、人事訴訟の上訴率は15.0%である。

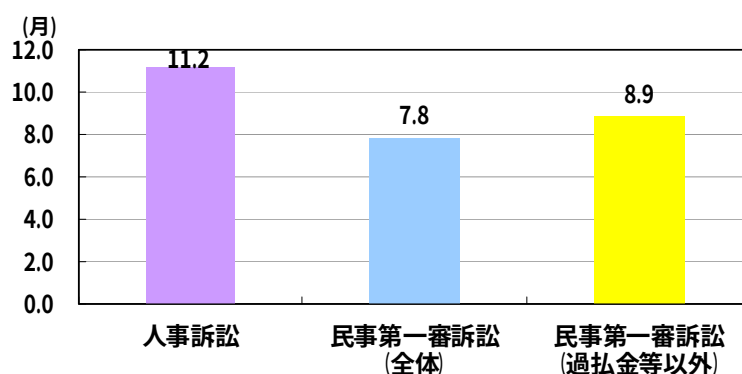
人事訴訟の約 88%は離婚の訴えである。離婚の訴えに係る人事訴訟の平均審理期間は 11.6 月であり、他の人事訴訟のそれ（8.5 月）よりも 3.1 月長い。離婚事件の中では、財産分与の申立てのある事件の平均審理期間は 14.6 月であり、ない事件のそれ（10.3 月）よりも 4.3 月長い。

○ 平均審理期間等

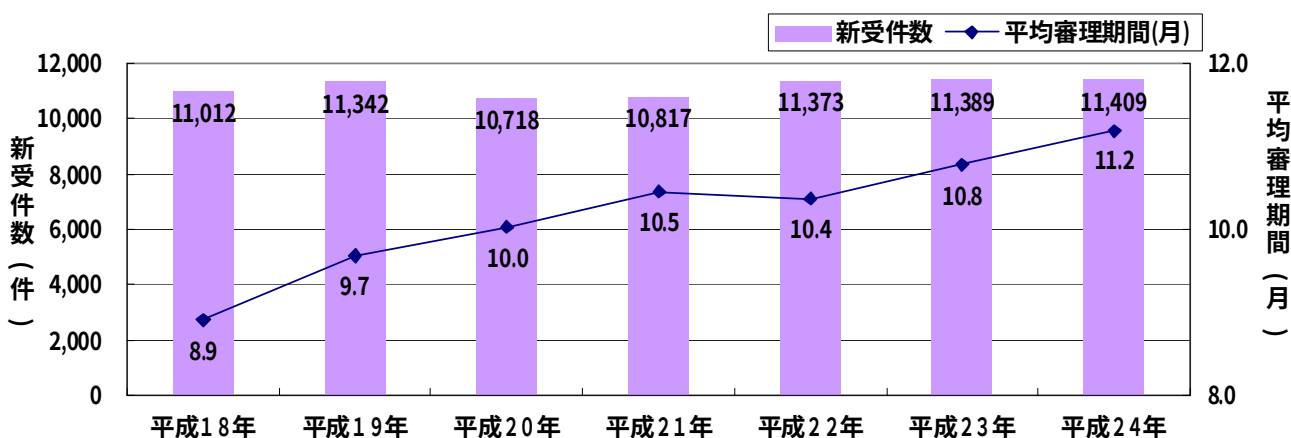
【図1】は、平均審理期間を示したものである。平成24年の平均審理期間は11.2月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.3倍となっている。

【図2】は、新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。新受件数は、おおむね横ばいで、1万1000件前後で推移している。

【図1】 平均審理期間（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）



【図2】 新受件数と平均審理期間の推移（人事訴訟）



<sup>1</sup> 人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、平成 16 年4月1日に地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管された。なお、地方裁判所においては、同日以前から係属していた人事訴訟等のみを引き続き審理していたが、平成 22 年をもって、地方裁判所に係属していた人事訴訟はすべて終局し、平成 23 年以降は、地方裁判所に係属している人事訴訟はない。

平均審理期間は、平成16年4月の移管後に係属して既済となった事件のみを対象として算出しているため、移管当初短かったものが次第に長期化していた。現在では、移管による影響は既に収束したものと見られるが、平均審理期間はやや長期化している。

#### ○ 審理期間別の事件数等

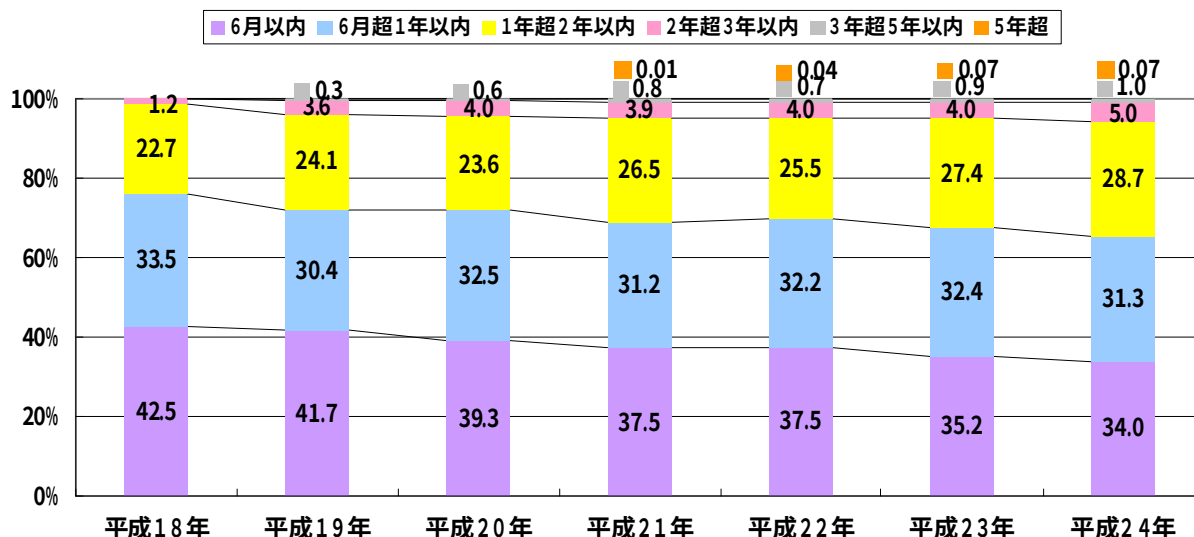
【表3】は審理期間別の事件数及び事件割合を示したものであるが、人事訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、審理期間が6月以内の事件割合は34.0%と低く、他方、1年を超える事件割合が高くなっている。

【図4】は、審理期間別の事件割合の経年推移を示したものである。審理期間が6月以内の事件割合が減少する一方、審理期間が6月を超える事件割合が増加している。

【表3】 審理期間別の事件数及び事件割合  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類     | 人事訴訟           | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|-----------|----------------|---------------------|-----------------------------|
| 事件数       | 11,840         | 168,230             | 90,560                      |
| 平均審理期間(月) | 11.2           | 7.8                 | 8.9                         |
| 6月以内      | 4,025<br>34.0% | 103,815<br>61.7%    | 50,971<br>56.3%             |
| 6月超1年以内   | 3,702<br>31.3% | 32,613<br>19.4%     | 17,148<br>18.9%             |
| 1年超2年以内   | 3,399<br>28.7% | 23,611<br>14.0%     | 16,470<br>18.2%             |
| 2年超3年以内   | 588<br>5.0%    | 5,927<br>3.5%       | 4,263<br>4.7%               |
| 3年超5年以内   | 118<br>1.0%    | 1,997<br>1.2%       | 1,508<br>1.7%               |
| 5年を超える    | 8<br>0.07%     | 267<br>0.2%         | 200<br>0.2%                 |

【図4】 審理期間別事件割合の推移(人事訴訟)



#### ○ 終局区分別の事件数等

【表5】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。人事訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、和解率は41.6%、判決で終局した事件に占める対席事件の割合は68.7%と、いずれも高い。



## ○ 訴訟代理人の選任状況

【表6】は、訴訟代理人の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。人事訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、当事者双方に訴訟代理人が付く事件の割合が 60.6%と高く、当事者双方とも本人による事件の割合は 5.1%と低い。

【表5】 終局区分別の事件数及び事件割合  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類            | 人事訴訟           | 民事第一審訴訟(全体)     | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 判決               | 5,475<br>46.2% | 69,750<br>41.5% | 46,155<br>51.0% |
| うち対席(%は判決に対する割合) | 3,763<br>68.7% | 47,308<br>67.8% | 29,436<br>63.8% |
| 和解               | 4,922<br>41.6% | 57,368<br>34.1% | 31,049<br>34.3% |
| 取下げ              | 1,171<br>9.9%  | 36,234<br>21.5% | 10,526<br>11.6% |
| それ以外             | 272<br>2.3%    | 4,878<br>2.9%   | 2,830<br>3.1%   |

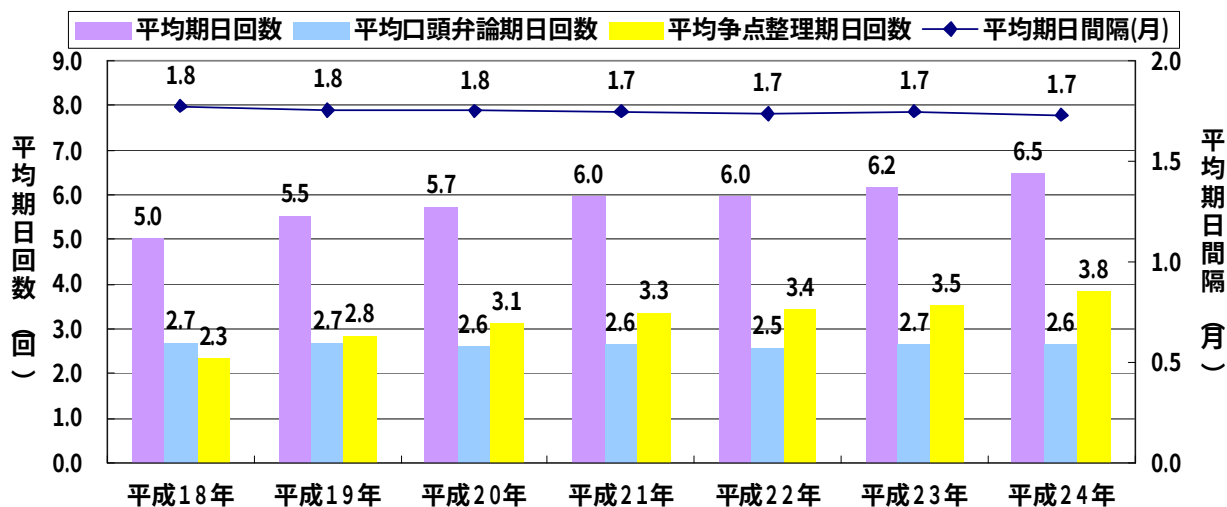
【表6】 訴訟代理人の選任状況  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類      | 人事訴訟           | 民事第一審訴訟(全体)     | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 双方に訴訟代理人   | 7,177<br>60.6% | 63,302<br>37.6% | 40,894<br>45.2% |
| 原告側のみ訴訟代理人 | 3,897<br>32.9% | 65,078<br>38.7% | 30,579<br>33.8% |
| 被告側のみ訴訟代理人 | 164<br>1.4%    | 7,382<br>4.4%   | 3,604<br>4.0%   |
| 本人による      | 602<br>5.1%    | 32,468<br>19.3% | 15,483<br>17.1% |

## ○ 期日及び争点整理手続の状況

【図7】は、平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。平均期日回数は増加傾向にあるが、平均期日間隔はおおむね横ばいである。人事訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、平均期日回数が多いが（平成 24 年において、人事訴訟は 6.5 回、民事第一審訴訟（過払金等以外）は 4.9 回。前掲 1. 1. 2 【図 17】参照）、平均期日間隔はほぼ同じか、僅かに短い（同年において、人事訴訟は 1.7 月、民事第一審訴訟（過払金等以外）は 1.8 月。前掲 1. 1. 2 【図 17】参照）。

【図7】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(人事訴訟)



【表8】は、争点整理実施率を示したものである。これをみると、人事訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、争点整理実施率は59.0%と高い。

【表8】 争点整理実施率  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類          |          | 人事訴訟  | 民事第一審訴訟(全体) | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|----------------|----------|-------|-------------|-----------------|
| 争点<br>手続<br>整理 | 実施<br>件数 | 6,991 | 57,062      | 36,587          |
|                | 実施率      | 59.0% | 33.9%       | 40.4%           |

## ○ 人証調べの状況

【表9】は、人証調べ実施率及び平均人証数を示したものである。これをみると、人事訴訟においては、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、人証調べ実施率は47.4%と高いが、人証調べ実施事件における平均人証数は1.9人と少ない。これらは、これまでの調査結果と同様である（第2回報告書104頁【表153】、第3回報告書概況・資料編57頁【表8】、第4回報告書概況編57頁【表8】参照）。

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟)

|                     | 人事訴訟  | 民事第一審訴訟(全体) | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|---------------------|-------|-------------|-----------------|
| 人証調べ実施率             | 47.4% | 13.8%       | 19.2%           |
| 平均人証数               | 0.9   | 0.4         | 0.5             |
| 平均人証数<br>(人証調べ実施事件) | 1.9   | 2.8         | 2.8             |

【表10】は、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものである。これをみると、人証調べを実施した事件の平均審理期間は13.8月であり、人事訴訟全体の平均審理期間(11.2月)よりやや長い。

【表10】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(人事訴訟)

|             |      |
|-------------|------|
| 平均審理期間(月)   | 13.8 |
| 平均人証調べ期間(月) | 0.2  |

【表11】は人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであるが、人事訴訟では、人証調べ期日回数が1回の事件は全体の93.2%を、2回の事件は6.1%を占めている。

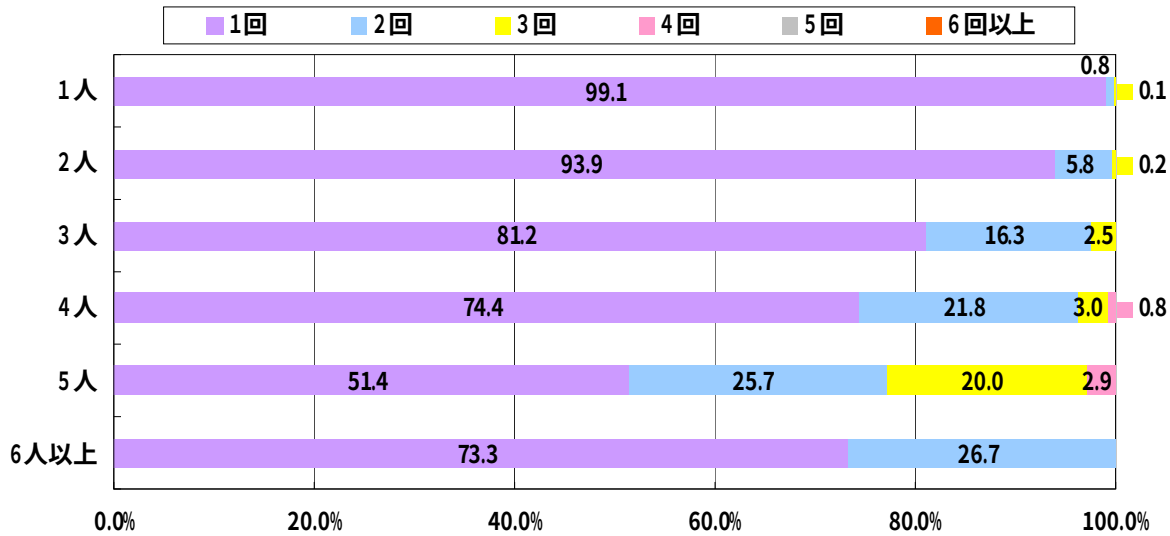
【表11】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合(人事訴訟)

| 人証調べ期日回数 | 事件数   | 事件割合   |
|----------|-------|--------|
| 1回       | 5,235 | 93.2%  |
| 2回       | 343   | 6.1%   |
| 3回       | 34    | 0.6%   |
| 4回       | 2     | 0.04%  |
| 5回       | -     | -      |
| 6回       | -     | -      |
| 7回       | -     | -      |
| 8回       | -     | -      |
| 9回以上     | -     | -      |
| 合計       | 5,614 | 100.0% |

【図12】は、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示したものであるが、人証調べ期日回数が1回である事件は、人証数が1人の事件では99.1%、2人の事件では93.9%、3人の事件では81.2%を占めている。また、人証調べ期日回数が2回以内である事件は、人証数が3人の事件では97.5%、4人の事件では96.2%、5人の事件では77.1%を占めている。

以上のデータから、人事訴訟においても集中証拠調べが相当程度定着しているといえる。この傾向は、平成22年でも同様であった（第4回報告書概況編58頁【図12】参照）。

【図12】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況(人事訴訟)

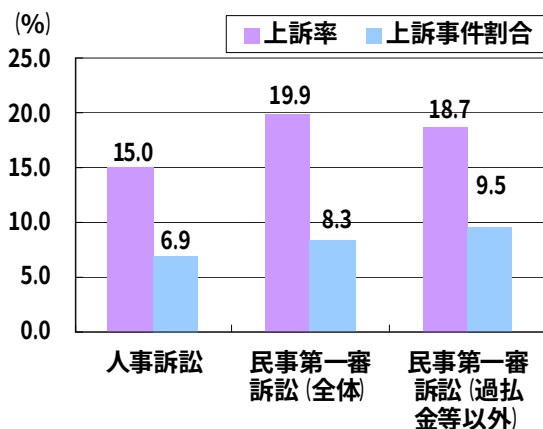


○ 上訴に関する状況

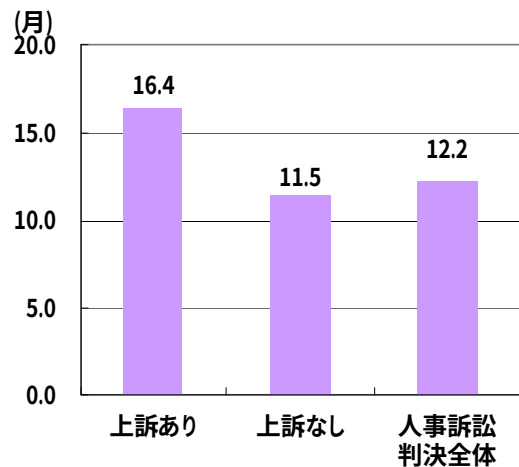
【図13】によれば、人事訴訟の上訴率は、15.0%、上訴事件割合は、6.9%といずれも民事第一審訴訟（過払金等以外）より低く、平成22年（上訴率16.6%、上訴事件割合7.3%。第4回報告書概況編59頁【図13】参照）と比べると、いずれもやや低くなっている。

上訴の有無別に人事訴訟の平均審理期間をみると、【図14】のとおりとなっている。平成22年と比べると、上訴ありは横ばいであるが（平成22年は16.3月）、上訴なし、判決により終局した人事訴訟全体のいずれも平均審理期間がやや長くなっている（平成22年は順に10.2月、11.2月。第4回報告書概況編59頁【図14】参照）。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【図14】 上訴の有無別の平均審理期間(人事訴訟)



## ○ 離婚の訴えに関する状況

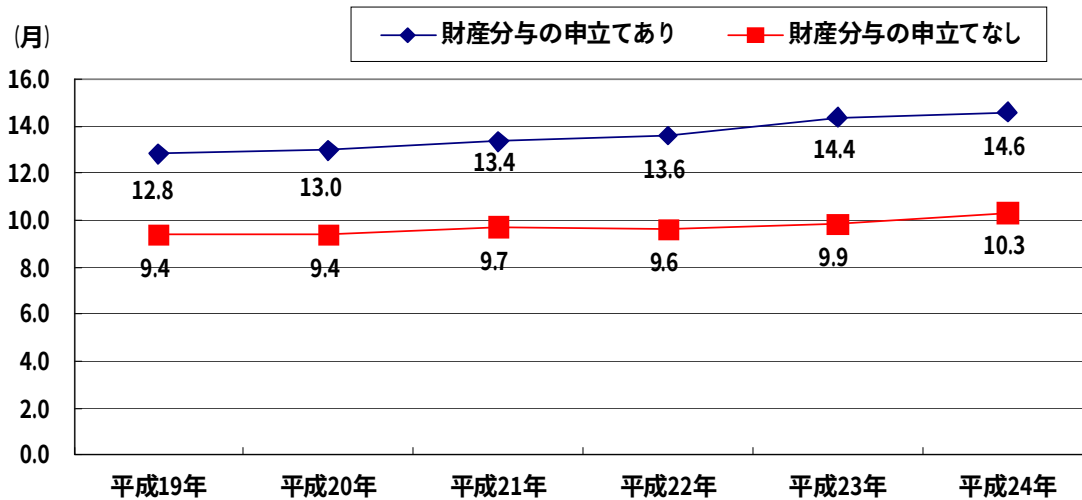
【表15】によれば、離婚の訴えに係る人事訴訟は、人事訴訟全体の約88%を占め、離婚以外の訴えに係る人事訴訟と比べて平均審理期間が3.1月長い。

離婚事件において、親権者の指定をすべき子（人事訴訟法32条3項）がいるか否か、また、附帯処分（同条1項）として代表的なものである財産分与の申立てがあるか否かの別に審理の状況をみると、親権者の指定をすべき子については、いる場合といない場合とで平均審理期間にほとんど差はみられないが、財産分与の申立てについては、平成24年の平均審理期間は、ある場合（14.6月）の方がない場合（10.3月）よりも4.3月長い。財産分与の申立ての有無別の平均審理期間を経年でみると、【図16】のとおり、財産分与の申立てがある事案の平均審理期間は年々長期化する傾向にある。そして、財産分与の申立てがある離婚事件は、平成19年には1691件であったが、【表15】のとおり、平成24年には3050件まで増えていることからすると、上記事件増が人事訴訟の全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測される。

〔表15〕 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況（人事訴訟）

|           |             | 離婚             | 親権者の指定をすべき子    |                | 財産分与の申立て       |                | 離婚以外           |
|-----------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|           |             |                | あり             | なし             | あり             | なし             |                |
| 事件数       |             | 10,370         | 6,527          | 3,843          | 3,050          | 7,320          | 1,470          |
| 平均審理期間（月） |             | 11.6           | 11.6           | 11.6           | 14.6           | 10.3           | 8.5            |
| 平均期日回数    |             | 6.8            | 6.9            | 6.7            | 9.1            | 5.9            | 4.1            |
| 平均期日間隔（月） |             | 1.7            | 1.7            | 1.7            | 1.6            | 1.8            | 2.1            |
| 争点整理実施率   |             | 62.9%          | 65.6%          | 58.3%          | 78.4%          | 56.4%          | 31.9%          |
| 審理期間      | 6月以内        | 3,251<br>31.4% | 1,891<br>29.0% | 1,360<br>35.4% | 534<br>17.5%   | 2,717<br>37.1% | 774<br>52.7%   |
|           | 6月超<br>1年以内 | 3,305<br>31.9% | 2,212<br>33.9% | 1,093<br>28.4% | 943<br>30.9%   | 2,362<br>32.3% | 397<br>27.0%   |
|           | 1年超<br>2年以内 | 3,150<br>30.4% | 2,049<br>31.4% | 1,101<br>28.6% | 1,223<br>40.1% | 1,927<br>26.3% | 249<br>16.9%   |
|           | 2年超<br>3年以内 | 546<br>5.3%    | 332<br>5.1%    | 214<br>5.6%    | 273<br>9.0%    | 273<br>3.7%    | 42<br>2.9%     |
|           | 3年超<br>5年以内 | 112<br>1.1%    | 42<br>0.6%     | 70<br>1.8%     | 73<br>2.4%     | 39<br>0.5%     | 6<br>0.4%      |
|           | 5年超         | 6<br>0.06%     | 1<br>0.02%     | 5<br>0.1%      | 4<br>0.1%      | 2<br>0.03%     | 2<br>0.1%      |
|           |             |                |                |                |                |                |                |
| 訴訟代理人     | 当事者双方       | 6,645<br>64.1% | 4,376<br>67.0% | 2,269<br>59.0% | 2,353<br>77.1% | 4,292<br>58.6% | 532<br>36.2%   |
|           | 原告側のみ       | 3,098<br>29.9% | 1,806<br>27.7% | 1,292<br>33.6% | 548<br>18.0%   | 2,550<br>34.8% | 799<br>54.4%   |
|           | 被告側のみ       | 134<br>1.3%    | 90<br>1.4%     | 44<br>1.1%     | 41<br>1.3%     | 93<br>1.3%     | 30<br>2.0%     |
|           | 本人による       | 493<br>4.8%    | 255<br>3.9%    | 238<br>6.2%    | 108<br>3.5%    | 385<br>5.3%    | 109<br>7.4%    |
| 終局区分      | 判決          | 4,459<br>43.0% | 2,745<br>42.1% | 1,714<br>44.6% | 1,132<br>37.1% | 3,327<br>45.5% | 1,016<br>69.1% |
|           | 和解          | 4,746<br>45.8% | 3,138<br>48.1% | 1,608<br>41.8% | 1,675<br>54.9% | 3,071<br>42.0% | 176<br>12.0%   |
|           | 取下げ         | 930<br>9.0%    | 491<br>7.5%    | 439<br>11.4%   | 173<br>5.7%    | 757<br>10.3%   | 241<br>16.4%   |
|           | それ以外        | 235<br>2.3%    | 153<br>2.3%    | 82<br>2.1%     | 70<br>2.3%     | 165<br>2.3%    | 37<br>2.5%     |

【図16】 離婚の訴えにおける財産分与の申立ての有無別の平均審理期間の推移（人事訴訟）



※ 平成19年は4月以降に終局した事件が対象である。

## ○ まとめ

平成16年4月に人事訴訟が家庭裁判所に移管された後、人事訴訟は、新受件数がおおむね横ばいである一方、平均審理期間はやや長期化し、平均期日回数も増加傾向にあり、特に財産分与の申立てがある離婚事件において、これらの傾向が強く、同申立てのある離婚事件が増加していることが、人事訴訟の全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測される。

人事訴訟については、第3回報告書分析編 35 頁から 37 頁までにおいて、①人事訴訟事件は、通常訴訟事件と比較して、欠席判決により終局する場合でも証拠調べが必要であること、②対席事件についても、通常訴訟事件では相当数ある実質的に争いのない事案が、人事訴訟事件では相対的に少なく、また、当事者双方が婚姻中の生活関係等の諸事情を広く主張しようとし、それらの諸事情に感情的な思い入れを持っているため、争点を絞り込もうとするのは、かえって円滑、迅速な審理に資さないことが多いこと、③財産の分与に関連して、財産に関する証拠が一方当事者に偏在している場合も少なくなく、このような場合には多数の調査嘱託等の手続に時間を要することなどの長期化要因があるほか、通常訴訟事件同様の長期化要因もある旨を指摘したが、本報告書公表時において、上記指摘と異なる事情が生じていることはうかがわれない。

なお、実務においては、上記のような長期化要因も踏まえつつ、人事訴訟の適正・充実・迅速な審理に向けた取組が引き続き行われているところであり<sup>2</sup>、今後とも、こうした取組が求められよう。

<sup>2</sup> 例えば、東京家庭裁判所の人事訴訟専門部では、人事訴訟事件の審理のノウハウ等を集積するとともに、そうしたノウハウ等についての情報発信等を行っている。近時のものとして、東京家庭裁判所家事第6部『東京家庭裁判所における人事訴訟の審理の実情（第3版）』（判例タイムズ社、平成24年）。

## 2 個別の事件類型の概況

### 2.1 医事関係訴訟の概況

平成24年における医事関係訴訟の平均審理期間は25.1月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約3倍となっている。平均審理期間は、平成5年の42.3月をピークとしておおむね短縮化傾向にあったが、平成18年以後は25月前後のほぼ横ばいで推移している。

平成24年における審理期間別の事件割合は、6月以内のものが13.6%、2年を超えるものが43.2%であり、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが38.2%、和解で終局したものが52.1%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は84.3%である。また、平均期日回数は12.0回（うち平均口頭弁論期日回数は2.6回、平均争点整理期日回数は9.3回）、平均期日間隔は2.1月、争点整理実施率は83.7%、人証調べ実施率は51.8%、人証調べ実施事件における平均人証数は3.1人である。民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、医事関係訴訟は、審理期間が2年を超える事件割合、和解で終局した事件の割合及び双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は高く、平均争点整理期日回数は多く、争点整理実施率及び人証調べ実施率は高い。なお、医事関係訴訟の上訴率は52.5%である。

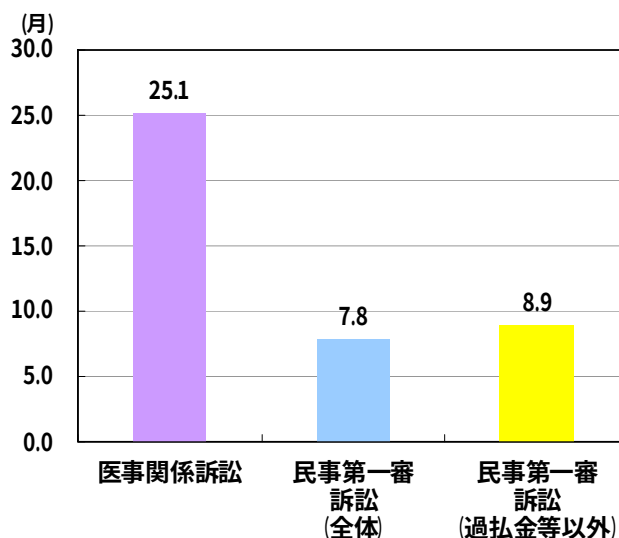
鑑定実施率は12.9%と、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（0.9%）と比較して顕著に高い。鑑定実施事件の平均審理期間は53.4月であり、医事関係訴訟の中でも特に長くなっている。

#### ○ 平均審理期間等

平成24年における医事関係訴訟の平均審理期間は25.1月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約3倍となっている（【図1】）。

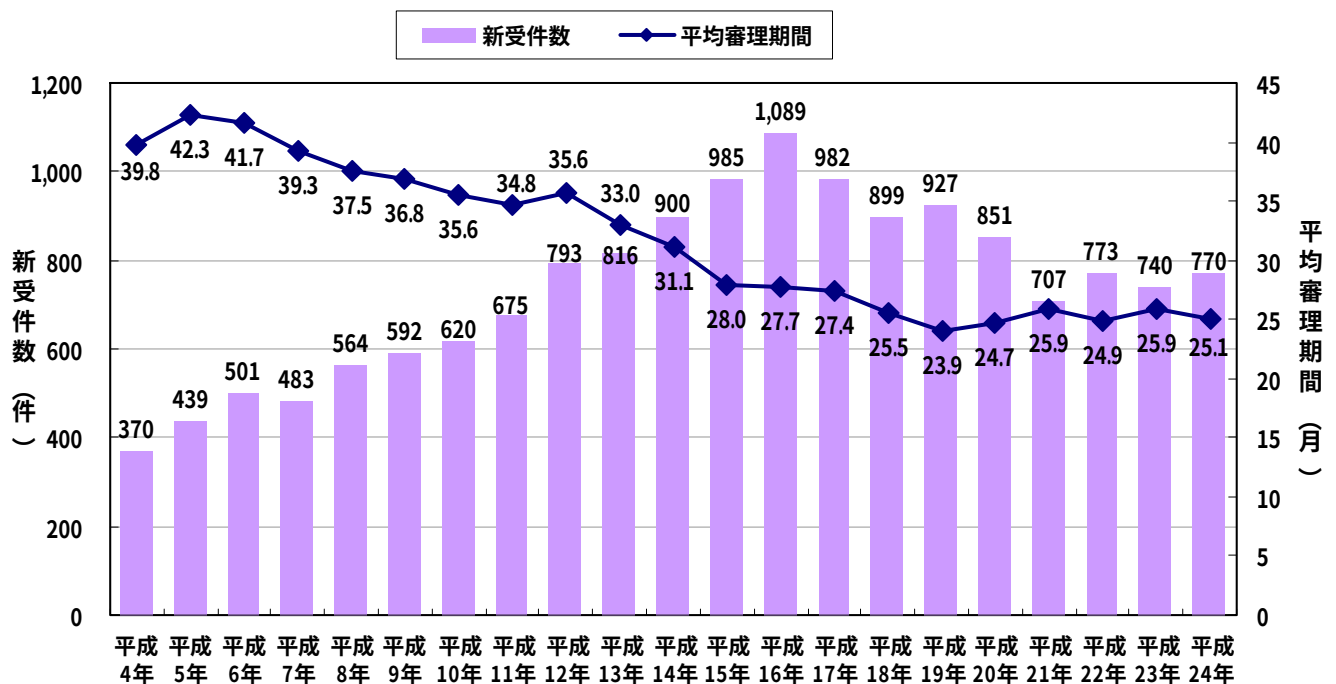
【図2】は、新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。新受件数は、平成4年から一貫して増加し、平成16年に1089件となったが、平成17年から減少に転じ、平成21年に707件となり、以後、700件台で推移している。また、平均審理期間は、平成5年の42.3月をピークとして、おおむね短縮化傾向にあったが、平成18年に25.5月となり、以後、25月前後でおおむね横ばいで推移している。

【図1】 平均審理期間  
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)





【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移（医事関係訴訟）



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

### ○ 審理期間別の事件数等

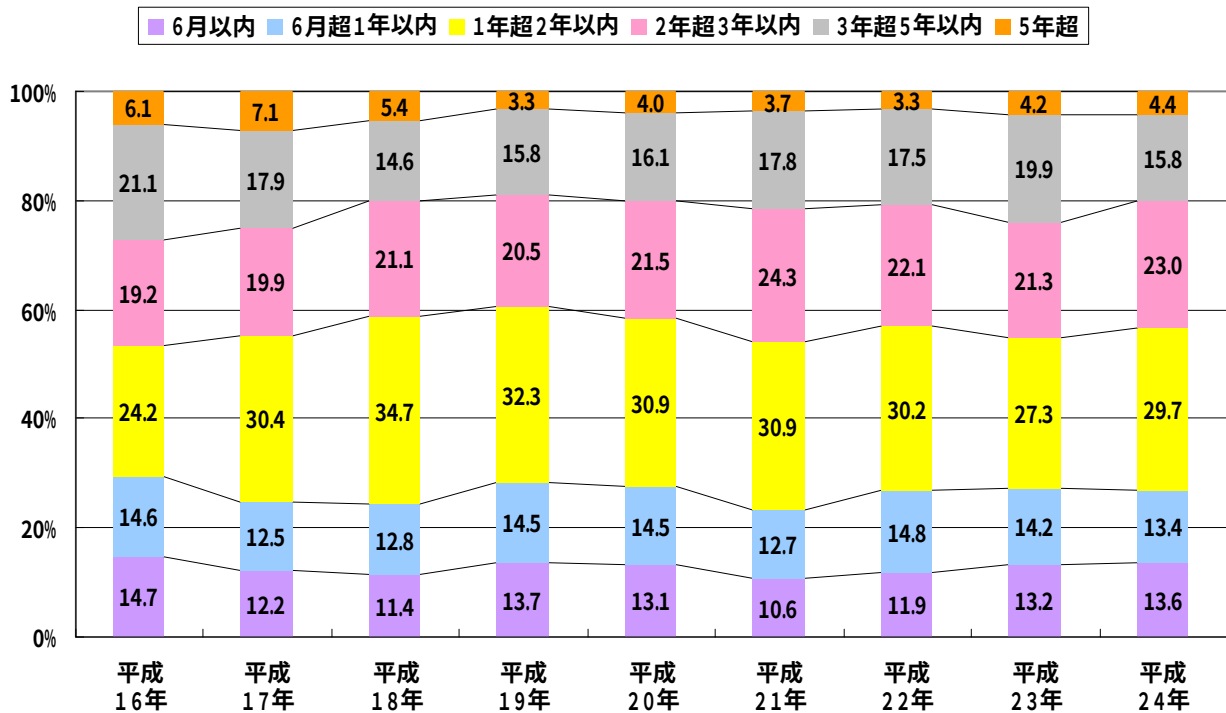
【表3】は、審理期間別の事件数及び事件割合を示したものであるが、医事関係訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、審理期間が6月以内の事件割合が13.6%と顕著に低く（民事第一審訴訟（過払金等以外）では56.3%）、他方、1年を超える事件割合が高くなっている。特に、審理期間が2年を超える事件割合は43.2%（355件）と高い（民事第一審訴訟（過払金等以外）では6.6%）。

【図4】は、審理期間別の事件割合の経年推移を示したものであるが、医事関係訴訟においては平成16年以来、上記の傾向が続いている。

【表3】 審理期間別の事件数及び事件割合  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類      | 医事関係<br>訴訟   | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|------------|--------------|---------------------|-----------------------------|
| 事件数        | 821          | 168,230             | 90,560                      |
| 平均審理期間 (月) | 25.1         | 7.8                 | 8.9                         |
| 6月以内       | 112<br>13.6% | 103,815<br>61.7%    | 50,971<br>56.3%             |
| 6月超1年以内    | 110<br>13.4% | 32,613<br>19.4%     | 17,148<br>18.9%             |
| 1年超2年以内    | 244<br>29.7% | 23,611<br>14.0%     | 16,470<br>18.2%             |
| 2年超3年以内    | 189<br>23.0% | 5,927<br>3.5%       | 4,263<br>4.7%               |
| 3年超5年以内    | 130<br>15.8% | 1,997<br>1.2%       | 1,508<br>1.7%               |
| 5年を超える     | 36<br>4.4%   | 267<br>0.2%         | 200<br>0.2%                 |

【図4】 審理期間別事件割合の推移（医事関係訴訟）



※平成16年は同年4月から同年12月までの数値である。

### ○ 終局区分別の事件数等

【表5】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものであるが、医事関係訴訟では、和解で終局した事件が全体の半分以上（52.1%）であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の34.3%と比較して顕著に高い。判決で終局した事件は38.2%であり、取下げやそれ以外で終局した事件は少ない。なお、判決で終局した事件のうち対席事件が98.4%を占め、欠席事件は極めて少ない。

【表5】 終局区分別の事件数及び事件割合  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 終局区分                 | 医事関係<br>訴訟   | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|----------------------|--------------|---------------------|-----------------------------|
| 判決                   | 314<br>38.2% | 69,750<br>41.5%     | 46,155<br>51.0%             |
| うち対席<br>(%は判決に対する割合) | 309<br>98.4% | 47,308<br>67.8%     | 29,436<br>63.8%             |
| 和解                   | 428<br>52.1% | 57,368<br>34.1%     | 31,049<br>34.3%             |
| 取下げ                  | 31<br>3.8%   | 36,234<br>21.5%     | 10,526<br>11.6%             |
| それ以外                 | 48<br>5.8%   | 4,878<br>2.9%       | 2,830<br>3.1%               |

## ○ 訴訟代理人の選任状況

医事関係訴訟における訴訟代理人の選任状況（【表6】）をみると、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件が全体の 84.3%を占めており、民事第一審訴訟（過払金等以外）の 45.2%と比較して、訴訟代理人が選任された事件の割合が顕著に高い。医事関係訴訟が一般的に複雑困難で専門的知見を要する訴訟であり、これを追行していくためには訴訟代理人の力が極めて重要な事件類型であることを示しているものと考えられる。

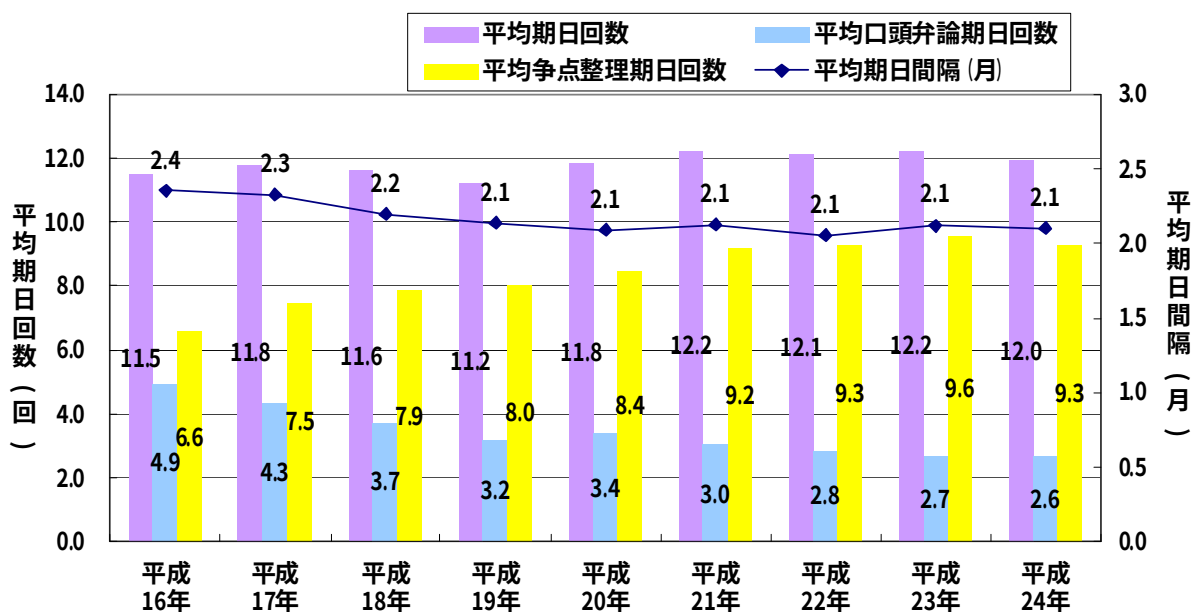
【表6】 訴訟代理人の選任状況  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類          | 医事関係<br>訴訟   | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|----------------|--------------|---------------------|-----------------------------|
| 双方に<br>訴訟代理人   | 692<br>84.3% | 63,302<br>37.6%     | 40,894<br>45.2%             |
| 原告側のみ<br>訴訟代理人 | 43<br>5.2%   | 65,078<br>38.7%     | 30,579<br>33.8%             |
| 被告側のみ<br>訴訟代理人 | 71<br>8.6%   | 7,382<br>4.4%       | 3,604<br>4.0%               |
| 本人による          | 15<br>1.8%   | 32,468<br>19.3%     | 15,483<br>17.1%             |

## ○ 期日及び争点整理手続の状況

【図7】は、平均期日回数及び平均期日間隔の経年推移を示したものであるが、医事関係訴訟では平均期日回数が多く（11.2回から12.2回の間で推移）、特に平均争点整理期日回数は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して顕著に多い（平成24年は、医事関係訴訟が9.3回なのに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）が2.6回となっている。）。また、平均期日間隔も民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して若干長い（平成24年は、医事関係訴訟が2.1月なのに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）が1.8月となっている。（前掲1. 1. 2【図17】参照））。

【図7】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移（医事関係訴訟）



※平成16年は同年4月から同年12月までの数値である。

さらに，【表 8】のとおり，医事関係訴訟の争点整理実施率は 83.7%であり，民事第一審訴訟（過払金等以外）の 40.4%と比較して顕著に高い。医事関係訴訟では，専門的知見を踏まえた争点整理を行う必要があり，ほとんどの事件で争点整理手続が行われ，また，それに要する期日も多いことがうかがわれる<sup>1</sup>。

#### ○ 人証調べの状況

人証調べ実施率は 51.8%と民事第一審訴訟（過払金等以外）の 19.2%に比べて顕著に高く，平均人証数も医事関係訴訟全体で 1.6 人，うち人証調べ実施事件で 3.1 人と多い（【表 9】）。この傾向は，平成 22 年でも同様であった（人証調べ実施率 56.4%，平均人証数 1.7 人。第 4 回報告書概況編 64 頁【表 8】参照）。

【表 10】によれば，人証調べを実施した医事関係訴訟の平均審理期間は 34.3 月であり，民事第一審訴訟事件（過払金等以外）のうち人証調べを実施した事件の平均審理期間 19.7 月（前掲 1. 1. 2 【図 22】参照）に比べて長い。なお，平成 22 年は 33.4 月であった（第 4 回報告書概況編 65 頁【図 11】参照）。平均人証調べ期間は 1.4 月であり，民事第一審訴訟事件（過払金等以外）の 0.4 月に比べれば長いものの，平均審理期間全体の約 4%にとどまっている。

【表 11】は，人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであるが，医事関係訴訟では，人証調べ期日回数が 1 回の事件は全体の 73.6%を，2 回の事件は 20.8%を占めている。

【表 8】 争点整理実施率  
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類  |      | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟<br>(全体) | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|--------|------|--------|-----------------|---------------------|
| 争点整理手続 | 実施件数 | 687    | 57,062          | 36,587              |
|        | 実施率  | 83.7%  | 33.9%           | 40.4%               |

【表 9】 人証調べ実施率及び平均人証数  
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類               | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟<br>(全体) | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|---------------------|--------|-----------------|---------------------|
| 人証調べ実施率             | 51.8%  | 13.8%           | 19.2%               |
| 平均人証数               | 1.6    | 0.4             | 0.5                 |
| 平均人証数<br>(人証調べ実施事件) | 3.1    | 2.8             | 2.8                 |

【表 10】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間 (医事関係訴訟)

|              |      |
|--------------|------|
| 平均審理期間 (月)   | 34.3 |
| 平均人証調べ期間 (月) | 1.4  |

【表 11】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合  
(医事関係訴訟)

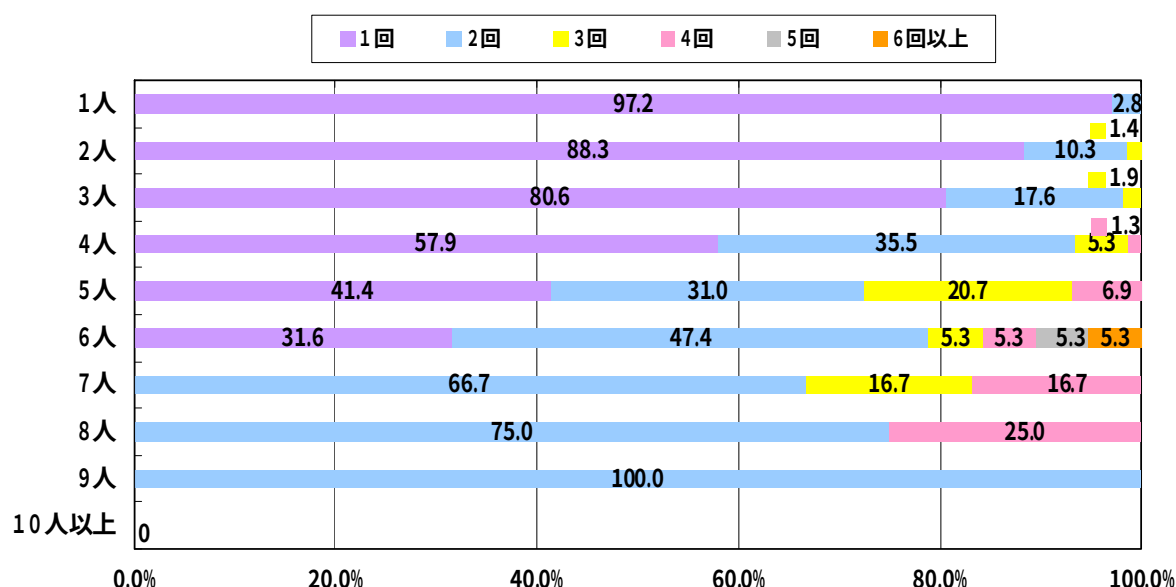
| 人証調べ期日回数 | 事件数 | 事件割合   |
|----------|-----|--------|
| 1回       | 312 | 73.6%  |
| 2回       | 88  | 20.8%  |
| 3回       | 16  | 3.8%   |
| 4回       | 6   | 1.4%   |
| 5回       | 1   | 0.2%   |
| 6回       | 1   | 0.2%   |
| 7回       | -   | -      |
| 8回       | -   | -      |
| 9回以上     | -   | -      |
| 合 計      | 424 | 100.0% |

<sup>1</sup> 第3回報告書分析編 39 頁参照

【図 12】は、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示したものであるが、人証調べ期日回数が1回である事件は、人証数が1人の事件では97.2%、2人の事件では88.3%、3人の事件では80.6%を占めている。また、人証調べ期日回数が2回以内である事件は、人証数が3人の事件では98.2%、4人の事件では93.4%、5人の事件では72.4%を占めている。

以上のデータから、医事関係訴訟においても集中証拠調べが相当程度定着しているといえる。この傾向は、平成22年でも同様であった（第4回報告書概況編66頁参照）。

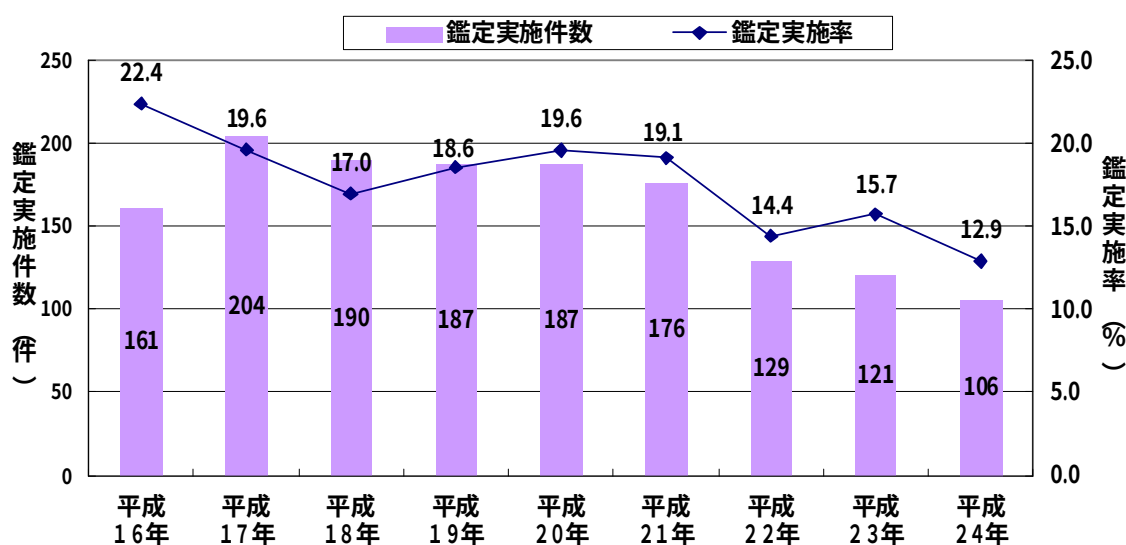
【図12】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況 (医事関係訴訟)



## ○ 鑑定に関する状況

鑑定実施率は、平成16年は22.4%であったが、増減しながら緩やかに減少し、平成24年には12.9%となっている（【図13】）。もっとも、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、顕著に高い（平成24年における民事第一審訴訟（過払金等以外）の鑑定実施率は0.9%。前掲1.1.2【表28】参照）。

【図13】 鑑定実施件数及び鑑定実施率の推移 (医事関係訴訟)



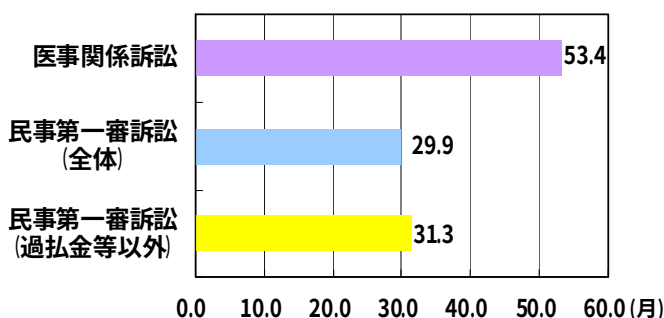
※平成16年は同年4月から同年12月までの数値である。

鑑定実施事件の平均審理期間（【図 14】）をみると、医事関係訴訟のうち鑑定を実施した事件の平均審理期間は 53.4 月であり、医事関係訴訟全体の 25.1 月（前掲【図 1】）と比較すると 2 倍以上を要している。平成 22 年における鑑定を実施した医事関係訴訟の平均審理期間は 48.1 月であり（第 4 回報告書概況編 64 頁【図 10】参照）、やや長期化している。

【表 15】によれば、医事関係訴訟の平均鑑定期間<sup>2</sup>は 5.4 月である（平成 22 年も 5.4 月（第 4 回報告書概況編 68 頁【表 17】参照）である。）。その内訳をみると、まず、鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間は 0.7 月と比較的短い。しかし、実務上は鑑定人となる者の目処が付いた後に、鑑定人の指定と同時に鑑定採用決定を行うことが多いため、このような鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除外すると、鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間は 4.8 月である。その後、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間は 4.7 月となっている。なお、平成 22 年は、鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除いた鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間は 6.8 月、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間は 4.5 月であった（第 4 回報告書概況・資料編 68 頁【表 17】参照）ので、同年と比べると、平成 24 年は全体として短くなっている。

【図 16】は、審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を示したものである。平成 22 年と同様に（第 4 回報告書概況編 68 頁【図 18】参照）、審理期間が長い事件ほど、鑑定人指定から鑑定書提出までに時間を要している傾向が認められる。

【図 14】 鑑定を実施した事件における平均審理期間（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



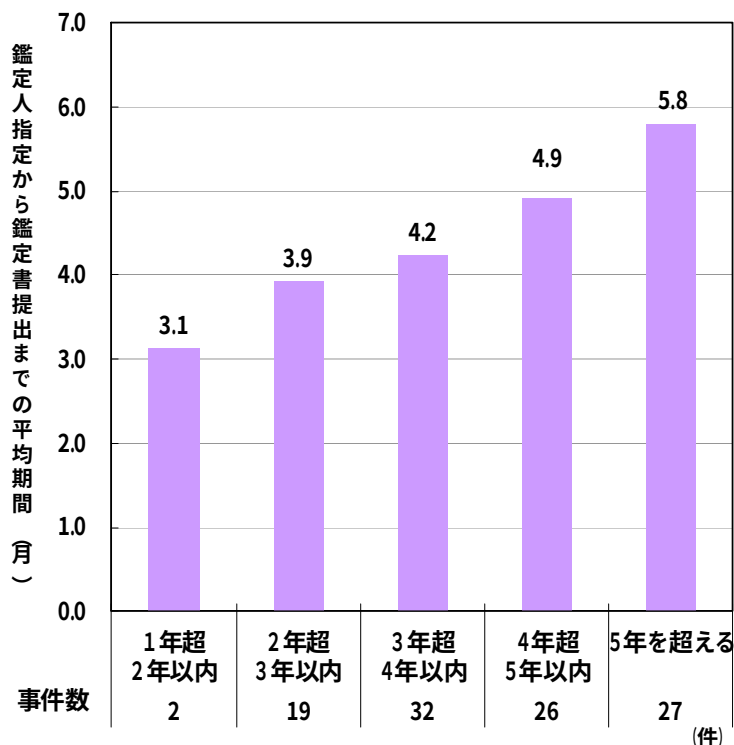
【表 15】 平均鑑定期間 (医事関係訴訟)

|            |     |
|------------|-----|
| 平均鑑定期間 (月) | 5.4 |
|------------|-----|

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間 (月)  | 0.7 |
| うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く | 4.8 |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間 (月) | 4.7 |
|-------------------------|-----|

【図 16】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間 (医事関係訴訟)



※ 審理期間 1 年以内の事件は該当なし。

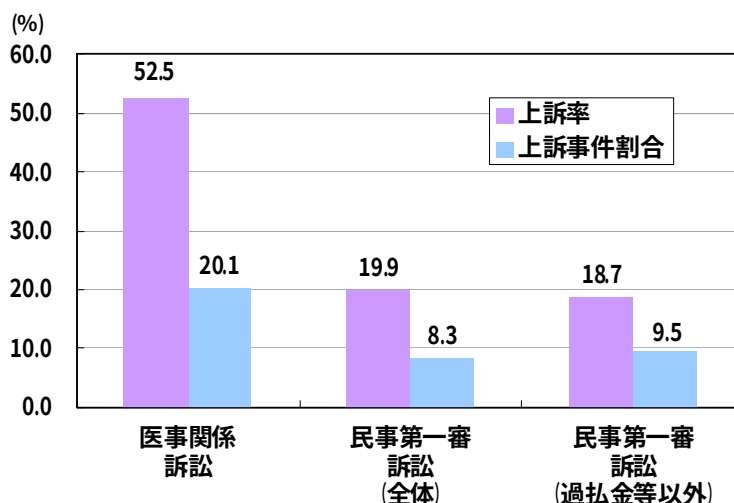
<sup>2</sup> 平均鑑定期間とは、鑑定採用日から鑑定書提出日までの平均期間を指す。



## ○ 上訴に関する状況

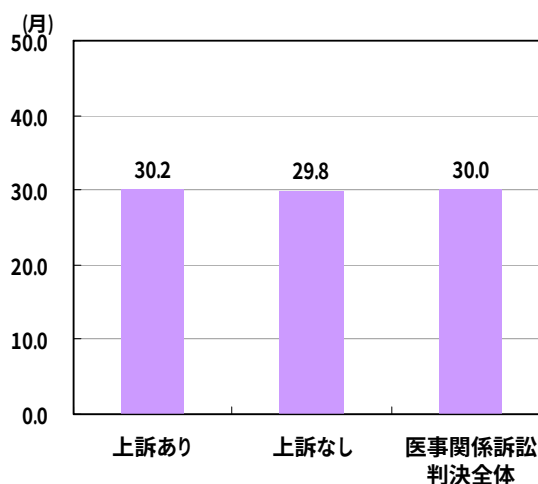
【図 17】は、上訴率及び上訴事件割合を示したものであるが、医事関係訴訟は上訴率 52.5%、上訴事件割合 20.1%であり、平成 22 年（それぞれ 43.0%、15.4%）よりも高くなった。なお、民事第一審訴訟（過払金等以外）の上訴率 18.7%、上訴事件割合 9.5%に比べて顕著に高いのは、平成 22 年と同様である（第 4 回報告書概況編 67 頁【図 15】参照）。

【図 17】 上訴率及び上訴事件割合  
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



医事関係訴訟の上訴の有無別の平均審理期間は【図 18】のとおりであり、上訴の有無によって平均審理期間はほとんど変わらない。この傾向も、平成 22 年と同様であり（第 4 回報告書概況編 67 頁【図 16】参照）、医事関係訴訟においては、上訴の有無にかかわらず複雑困難で争訟性の高い事件が多いためであると思われる。

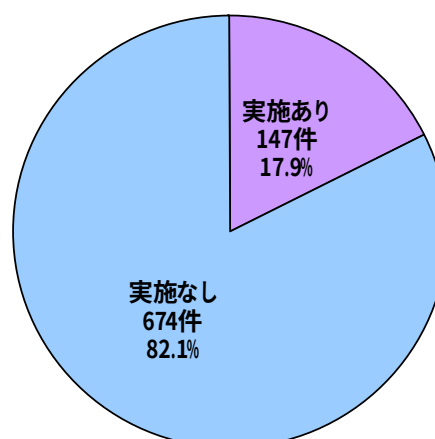
【図 18】 判決で終局した事件の上訴の有無別の平均審理期間 (医事関係訴訟)



## ○ 証拠保全に関する状況

患者側が医療機関側に損害賠償請求訴訟を提起するための準備として、診療記録について証拠保全を実施することがある<sup>3</sup>。平成 24 年に終局した医事関係訴訟のうち証拠保全が実施された事件は、全体の 17.9%（147 件）であり（【図 19】）、平成 22 年の全体の 24.2%（217 件。第 4 回報告書概況編 69 頁【図 19】参照）と比較すると、減少している。近時は、患者側は、証拠保全の方法によらず、医療機関から任意に診療記録の開示を受けることも多いためであると思われる。

【図 19】 証拠保全の実施率 (医事関係訴訟)

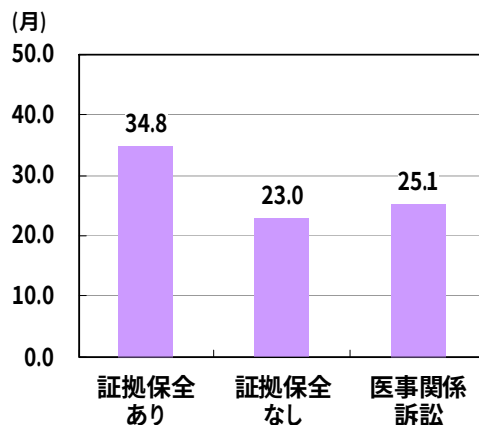


<sup>3</sup> 第 3 回報告書分析編 46 頁参照



証拠保全の有無別の平均審理期間は、【図 20】のとおりである。証拠保全を実施した事件の平均審理期間は 34.8 月であり、証拠保全を実施しなかった事件の 23.0 月に比べて長くなっている。これは、平成 22 年でも同様の傾向であった（第 4 回報告書概況編 69 頁【図 20】参照）。

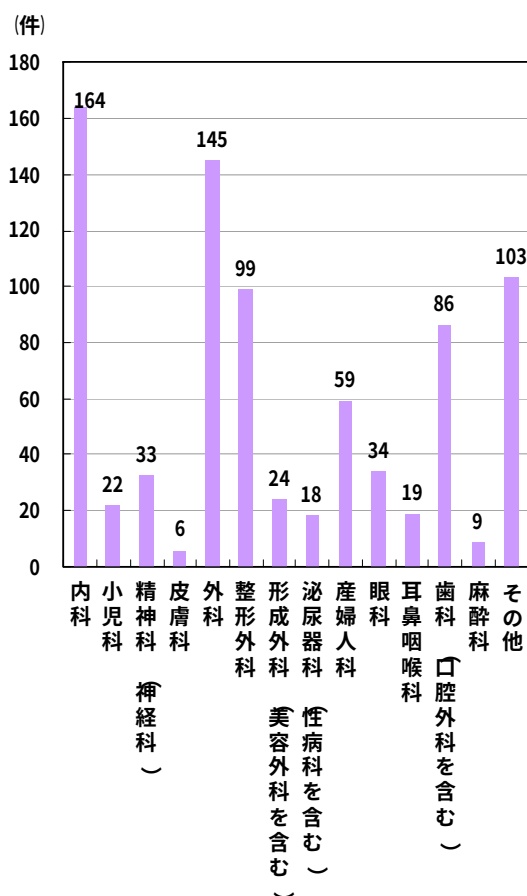
【図 20】 証拠保全の有無別の平均審理期間  
(医事関係訴訟)



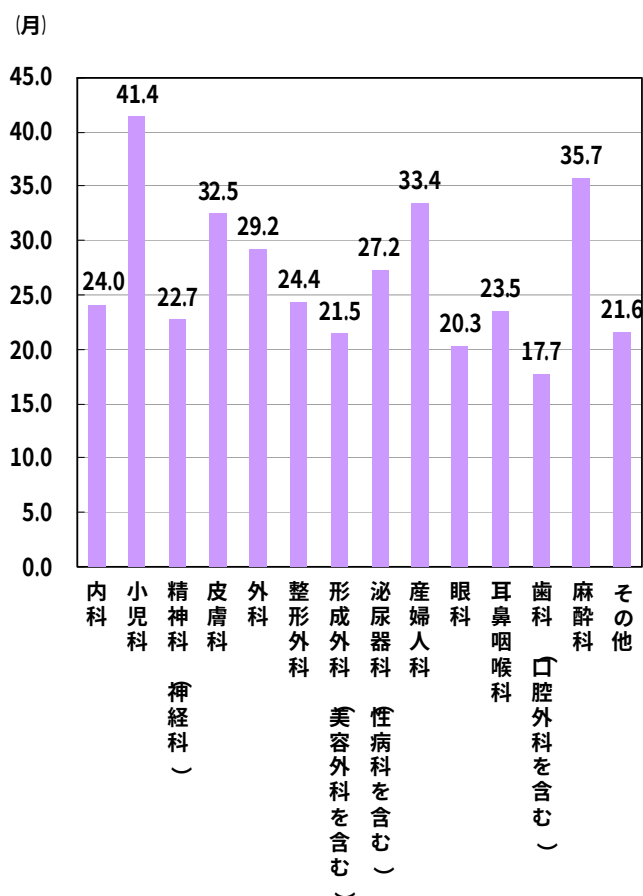
## ○ 診療科目に関する状況

診療科目別の事件数、平均審理期間、平均人証数及び鑑定実施率についてみたものが【図 21】から【図 24】までである。診療科目別の事件数は、各診療科目の医師及び患者の数、診療の態様、診療の頻度等に左右されるので、これが紛争の起こりやすさを示すものではないことに注意する必要がある。

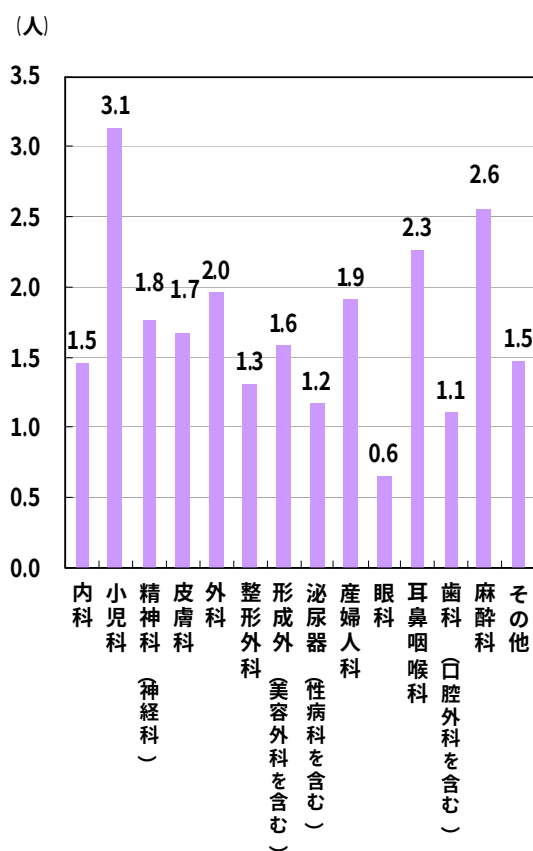
【図 21】 診療科目別の事件数 (医事関係訴訟)



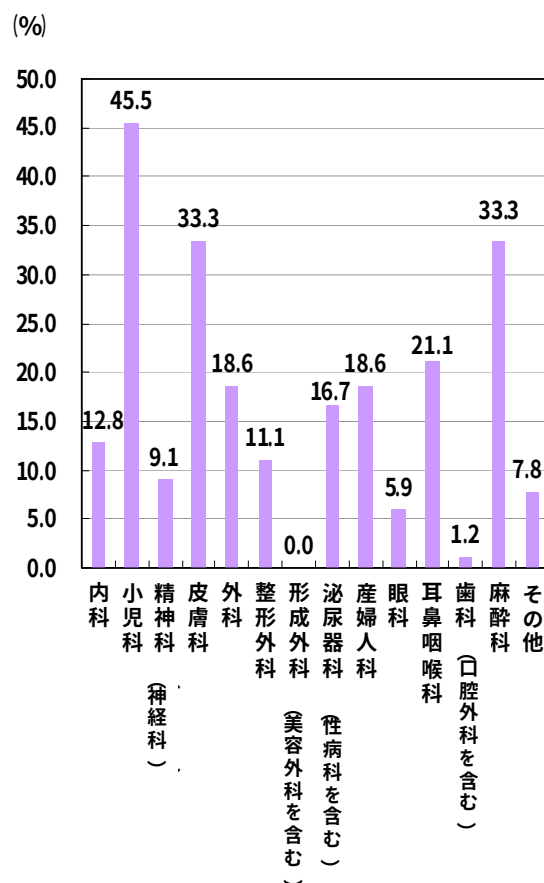
【図 22】 診療科目別の平均審理期間 (医事関係訴訟)



〔図2 3〕 診療科目別の平均人証数 (医事関係訴訟)



〔図2 4〕 診療科目別の鑑定実施率 (医事関係訴訟)



## ○ まとめ

まず、医事関係訴訟の動向についてみると、新受事件は平成 16 年をピークとして減少に転じ、平成 21 年以降 700 件台で推移している。また、平均審理期間は平成 5 年をピークとして短縮化傾向にあったところ、平成 18 年以降は 25 月前後で推移し、平成 24 年 (25.1 月) は平成 5 年 (42.3 月) と比べて約 40.7% (17.2 月) 短縮している。医事関係訴訟は、民事第一審訴訟 (過払金等以外) と比較すると、平均争点整理期日回数が多く、鑑定実施率も顕著に高いこと、平均審理期間が約 3 倍と長く、審理期間が 2 年を超える事件割合が高いことなどの特徴がみられるが、これは、医事関係訴訟は、取下げや欠席事件の割合が低い上、専門的知見を要することなどによるものと考えられ、今後も、この傾向は変わらないものと考えられる。

次に、第 3 回報告書分析編 38 頁から 54 頁まで及び第 4 回報告書施策編 11 頁から 12 頁までにおいては、医事関係訴訟の特有の長期化要因として、①専門的知見の不足による争点整理の長期化、②証拠の偏在、③鑑定の長期化及び④感情的対立を指摘したところである。これらについて最新の統計データをみると、第 3 回報告書で分析し、第 4 回報告書で確認したのと同様に、医事関係訴訟において、特に高度な専門的知見が要求される鑑定実施事件及び専門委員関与事件は、鑑定非実施事件及び専門委員非関与事件と比べて、争点整理期間が長く、争点整理期日回数も多く、鑑定実施事件について鑑定の各段階別にみると、鑑定人採用決定から鑑定人指定までの期間、鑑定人指定から鑑定書提出までの期間及び鑑定が実施されることが多い人証調べ終了から口頭弁論終結までの期間がいずれも長いなど、長期化要因の分析・整理の前提となった状況に

大きな変化はない<sup>4</sup>。その他、上記長期化要因を見直すべき事情は見あたらないことからすると、上記長期化要因は、引き続き妥当性を有していると考えられる。

そして、第4回報告書において各種施策を提示し、今後の取組が求められるところではあるが、本報告書公表時までの間にも、医事関係訴訟の適正・充実・迅速な審理に向けた取組が引き続き行われているほか<sup>5</sup>、専門委員等を活用しやすくするための施策（同報告書施策編 45 頁）、適切な鑑定人の確保等の施策（同 46 頁）等についての取組も行われている。また、医療ADRの拡充に向けた動き（同 44 頁）や、中立第三者機関による原因究明システムの構築についての検討の動き（同 44 頁）も見られるところである<sup>6</sup>。今後とも、施策の進展や検討の状況について、動向を注視する必要がある。

---

<sup>4</sup> 第4回報告書施策編資料編〔資料6〕のほか、本文掲記の各統計データ、後掲資料編〔資料5〕参照

<sup>5</sup> 例えば、医療専門部や集中部（第3回報告書分析編 45 頁参照）において、医療に関する専門的知識や審理方法等によるノウハウが蓄積されるとともに、そうした事項の情報発信等が引き続き行われている（近時のものとして、徳岡由美子「大阪地裁医事事件における現況と課題」判例タイムズ 1381 号 85 頁（平成 24 年）参照）ほか、専門委員の機動的任命や広域活用に向けた取組（前掲1. 1. 3脚注 15 参照）、最高裁判所の医事関係訴訟委員会に対する鑑定人候補者推薦依頼の手續に関して、随時依頼を受け付けることとする運用の開始、鑑定人を推薦するネットワークについて高等裁判所・地方裁判所レベルでの連携の取組が行われている。

<sup>6</sup> 後掲Ⅵ4. 1. 1. 2、4. 1. 2及び4. 1. 3参照

## 2. 2 建築関係訴訟の概況

平成24年における建築関係訴訟の平均審理期間は16.6月である。建築関係訴訟の中でも、特に審理に専門的知見を要する類型と考えられる瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は24.9月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約3倍となっている。

瑕疵主張のある建築関係訴訟についてみると、平成24年における審理期間別の事件割合は、6月以内のものが11.2%、2年を超えるものが41.1%であり、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが28.2%、和解で終局したものが40.6%、取下げで終局したものが27.6%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は82.3%である。また、平均期日回数は12.1回（うち平均口頭弁論期日回数は3.2回、平均争点整理期日回数は8.8回）、平均期日間隔は1.8月、争点整理実施率は87.2%、人証調べ実施率は35.4%、人証調べ実施事件における平均人証数は3.7人である。民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、瑕疵主張のある建築関係訴訟は、審理期間が2年を超える事件割合、和解で終局した事件の割合、取下げで終局した事件の割合及び双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は高く、平均争点整理期日回数は多く、争点整理実施率及び人証調べ実施率は高く、人証調べ実施事件における平均人証数は多い。なお、瑕疵主張のある建築関係訴訟の上訴率は53.2%である。

瑕疵主張のある建築関係訴訟の鑑定実施率は5.3%と、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（0.9%）と比較して顕著に高い。瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち鑑定実施事件の平均審理期間は53.7月である。瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち調停に付された事件の割合は35.2%であり、調停不成立となった事件の平均審理期間（43.1月）が調停成立となった事件のそれ（27.4月）よりも顕著に長くなっている。

### ○ 平均審理期間等

【図1】は、建築関係訴訟を請求内容及び瑕疵主張の有無別<sup>1</sup>に分け、平均審理期間を民事第一審訴訟事件と対比して示したものである。建築関係訴訟全体は16.6月、建築瑕疵損害賠償事件は25.5月、建築請負代金事件は14.3月、瑕疵主張のある建築関係訴訟は24.9月、瑕疵主張のない建築関係訴訟は10.6月であり、特に建築瑕疵損害賠償事件及び瑕疵主張のある建築関係訴訟では、平均審理期間が民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約3倍となっている。

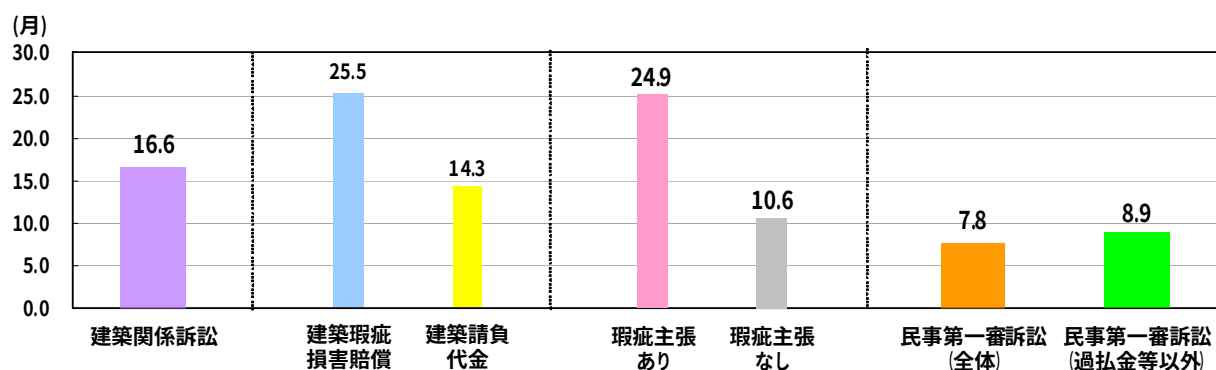
【図2】は、新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。建築関係訴訟全体の新受件数は、平成18年から平成21年まで増加し、平成22年から減少していたが、平成24年は再び増加している。新受件数の内訳についてみると、建築請負代金事件は、平成18年に1725件であったものが平成21年の2036件まで増加した後に減少に転じ、平成23年は1672件となったが、平成24年は1780件と増加している。また、建築瑕疵損害賠償事件は、平成18年から平成20年まで500件前後で推移していたが、平成21年に減少し、平成23年は438件となっていたが、平成24年は452件と増加している。

<sup>1</sup> 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件（建物建築に関する設計、監理、施工等につき瑕疵があったと主張し、その瑕疵に基づく損害賠償を求める事件）と建築請負代金事件（建物建築に関する請負代金、工事代金、設計料、報酬金等を請求する事件）があり、建築請負代金事件には、建物の不具合（瑕疵）を巡る主張のあるものとそうでないものがある。本報告書では、第1回報告書にならい、建築瑕疵損害賠償事件と瑕疵主張のある建築請負代金事件を「瑕疵主張のある建築関係訴訟」と、瑕疵主張のない建築請負代金事件を「瑕疵主張のない建築関係訴訟」と分類する（第1回報告書83頁参照）。

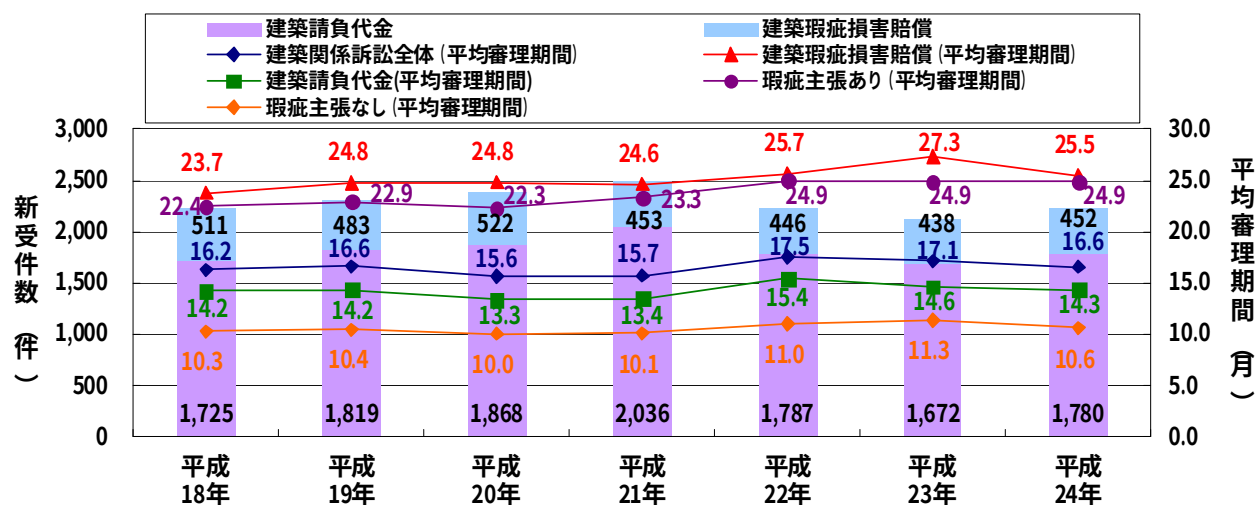
平均審理期間についてみると<sup>2</sup>、瑕疵主張のない建築関係訴訟及び建築請負代金事件は、増減はあるもののおおむね横ばいとなっており、建築関係訴訟全体でも同様の傾向となっている。一方、瑕疵主張のある建築関係訴訟及び建築瑕疵損害賠償事件は、平成18年頃と比較するとやや長期化している傾向にある。

【図1】及び【図2】のとおり、建築関係訴訟では、請求内容や瑕疵主張の有無別によって審理期間が大きく異なる。以下では、このうち審理に専門的知見を要し、また、争点が多数になる事件が多いという建築関係訴訟の特徴がよく現れると考えられる瑕疵主張のある建築関係訴訟を中心にして、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟や民事第一審訴訟事件と比較しながら、概況をみることにする<sup>3</sup>。

【図1】 平均審理期間（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移（建築関係訴訟）



<sup>2</sup> なお、平均審理期間に関する初期的な調査結果としては、①東京地方裁判所建築瑕疵紛争検討委員会及びブラクティス第一委員会が、平成11年3月23日から同年12月26日までの間に終局した同庁における建物の建築関係紛争事件（⑦建物の建築瑕疵が争点である事件、④⑦以外の事件であって、建築関係の専門的知見を有する建築士等の関与が必要となる事件）のうち、同委員会に報告された92件を対象とした調査において約31.5月であったとの報告（東京地方裁判所建築瑕疵紛争検討委員会及び東京地方裁判所ブラクティス第一委員会「東京地方裁判所における建築瑕疵紛争事件の審理の実情と運営について」判例時報1710号12頁（平成12年））、②大阪地方裁判所建築関係訴訟検討プロジェクトチームが、平成11年5月から平成12年3月までに終局した同庁における建築関係訴訟（建築工事の完成・未完成、追加工事契約の有無、建物の瑕疵を主たる争点とする請負代金請求訴訟、損害賠償請求訴訟及び建築修繕ローンに関する立替金請求訴訟等）のうち、同プロジェクトチームに報告された43件を対象として行った調査において30月であったとの報告（大阪地方裁判所建築関係訴訟検討プロジェクトチーム「建築関係訴訟の審理の在り方について」判例タイムズ1029号4頁（平成12年））がある。

<sup>3</sup> 建築関係訴訟の特徴については、第3回報告書分析編 55 頁参照。なお、建築瑕疵損害賠償事件に焦点を当てることも考えられるが、同事件は事件数が450件とさほど多くない上、建築請負代金事件について被告側から瑕疵の主張がなされる事件も相当数あり、その場合には、建築瑕疵損害賠償事件と同様の問題が生じ得ることから、瑕疵主張のある建築関係訴訟を中心に概況をみることにした。

# ○ 審理期間別の事件数等

【表3】は、審理期間別の事件数及び事件割合を示したものであるが、審理期間が2年を超える事件割合は、瑕疵主張のある建築関係訴訟では41.1%、瑕疵主張のない建築関係訴訟では9.6%である。いずれも民事第一審訴訟（過払金等以外）の6.6%と比べて高くなっているが、とりわけ瑕疵主張のある建築関係訴訟では顕著に高い。これに対し、審理期間が6月以内の事件割合は、瑕疵主張のある建築関係訴訟は11.2%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の56.3%と比べ、顕著に低い。瑕疵主張のない建築関係訴訟では審理期間が6月以内の事件割合が49.8%を占める。こうした傾向は、平成22年とおおむね同様である（第4回報告書概況編73頁【表3】参照）。

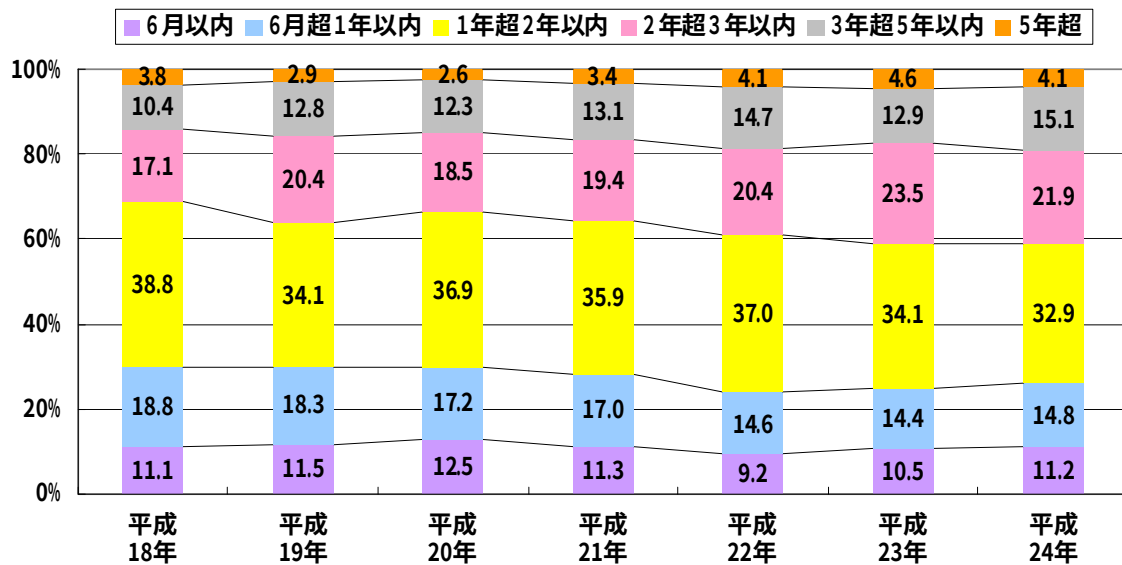
【表3】 審理期間別の事件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類     | 建築瑕疵<br>損害賠償 | 建築請負代金       | 瑕疵主張あり       | 瑕疵主張なし       | 民事第一審訴訟<br>(全体)  | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------------|---------------------|
| 事件数       | 450          | 1,771        | 932          | 1,289        | 168,230          | 90,560              |
| 平均審理期間(月) | 25.5         | 14.3         | 24.9         | 10.6         | 7.8              | 8.9                 |
| 6月以内      | 51<br>11.3%  | 695<br>39.2% | 104<br>11.2% | 642<br>49.8% | 103,815<br>61.7% | 50,971<br>56.3%     |
| 6月超1年以内   | 67<br>14.9%  | 296<br>16.7% | 138<br>14.8% | 225<br>17.5% | 32,613<br>19.4%  | 17,148<br>18.9%     |
| 1年超2年以内   | 142<br>31.6% | 463<br>26.1% | 307<br>32.9% | 298<br>23.1% | 23,611<br>14.0%  | 16,470<br>18.2%     |
| 2年超3年以内   | 100<br>22.2% | 193<br>10.9% | 204<br>21.9% | 89<br>6.9%   | 5,927<br>3.5%    | 4,263<br>4.7%       |
| 3年超5年以内   | 67<br>14.9%  | 103<br>5.8%  | 141<br>15.1% | 29<br>2.2%   | 1,997<br>1.2%    | 1,508<br>1.7%       |
| 5年を超える    | 23<br>5.1%   | 21<br>1.2%   | 38<br>4.1%   | 6<br>0.5%    | 267<br>0.2%      | 200<br>0.2%         |

【図4】は、瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間別の事件割合の経年推移を示したものであるが、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて、審理期間が6月以内の事件割合が顕著に低く（平成18年以降、民事第一審訴訟（過払金等以外）は、56.3%から61.5%の間で推移し、瑕疵主張のある建築関係訴訟は、9.2%から12.5%の間で推移している。）、他方、1年を超える事件の割合が高くなっている。特に、審理期間が2年を超える事件の割合が高く（平成18年以降、民事第一審訴訟（過払金等以外）は、5.8%から6.6%の間で推移し、瑕疵主張のある建築関係訴訟は、31.3%から41.1%の間で推移している。）、また、その割合は増加傾向にある（平成18年は31.3%で平成24年は41.1%）（民事第一審訴訟（過払金等以外）は、前掲1. 1. 2【図12】参照）。



〔図4〕 審理期間別事件割合の推移（瑕疵主張のある建築関係訴訟）



○ 終局区分別の事件数等

【表5】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。瑕疵主張のある建築関係訴訟では、和解で終局した事件が全体の40.6%を占めており、民事第一審訴訟（過払金等以外）の34.3%と比較するとやや高い。また、取下げで終局した事件が27.6%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の11.6%と比較すると高いが、これは、建築関係訴訟では、専門家調停委員を加えた調停手続に付されることが比較的多く、調停が成立した場合には、訴えの取下げがあったものとみなされる（民事調停法20条2項）ためであると推測される。なお、判決で終局した事件は28.2%で、そのうち対席事件が96.2%を占め、欠席事件は少ない。瑕疵主張のない建築関係訴訟については、いずれも民事第一審訴訟（過払金等以外）に比較的近い傾向を示している。

〔表5〕 終局区分別の事件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 終局区分                 | 建築瑕疵<br>損害賠償 | 建築請負代金       | 瑕疵主張あり       | 瑕疵主張なし       | 民事第一審訴訟<br>(全体) | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|---------------------|
| 判決                   | 139<br>30.9% | 674<br>38.1% | 263<br>28.2% | 550<br>42.7% | 69,750<br>41.5% | 46,155<br>51.0%     |
| うち対席<br>(%は判決に対する割合) | 130<br>93.5% | 511<br>75.8% | 253<br>96.2% | 388<br>70.5% | 47,308<br>67.8% | 29,436<br>63.8%     |
| 和解                   | 163<br>36.2% | 726<br>41.0% | 378<br>40.6% | 511<br>39.6% | 57,368<br>34.1% | 31,049<br>34.3%     |
| 取下げ                  | 128<br>28.4% | 290<br>16.4% | 257<br>27.6% | 161<br>12.5% | 36,234<br>21.5% | 10,526<br>11.6%     |
| それ以外                 | 20<br>4.4%   | 81<br>4.6%   | 34<br>3.6%   | 67<br>5.2%   | 4,878<br>2.9%   | 2,830<br>3.1%       |



## ○ 訴訟代理人の選任状況

【表6】は、訴訟代理人の選任状況を示したものである。瑕疵主張のある建築関係訴訟では、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件が全体の 82.3%を占めており、民事第一審訴訟（過払金等以外）の 45.2%と比較して、当事者双方ともに訴訟代理人が選任された事件の割合が顕著に高い。他方、瑕疵主張のある建築関係訴訟では、双方ともに本人による事件の割合は、わずか 2.8%にとどまっている。これは、建築関係訴訟、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟が一般的に複雑困難な専門的知見を要する訴訟であり、これを追行していくためには訴訟代理人の力が極めて重要な事件類型であることを示しているものと考えられる。

【表6】 訴訟代理人の選任状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類          | 建築瑕疵<br>損害賠償 | 建築請負代金         | 瑕疵主張あり       | 瑕疵主張なし       | 民事第一審訴訟<br>(全体) | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|----------------|--------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------------|
| 双方に<br>訴訟代理人   | 388<br>86.2% | 1,014<br>57.3% | 767<br>82.3% | 635<br>49.3% | 63,302<br>37.6% | 40,894<br>45.2%     |
| 原告側のみ<br>訴訟代理人 | 37<br>8.2%   | 489<br>27.6%   | 92<br>9.9%   | 434<br>33.7% | 65,078<br>38.7% | 30,579<br>33.8%     |
| 被告側のみ<br>訴訟代理人 | 16<br>3.6%   | 104<br>5.9%    | 47<br>5.0%   | 73<br>5.7%   | 7,382<br>4.4%   | 3,604<br>4.0%       |
| 本人による          | 9<br>2.0%    | 164<br>9.3%    | 26<br>2.8%   | 147<br>11.4% | 32,468<br>19.3% | 15,483<br>17.1%     |

## ○ 期日及び争点整理手続の状況

【表7】は、平均期日回数及び平均期日間隔を示したものであるが、瑕疵主張のある建築関係訴訟（調停に付された事件を除く。）では平均期日回数が 12.1 回と多く、特に平均争点整理期日回数は 8.8 回と、民事第一審訴訟（過払金等以外）の 2.6 回に比べて顕著に多い。瑕疵主張のない建築関係訴訟（調停に付された事件を除く。）では、平均期日回数 6.0 回、平均争点整理期日回数 3.5 回であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）より若干多い。

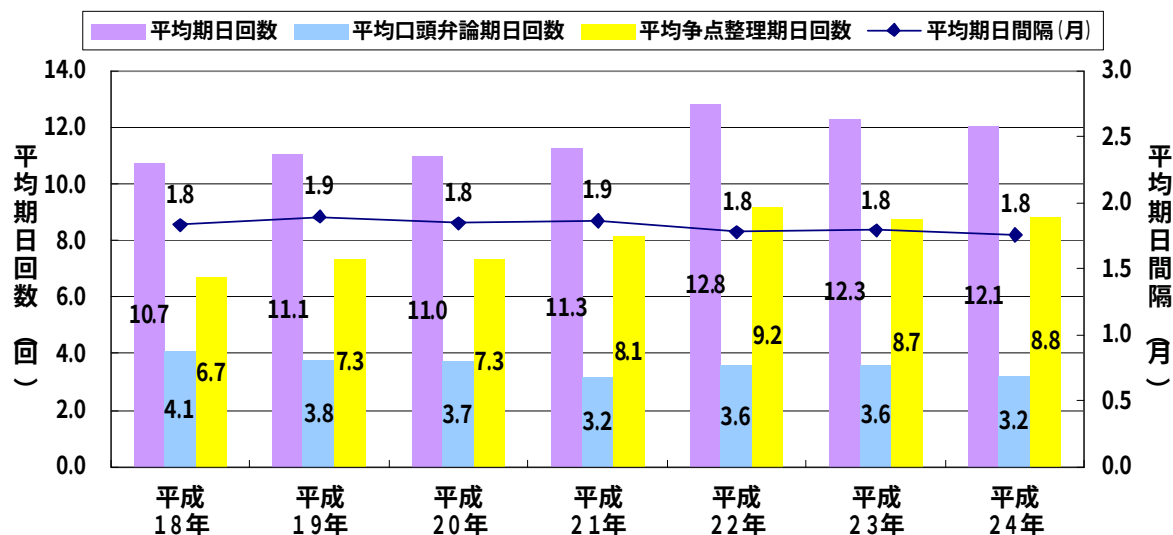
また、平均期日間隔については、瑕疵主張のある建築関係訴訟（調停に付された事件を除く。）では、1.8 月、瑕疵主張のない建築関係訴訟（調停に付された事件を除く。）では 1.7 月となっており、民事第一審訴訟（過払金等以外）と同程度である。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔（建築関係訴訟（調停に付された事件を除く）及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類          | 建築瑕疵<br>損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審訴訟<br>(全体) | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|----------------|--------------|--------|--------|--------|-----------------|---------------------|
| 平均期日回数         | 12.4         | 7.1    | 12.1   | 6.0    | 4.2             | 4.9                 |
| 平均口頭弁論<br>期日回数 | 3.1          | 2.6    | 3.2    | 2.4    | 2.2             | 2.3                 |
| 平均争点整理<br>期日回数 | 9.3          | 4.5    | 8.8    | 3.5    | 2.1             | 2.6                 |
| 平均期日間隔(月)      | 1.8          | 1.7    | 1.8    | 1.7    | 1.8             | 1.8                 |

【図8】は、瑕疵主張のある建築関係訴訟（調停に付された事件を除く。）における平均期日回数及び平均期日間隔の経年推移を示したものである。瑕疵主張のある建築関係訴訟（調停に付された事件を除く。）では平均期日回数が多く（平成18年以降10.7回から12.8回の間で推移）、特に平均争点整理期日回数は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して顕著に多い（平成24年は、瑕疵主張のある建築関係訴訟（調停に付された事件を除く。）が8.8回なのに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）が2.6回となっている。）。これらの要因としては、争点整理に専門的知見を要すること等によるものと推測される。

【図8】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移（瑕疵主張のある建築関係訴訟（調停に付された事件を除く））



また、【表9】のとおり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の争点整理実施率は87.2%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の40.4%に比較して顕著に高い。瑕疵主張のある建築関係訴訟では、大部分の事件で争点整理手続が行われ、それに要する期日も多いことがうかがわれる。

【表9】 争点整理実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 |      | 建築瑕疵損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審訴訟(全体) | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|-------|------|----------|--------|--------|--------|-------------|-----------------|
| 争点整理  | 実施件数 | 395      | 1,042  | 813    | 624    | 57,062      | 36,587          |
|       | 実施率  | 87.8%    | 58.8%  | 87.2%  | 48.4%  | 33.9%       | 40.4%           |

## ○ 人証調べの状況

【表10】は、人証調べ実施率及び平均人証数を示したものであるが、人証調べ実施率は、瑕疵主張のある建築関係訴訟では35.4%と、民事第一審訴訟（過払金等以外）の19.2%に比べて高く、平均人証数も瑕疵主張のある建築関係訴訟全体では1.3人、うち人証調べ実施事件では3.7人と多い。この傾向は、平成22年と同様である（人証調べ実施率は35.8%、平均人証数は1.2人。第4回報告書概況編75頁【表8】参照）。

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類               | 建築瑕疵<br>損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審訴訟<br>(全体) | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|---------------------|--------------|--------|--------|--------|-----------------|---------------------|
| 人証調べ実施率             | 34.4%        | 27.7%  | 35.4%  | 24.5%  | 13.8%           | 19.2%               |
| 平均人証数               | 1.3          | 0.9    | 1.3    | 0.7    | 0.4             | 0.5                 |
| 平均人証数<br>(人証調べ実施事件) | 3.9          | 3.1    | 3.7    | 2.9    | 2.8             | 2.8                 |

【表11】によれば、人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は34.5月であり、民事第一審訴訟（全体）のうち人証調べを実施した事件の平均審理期間19.7月（前掲1.1.2【図22】参照）に比べて相当に長い。また、人証調べを実施した瑕疵主張ある建築関係訴訟の平均審理期間は平成22年では32.7月であった（第4回報告書概況編78頁【図14】参照）から、若干長期化している。平均人証調べ期間は0.9月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の0.4月（前掲1.1.2【図22】参照）に比べれば長いものの、平均審理期間全体の2.6%にとどまっている。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）

|             |      |
|-------------|------|
| 平均審理期間（月）   | 34.5 |
| 平均人証調べ期間（月） | 0.9  |

【表12】は、瑕疵主張のある建築関係訴訟の人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものである。瑕疵主張のある建築関係訴訟では、人証調べ期日回数が1回の事件が全体の69.1%を、2回の事件が22.4%を占めている。

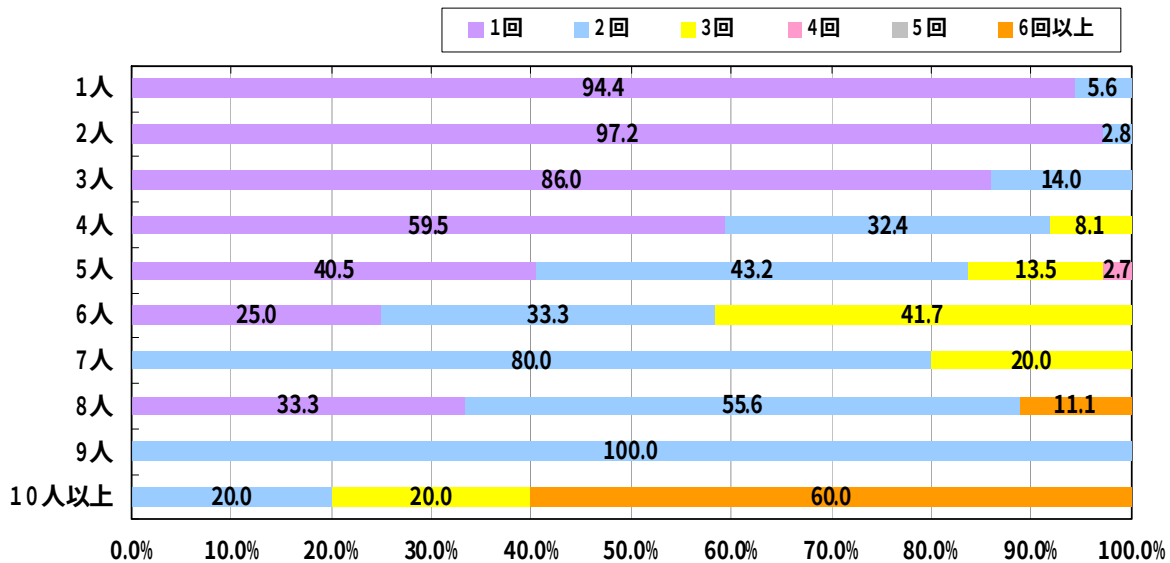
【表12】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合（瑕疵主張のある建築関係訴訟）

| 人証調べ期日回数 | 事件数 | 事件割合   |
|----------|-----|--------|
| 1回       | 228 | 69.1%  |
| 2回       | 74  | 22.4%  |
| 3回       | 23  | 7.0%   |
| 4回       | 1   | 0.3%   |
| 5回       | -   | -      |
| 6回       | 3   | 0.9%   |
| 7回       | -   | -      |
| 8回       | 1   | 0.3%   |
| 9回       | -   | -      |
| 10回      | -   | -      |
| 11～15回   | -   | -      |
| 16回以上    | -   | -      |
| 合 計      | 330 | 100.0% |

【図13】は、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示したものであるが、人証調べ期日回数が1回である事件は、人証数が1人の事件では94.4%、2人の事件では97.2%、3人の事件でも86.0%を占めている。また、人証調べ期日回数が2回以内である事件は、人証数が3人の事件では100%、4人の事件では91.9%、5人の事件でも83.7%を占めている。

以上のデータから、建築関係訴訟においても集中証拠調べが相当程度定着しているものと考えられる（平成22年でも同様の傾向であった。第4回報告書概況編79頁参照）。

【図13】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況（瑕疵主張のある建築関係訴訟）



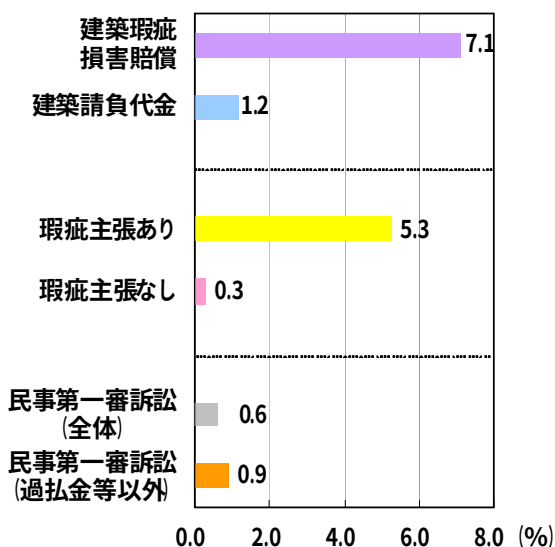
## ○ 鑑定に関する状況

（鑑定実施率）

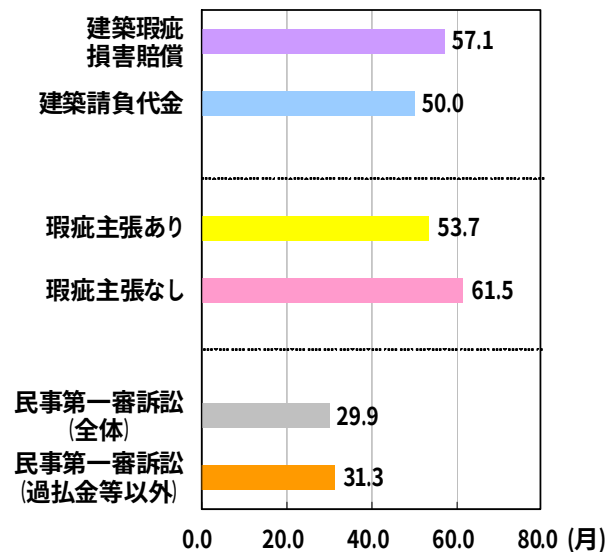
鑑定実施率は、瑕疵主張のある建築関係訴訟は5.3%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の0.9%に比べて高い（【図14】）。この傾向は、平成22年と同様である（瑕疵主張のある建築関係訴訟では4.6%、民事第一審訴訟（過払金等以外）では0.8%。第4回報告書概況編76頁【図9】参照）。

鑑定実施事件の平均審理期間（【図15】）をみると、鑑定を実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は53.7月であり、瑕疵主張のある建築関係訴訟全体の平均審理期間24.9月（前掲【図1】参照）の2倍以上を要している。なお、平成22年においても鑑定実施事件の平均審理期間は顕著に長い傾向があったが、平成24年には更に若干長期化している（平成22年では鑑定を実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟は53.2月。第4回報告書概況編76頁【図10】参照）。

【図14】 鑑定実施率  
（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



【図15】 鑑定を実施した事件における平均審理期間  
（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



(平均鑑定期間等<sup>4)</sup>)

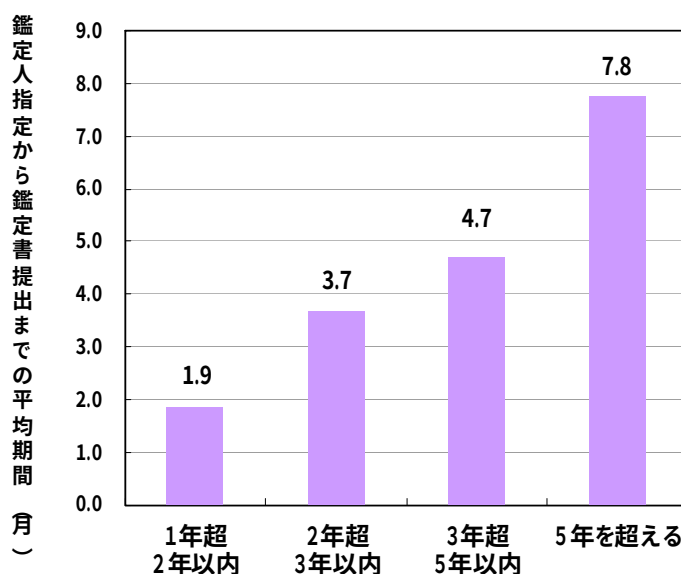
【表 16】によれば、建築関係訴訟の平均鑑定期間は6.1月であり、平成 22 年(4.8 月。第4回報告書概況編 81 頁【表 21】参照)よりも長くなっている。その内訳をみると、まず、鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間は0.8 月と比較的短い。しかし、実務上は鑑定人となる者の目処を付けた上で、鑑定人の指定と同時に鑑定採用決定を行うことが多いため、このような鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除外すると、鑑定採用から鑑定人指定まで平均 4.3 月を要している。鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間は 5.4 月であり、平成 22 年(4.1 月)より長くなっている。

【図 17】は、審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を示したものである。平成 22 年と同様に(第4回報告書概況編 81 頁【図 22】参照)、審理期間が長い事件ほど、鑑定人指定から鑑定書提出までに時間を要している傾向が認められる。

【表 16】 平均鑑定期間(建築関係訴訟)

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 平均鑑定期間(月)               | 6.1 |
| 鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)   | 0.8 |
| うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く | 4.3 |
| 鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)  | 5.4 |

【図 17】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(建築関係訴訟)



※ 1年以内の平均期間については、事件数が少なく、個別の事件の影響が強いため、載せていない。

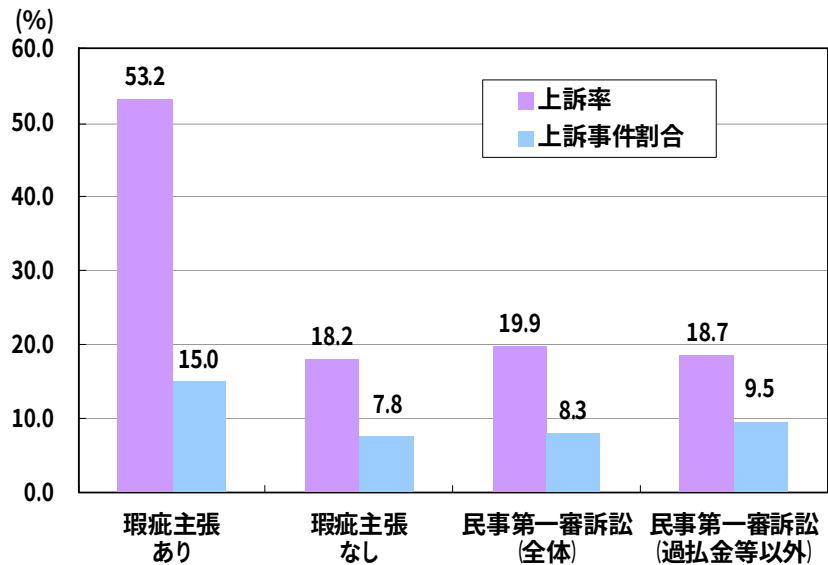
## ○ 上訴に関する状況

【図 18】は、上訴率及び上訴事件割合を示したものであるが、瑕疵主張のある建築関係訴訟の上訴率 53.2%、上訴事件割合は 15.0%であり、平成 22 年(それぞれ 44.2%、13.5%)よりも高くなっており、民事第一審訴訟(過払金等以外)の上訴率(18.7%)、上訴事件割合(9.5%)に比べて顕著に高い。この傾向は、平成 22 年と同様である(第4回報告書概況編 80 頁【図 18】参照)。他方、瑕疵主張のない建築関係訴訟については、民事第一審訴訟(過払金等以外)と同程度である。

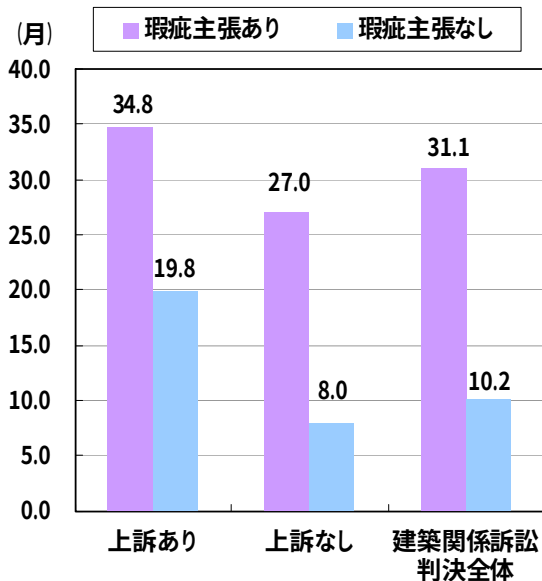
<sup>4</sup> 瑕疵主張のない事件で鑑定を実施した事件は4件だけであるため、【表 16】及び【図 17】については建築関係訴訟全体のデータを分析した。

建築関係訴訟の上訴の有無別の平均審理期間は【図 19】のとおりであり、瑕疵主張の有無を問わず上訴があった事件の方が平均審理期間が長い。なお、瑕疵主張のない建築関係訴訟には、いわゆる欠席判決によって終局する事件や、実質的な争いがないために比較的短い期間で終局する事件も相当数含まれていると考えられるので、人証調べを実施して判決で終局した対席事件に限定してみると、瑕疵主張のない建築関係訴訟では、限定しない場合に比べて上訴の有無による差があまりみられない（【図 20】）。この傾向は、平成 22 年と同様である（第 4 回報告書概況編 80 頁【図 19】【図 20】参照）。

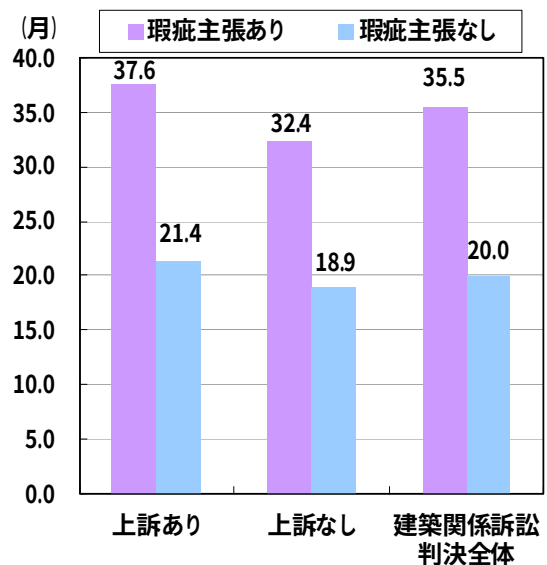
【図 18】 上訴率及び上訴事件割合  
(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【図 19】 判決で終局した事件の上訴の有無別の平均審理期間 (建築関係訴訟)



【図 20】 人証調べを実施して判決で終局した対席事件の上訴の有無別の平均審理期間 (建築関係訴訟)

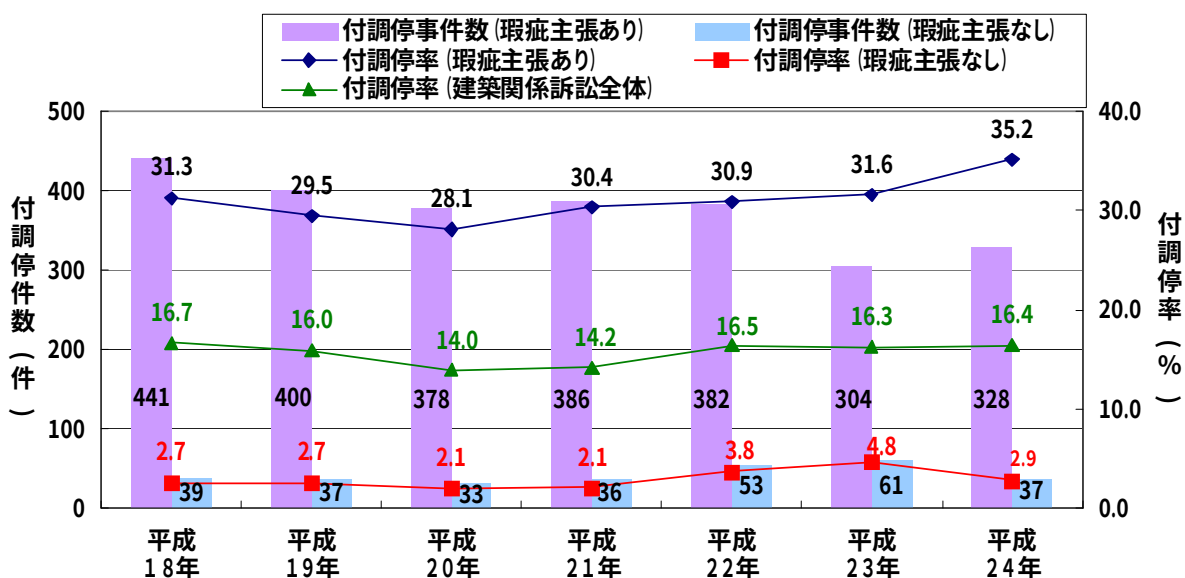




## ○ 付調停に関する状況

【図 21】は、調停に付された事件の割合の経年推移を示したものであるが、建築関係訴訟全体は平成 20 年及び平成 21 年に減少したもののおおむね 16%前後で推移している（平成 24 年は 16.4%）。瑕疵主張のない建築関係訴訟は、5%以下（平成 24 年は 2.9%）で推移しているのに対し、瑕疵主張のある建築関係訴訟は 28.1%から 35.2%の間で推移しており（平成 24 年は 35.2%）瑕疵主張のある建築関係訴訟の方が調停に付される傾向がある。高度な専門的知見を要することが多い瑕疵主張のある建築関係訴訟では、建築士等の専門家調停委員を調停委員会のメンバーに加えた調停手続に事件を付し、争点整理等を行っているものと考えられる。

【図 21】 付調停事件数及び付調停率の推移（建築関係訴訟）



平均調停期間及び平均調停期日回数は【表 22】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟では、平均調停期間が 14.7 月、平均調停期日回数が 9.8 回となっている。なお、平成 22 年では、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均調停期間が 15.2 月、平均調停期日回数が 10.5 回であり（第 4 回報告書概況編 82 頁【表 24】参照）、平均調停期間は若干短くなり、平均調停期日回数も若干減った。

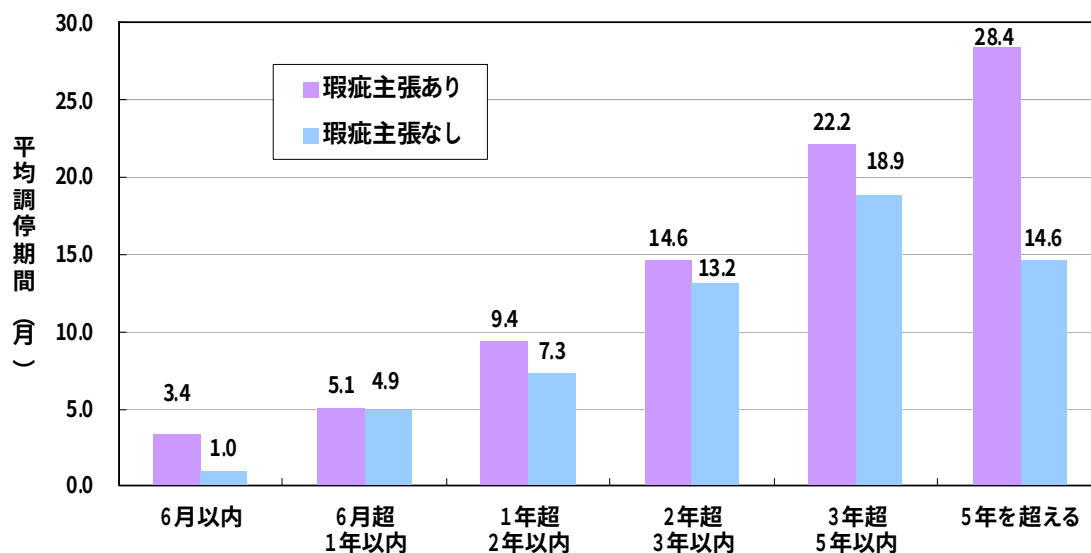
【表 22】 平均調停期間及び平均調停期日回数（建築関係訴訟）

| 事件の種類 |           | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 建築関係訴訟全体 |
|-------|-----------|--------|--------|----------|
| 付調停   | 平均調停期間(月) | 14.7   | 11.3   | 14.4     |
|       | 平均調停期日回数  | 9.8    | 7.5    | 9.6      |

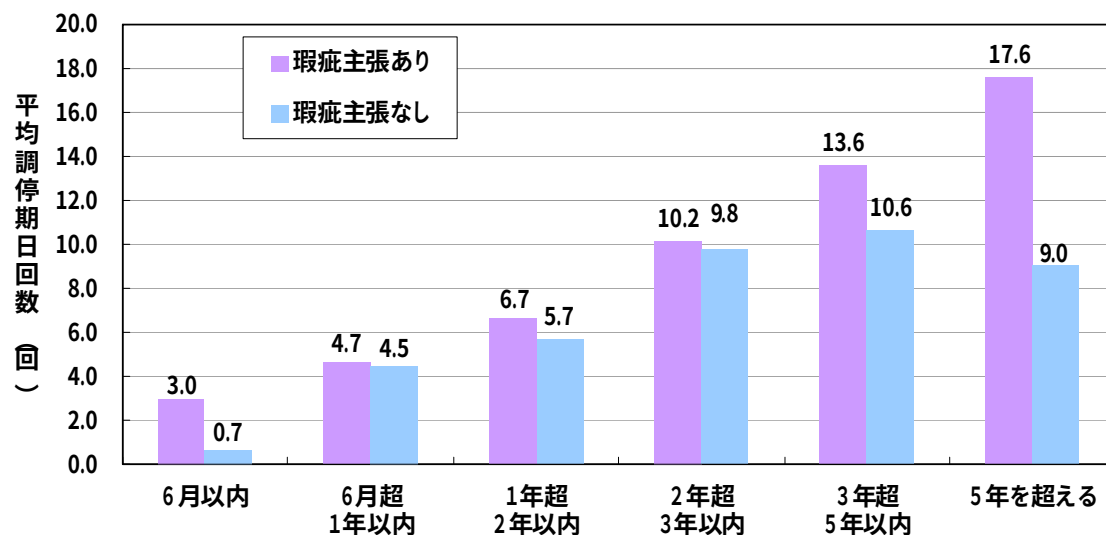


【図 23】は、調停に付された建築関係訴訟について、審理期間別の平均調停期間を示したものであり、【図 24】は、審理期間別の平均調停期日回数を示したものである。瑕疵主張なしの建築関係訴訟においては、審理期間が5年を超えると平均調停期間及び平均調停期日回数がいずれも減少しているものの、おおむね平均調停期間も平均調停期日回数も、審理期間が長くなると増加する傾向がある。

【図 23】 審理期間別の平均調停期間 (建築関係訴訟)



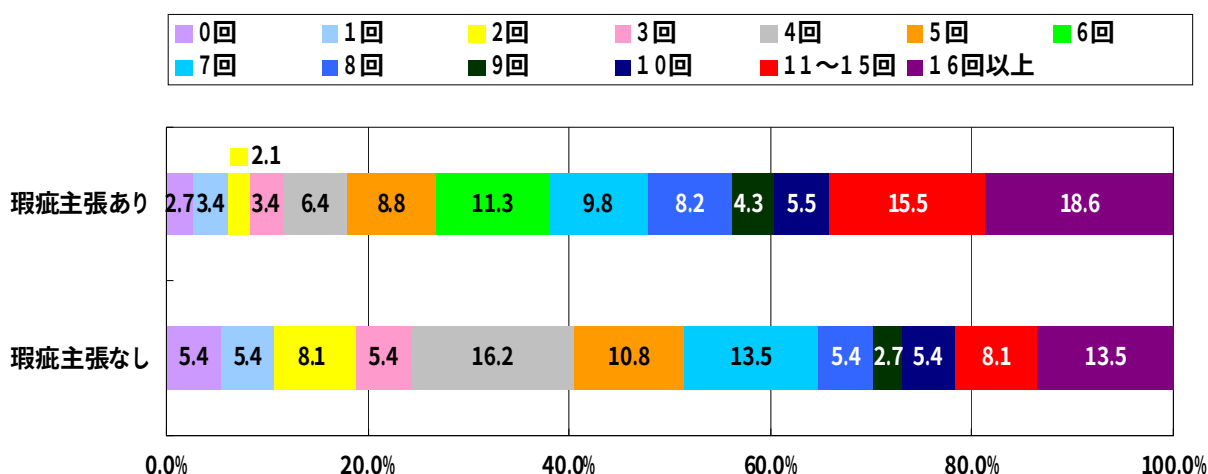
【図 24】 審理期間別の平均調停期日回数 (建築関係訴訟)



【図25】は、調停期日回数別の事件割合を示したものであるが、瑕疵主張のある建築関係訴訟では、調停期日回数が10回以上の事件が39.6%を占めるのに対し、瑕疵主張のない建築関係訴訟では、調停期日回数が10回以上の事件は27.0%にとどまる。平成22年も同様の傾向であった（第4回報告書概況編83頁【図27】参照）。

瑕疵主張のある建築関係訴訟では、建築瑕疵という専門的知見を要する事項が問題となるため、調停委員から専門的知見の提供を受けることが必要となる場面が多く、また、多数ある瑕疵の主張や証拠の整理について長期間を要しているものと推測される<sup>5</sup>。

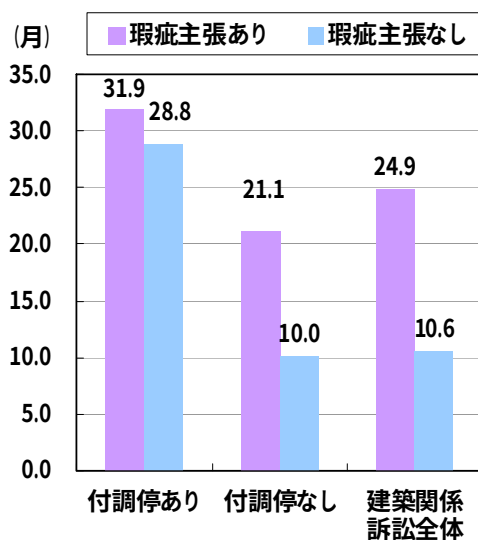
【図25】 調停期日回数別の事件割合（建築関係訴訟）



付調停の有無別の平均審理期間は、【図26】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟、瑕疵主張のない建築関係訴訟のいずれについても、調停に付された事件の方が平均審理期間が長くなっている。瑕疵主張のない建築関係訴訟については特にその差が大きい。これは、調停に付されなかった事件には、実質的に争いがなく短期間で終局する事件が相当数含まれているためであると考えられる。このような傾向は、平成22年も同様であった（第4回報告書概況編84頁【図28】参照）。

調停に付された建築関係訴訟について、調停終了区分別の平均審理期間を示した【図27】によれば、瑕疵主張のある建築関係訴訟では、調停不成立で終了した事件の平均審理期間が、調停成立で終了した事件と比較して顕著に長くなっている。これは、平成22年と同様の傾向である（第4回報告書概況編84頁【図29】）。なお、瑕疵主張のない事件では、調停不成立で終了した事件の平均審理期間が平成22年より大幅に長くなっているが、事件数もそれほど多くなく、今後の動向を注視して傾向を分析する必要がある。また、建築関係訴訟の調停終了区分別の事件の割合をみ

【図26】 付調停の有無別の平均審理期間（建築関係訴訟）

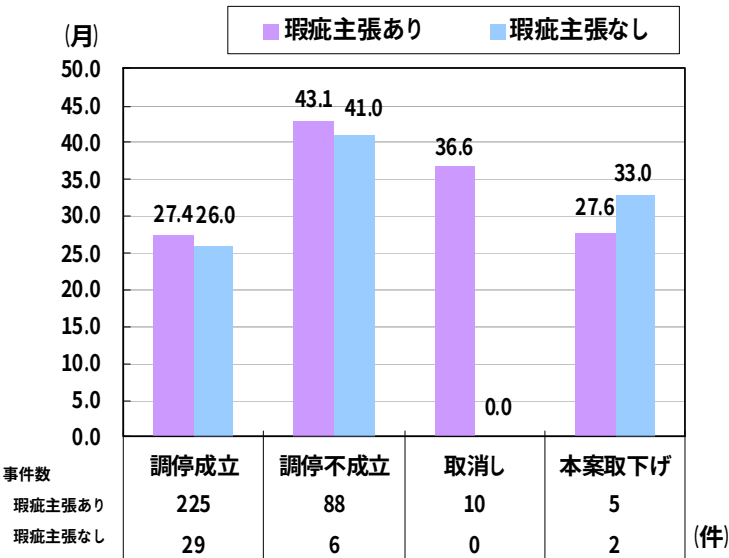


<sup>5</sup> 第3回報告書分析編56頁、59頁参照

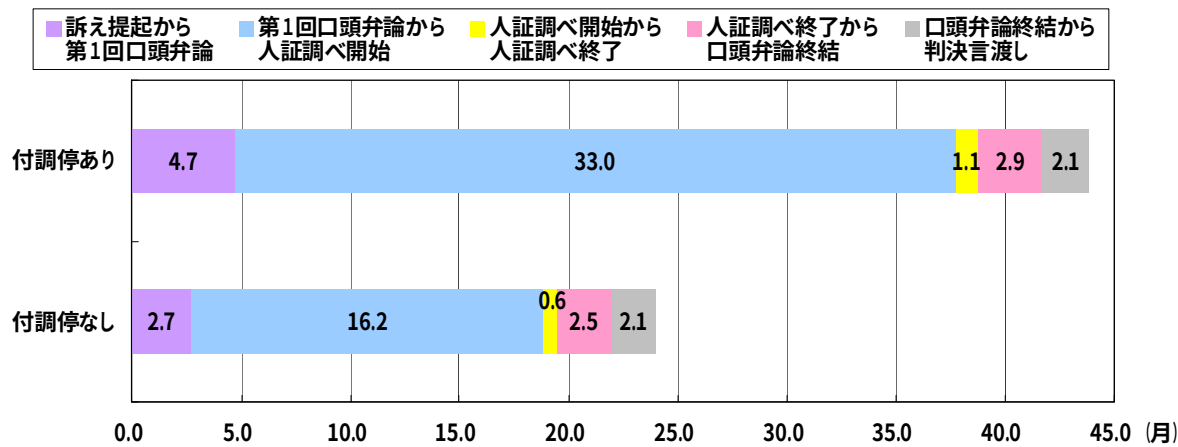
ると、調停成立が 254 件（69.6%），調停不成立が 94 件（25.8%）である。以上の傾向は、平成 22 年も同様であった（第 4 回報告書概況編 84 頁【図 29】参照）。

人証調べを実施して判決で終局した建築関係訴訟について、付調停の有無別に、各手続段階ごとの平均期間を示した【図 28】によれば、調停に付された事件では、調停手続の期間が含まれていると考えられる第 1 回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が 33.0 月と顕著に長い。平成 22 年でも 27.8 月と長かった（第 4 回報告書概況編 85 頁【図 30】参照）。

【図 27】 調停終了区分別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【図 28】 人証調べを実施して判決で終局した事件における付調停の有無別の各手続段階の平均期間の状況（建築関係訴訟）

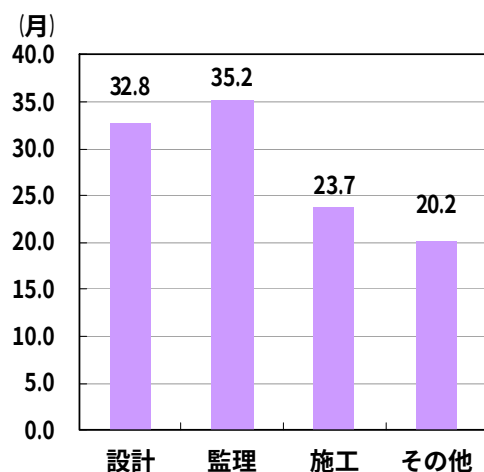


| 事件の種類 | 事件数 | 訴訟提起から第1回口頭弁論 (月) | 第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月) | 人証調べ開始から人証調べ終了 (月) | 人証調べ終了から口頭弁論終結 (月) | 口頭弁論終結から判決言渡し (月) | 合計 (月)         |
|-------|-----|-------------------|---------------------|--------------------|--------------------|-------------------|----------------|
| 付調停あり | 50  | 4.7<br>10.8%      | 33.0<br>75.2%       | 1.1<br>2.4%        | 2.9<br>6.7%        | 2.1<br>4.9%       | 43.9<br>100.0% |
| 付調停なし | 349 | 2.7<br>11.2%      | 16.2<br>67.3%       | 0.6<br>2.5%        | 2.5<br>10.5%       | 2.1<br>8.6%       | 24.0<br>100.0% |

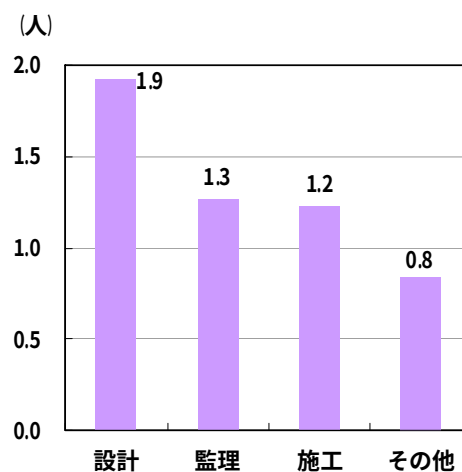
# ○ 瑕疵の分野に関する状況<sup>6</sup>

瑕疵の分野別の平均審理期間、平均人証数及び鑑定実施率について示したものが【図 29】から【図 31】までである。

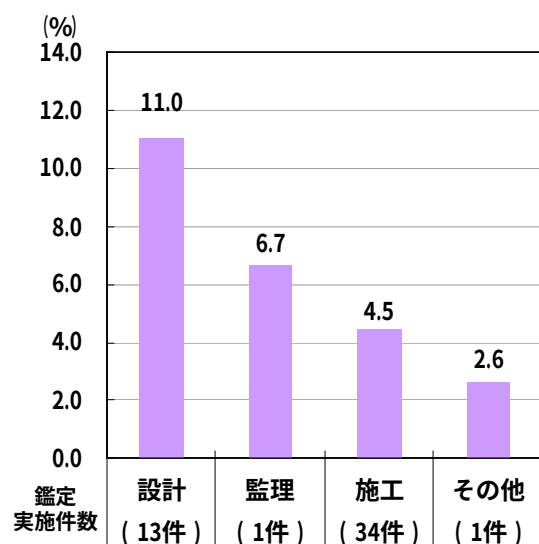
【図 29】 瑕疵の分野別の平均審理期間  
(建築関係訴訟)



【図 30】 瑕疵の分野別の平均人証数  
(建築関係訴訟)



【図 31】 瑕疵の分野別の鑑定実施率  
(建築関係訴訟)



<sup>6</sup> 1件の事件が複数の分野に該当する場合は、主要と考えられる分野に分類した。

## ○ まとめ

まず、建築関係訴訟の動向についてみると、建築関係訴訟全体の新受件数は、平成 18 年から平成 21 年までは増加した後、平成 22 年から減少していたが、平成 24 年には若干増加した。一方、平均審理期間についてみると、建築関係訴訟全体でみれば、おおむね横ばいであるものの、瑕疵主張のある建築関係訴訟及び建築瑕疵損害賠償事件は、やや長期化する傾向にあり、今後の事件動向を注視する必要がある。また、審理の状況についてみると、瑕疵主張のある建築関係訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、平均期日回数が顕著に多く、瑕疵主張のない建築関係訴訟と比較すると、調停に付される割合も高くなっているが、これらは、瑕疵主張のある建築関係訴訟では専門的知見を要することによるものと考えられ、今後も同様の傾向が続くことが予測される。

次に、第 3 回報告書分析編 55 頁から 68 頁まで及び第 4 回報告書施策編 12 頁から 13 頁までにおいては、建築関係訴訟に特有の長期化要因として、①専門的知見の不足による争点整理の長期化、②争点多数、③客観的証拠の不足、④鑑定の長期化、⑤感情的対立を指摘したところである。これらについて最新の統計データをみると、第 3 回報告書で分析し、第 4 回報告書で確認したのと同様に、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、瑕疵主張のある建築関係訴訟は、調停に付された事件の割合や専門委員関与率が顕著に高く、建築関係訴訟全体では人証調べ実施率が高いなど、長期化要因の分析・整理の前提となった状況に大きな変化はない<sup>7</sup>。その他、上記長期化要因を見直すべき事情は見あたらないことからすると、上記長期化要因は、引き続き妥当性を有していると考えられる。

そして、第 4 回報告書において各種施策を提示したところであり、今後の取組が求められるところではあるが、本報告書公表時までの間にも、建築関係訴訟の適正・充実・迅速な審理に向けた取組が引き続き行われている<sup>8</sup>。また、司法と建築家団体の連携の強化（同報告書施策編 53 頁）が図られ<sup>9</sup>、さらに、保険制度の拡大等（同 55 頁）の動きも見られるところである<sup>10</sup>。今後とも、施策の進展や検討の状況について、動向を注視する必要があるだろう。

---

<sup>7</sup> 第 4 回報告書施策編資料編〔資料 6〕のほか、本文掲記の各統計データ、後掲資料編〔資料 5〕参照

<sup>8</sup> 例えば、建築に関する専門的知識や審理方法等によるノウハウが蓄積されるとともに、そうした事項の情報発信等が引き続き行われている（近時のものとして、本多俊雄「大阪地裁建築・調停事件における現況と課題」判例タイムズ 1381 号 57 頁（平成 24 年）参照）ほか、専門委員の機動的任命や広域活用に向けた取組（前掲 1. 1. 3 脚注 15 参照）等が行われている。

<sup>9</sup> 各地域の地裁レベルにおける裁判所と建築学会等の専門家団体との連携の強化については、平成 23 年に司法支援建築会議の運営規程が改正されて支部設置が可能となるとともに、平成 24 年には同会議東海支部が設立され、名古屋地方裁判所との連携が図られている。司法支援建築会議における取組については後掲 VI 4. 2. 1. 2 参照。

<sup>10</sup> 後掲 VI 4. 2. 1. 2 参照

## 2.3 知的財産権訴訟の概況

平成24年における知的財産権訴訟の平均審理期間は16.8月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.9倍となっている。平均審理期間は、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、短縮化されてきたところ、平成24年には上記期間となっている。

平成24年における審理期間別の事件割合は、6月以内のものが22.5%、2年を超えるものが23.4%であり、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが44.9%（うち対席事件の割合が92.2%）、和解で終局したものが37.0%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は79.7%である。また、平均期日回数は9.3回（うち平均口頭弁論期日回数は1.8回、平均争点整理期日回数は7.5回）、平均期日間隔は1.8月、争点整理実施率は78.9%、人証調べ実施率は18.9%、人証調べ実施事件における平均人証数は2.8人である。民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、知的財産権訴訟は、判決で終局した事件に占める対席事件の割合及び双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は高く、平均争点整理期日回数は多く、争点整理実施率は高い。なお、知的財産権訴訟の上訴率は40.2%である。

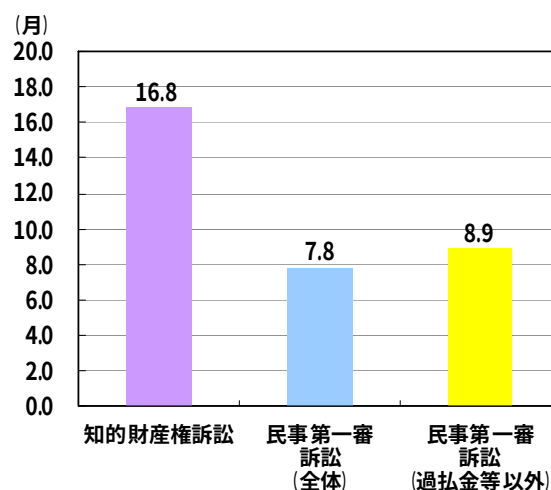
### ○ 平均審理期間等

平成24年における知的財産権訴訟の平均審理期間は16.8月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.9倍となっている（【図1】）。

【図2】は、新受件数及び平均審理期間の経年推移を示したものである。新受件数は、410件台から650件台の間で増減しながら推移しており、平成24年は488件となっている。

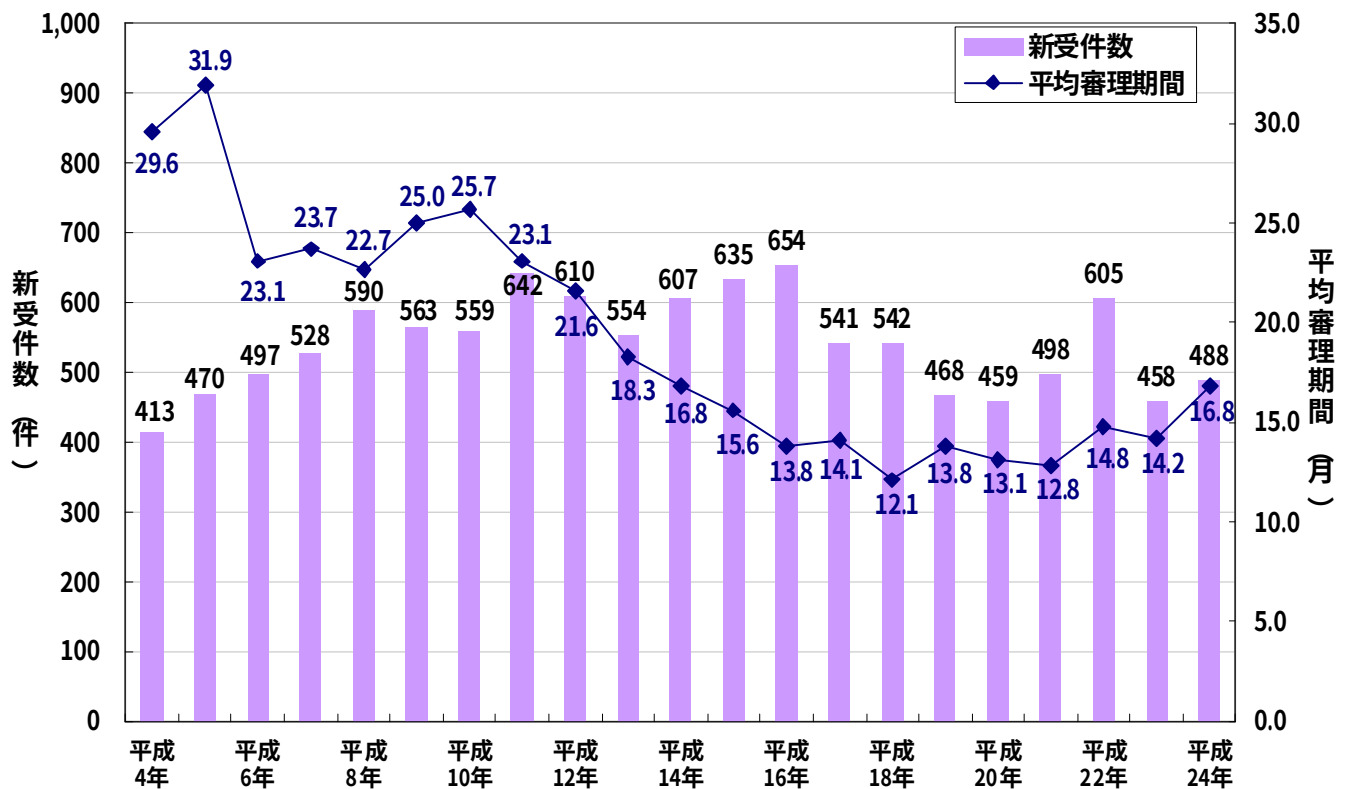
平均審理期間は、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、制度面での施策が講じられたこと等により審理期間の大幅な短縮が進み、平成18年には12.1月にまで短縮した。それ以後は、変動しながら12月台から14月台で推移していたところ、平成24年は16月台となっている<sup>1</sup>。平成24年の平均審理期間(16.8月)は、平成5年(31.9月)と比較すると約47.3%(15.1月)短縮化している。

【図1】 平均審理期間  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



<sup>1</sup> 全体の事件数が年間400件台から600件台前半程度であるため、統計上、比較的長期間係属していた事件が数多く終局した年には、平均審理期間が比較的長くなって表れやすいという傾向にあることに留意する必要があると考えられる。

【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移（知的財産権訴訟）



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

#### ○ 審理期間別の事件数等

【表3】は、審理期間別の事件数及び事件割合を示したものであるが、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、審理期間が6月以内の事件割合が22.5%と低く（民事第一審訴訟（過払金等以外）では56.3%）、他方、1年を超える事件割合が高くなっている。

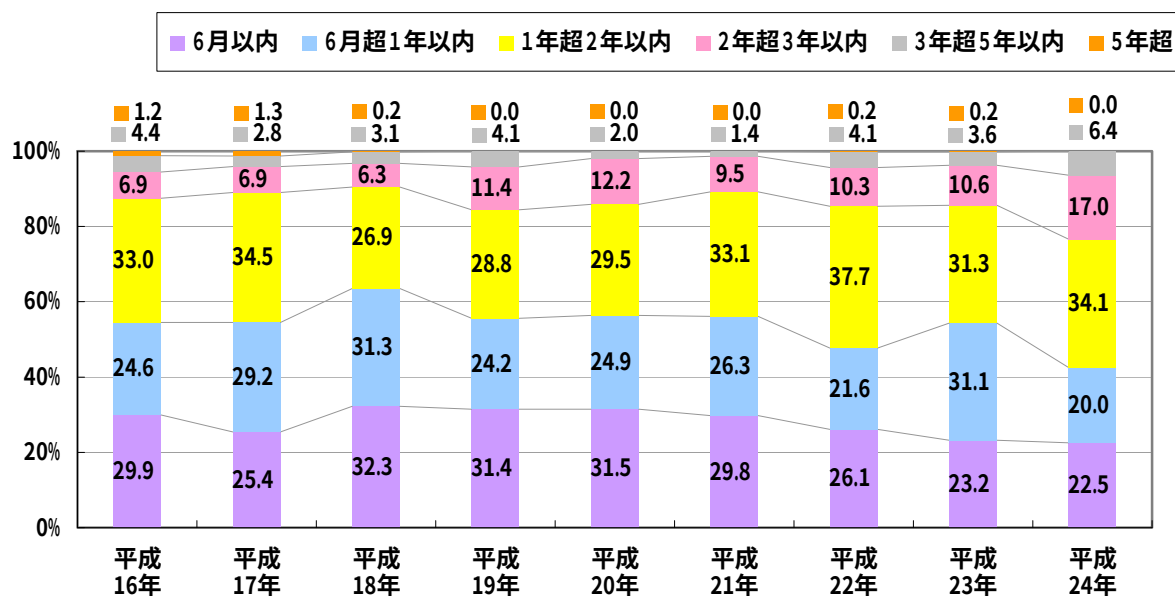
【図4】は、審理期間別の事件割合の経年推移を示したものである。平成18年から平成20年までは、審理期間が6月以内の事件の割合が最も高く、平成16年、平成17年及び平成21年以降は、審理期間が1年超2年以内の事件の割合が最も高い。2年を超える事件の割合は、平成16年以降平成23年までは、9.6%から15.5%の間で推移していたところ、平成24年は23.4%となっている。

【表3】 審理期間別の事件数及び事件割合  
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類     | 知的財産権訴訟      | 民事第一審訴訟（全体）      | 民事第一審訴訟（過払金等以外） |
|-----------|--------------|------------------|-----------------|
| 事件数       | 454          | 168,230          | 90,560          |
| 平均審理期間（月） | 16.8         | 7.8              | 8.9             |
| 6月以内      | 102<br>22.5% | 103,815<br>61.7% | 50,971<br>56.3% |
| 6月超1年以内   | 91<br>20.0%  | 32,613<br>19.4%  | 17,148<br>18.9% |
| 1年超2年以内   | 155<br>34.1% | 23,611<br>14.0%  | 16,470<br>18.2% |
| 2年超3年以内   | 77<br>17.0%  | 5,927<br>3.5%    | 4,263<br>4.7%   |
| 3年超5年以内   | 29<br>6.4%   | 1,997<br>1.2%    | 1,508<br>1.7%   |
| 5年を超える    | 0<br>0.0%    | 267<br>0.2%      | 200<br>0.2%     |



【図4】 審理期間別事件割合の推移 (知的財産権訴訟)



※平成16年は同年4月から同年12月までの数値である。

# ○ 終局区分別の事件数等

【表5】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟では、判決で終局した事件の割合は44.9%であるところ、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、判決で終局した事件に占める対席事件の割合が92.2%と高く（民事第一審訴訟（過払金等以外）では63.8%）、和解で終局した事件の割合が37.0%と若干高い（民事第一審訴訟（過払金等以外）では34.3%）といった特徴がみられる。

【表5】 終局区分別の事件数及び事件割合  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類                | 知的財産権訴訟      | 民事第一審訴訟(全体)     | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|----------------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 判決                   | 204<br>44.9% | 69,750<br>41.5% | 46,155<br>51.0% |
| うち対席<br>(%は判決に対する割合) | 188<br>92.2% | 47,308<br>67.8% | 29,436<br>63.8% |
| 和解                   | 168<br>37.0% | 57,368<br>34.1% | 31,049<br>34.3% |
| 取下げ                  | 54<br>11.9%  | 36,234<br>21.5% | 10,526<br>11.6% |
| それ以外                 | 28<br>6.2%   | 4,878<br>2.9%   | 2,830<br>3.1%   |

## ○ 訴訟代理人の選任状況

【表6】は、訴訟代理人の選任状況を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟のうち79.7%の事件で当事者双方に訴訟代理人が選任されており、民事第一審訴訟（過払金等以外）（45.2%）と比較すると、顕著に高くなっている。これは、第3回報告書概況・資料編89頁、第4回報告書概況編88頁で指摘したとおり、知的財産権訴訟においては、争点が評価的ないし規範的要件に関するものであることや特許権侵害訴訟等では技術に関する専門的知見が必要となることから、当事者においても、このような知的財産権訴訟の特殊性に対応した専門性が要求されることと関係するのではないかと推測されるが、この点を統計的に実証することは困難である。

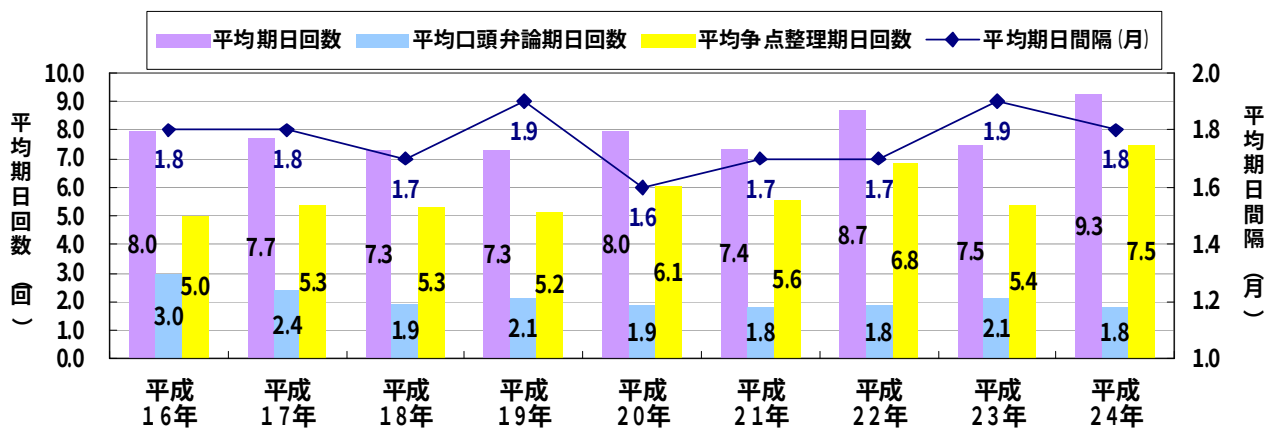
【表6】 訴訟代理人の選任状況  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類          | 知的財産権<br>訴訟  | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|----------------|--------------|---------------------|-----------------------------|
| 双方に<br>訴訟代理人   | 362<br>79.7% | 63,302<br>37.6%     | 40,894<br>45.2%             |
| 原告側のみ<br>訴訟代理人 | 44<br>9.7%   | 65,078<br>38.7%     | 30,579<br>33.8%             |
| 被告側のみ<br>訴訟代理人 | 26<br>5.7%   | 7,382<br>4.4%       | 3,604<br>4.0%               |
| 本人による          | 22<br>4.8%   | 32,468<br>19.3%     | 15,483<br>17.1%             |

## ○ 期日及び争点整理手続の状況

【図7】は、平均期日回数及び平均期日間隔の経年推移を示したものであるが、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、平均期日回数及び平均争点整理期日回数が多くなっている（平成24年における平均期日回数は、知的財産権訴訟は9.3回、民事第一審訴訟（過払金等以外）は4.9回。同年における平均争点整理期日回数は、知的財産権訴訟は7.5回、民事第一審訴訟（過払金等以外）は2.6回。前掲1.1.2【図17】参照）。

【図7】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(知的財産権訴訟)



※平成16年は同年4月から同年12月までの数値である。

【表8】は、争点整理手続の実施件数及び実施率を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟における争点整理手続の実施率は78.9%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、約2倍高い。これは、前記した訴訟代理人の選任率が高い点と同様、知的財産権訴訟においては、争点が評価的ないし規範的要件に関するものであること等と関係するのではないかと思われる。

## ○ 人証調べの状況

【表9】は、人証調べ実施率及び平均人証数を示したものである。これによれば、平成24年における知的財産権訴訟の人証調べ実施率は18.9%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）（19.2%）と比較すると、わずかに低くなっているが、平均人証数及び人証調べを実施した事件の平均人証数はそれぞれ0.5人、2.8人であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）と同数である。

【表10】は、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものである。これによれば、人証調べを実施した知的財産権訴訟の平均審理期間は26.1月であり、知的財産権訴訟全体の平均審理期間（16.8月）より相当長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件（過払金等以外）の平均審理期間は19.7月である。前掲1.1.2【図22】参照）。

【表11】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したもので、【図12】は、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示したものである。これらによれば、知的財産権訴訟においても、集中証拠調べが浸透、定着していることがうかがわれる（第2回報告書81頁【表116】・82頁【図117】、第3回報告書概況・資料編92頁【表12】・93頁【図13】、第4回報告書概況編91頁【表12】・92頁【図13】参照）。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類  |      | 知的財産権訴訟 | 民事第一審訴訟(全体) | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|--------|------|---------|-------------|-----------------|
| 争点整理手続 | 実施件数 | 358     | 57,062      | 36,587          |
|        | 実施率  | 78.9%   | 33.9%       | 40.4%           |

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類           | 知的財産権訴訟 | 民事第一審訴訟(全体) | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|-----------------|---------|-------------|-----------------|
| 人証調べ実施率         | 18.9%   | 13.8%       | 19.2%           |
| 平均人証数           | 0.5     | 0.4         | 0.5             |
| 平均人証数(人証調べ実施事件) | 2.8     | 2.8         | 2.8             |

【表10】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(知的財産権訴訟)

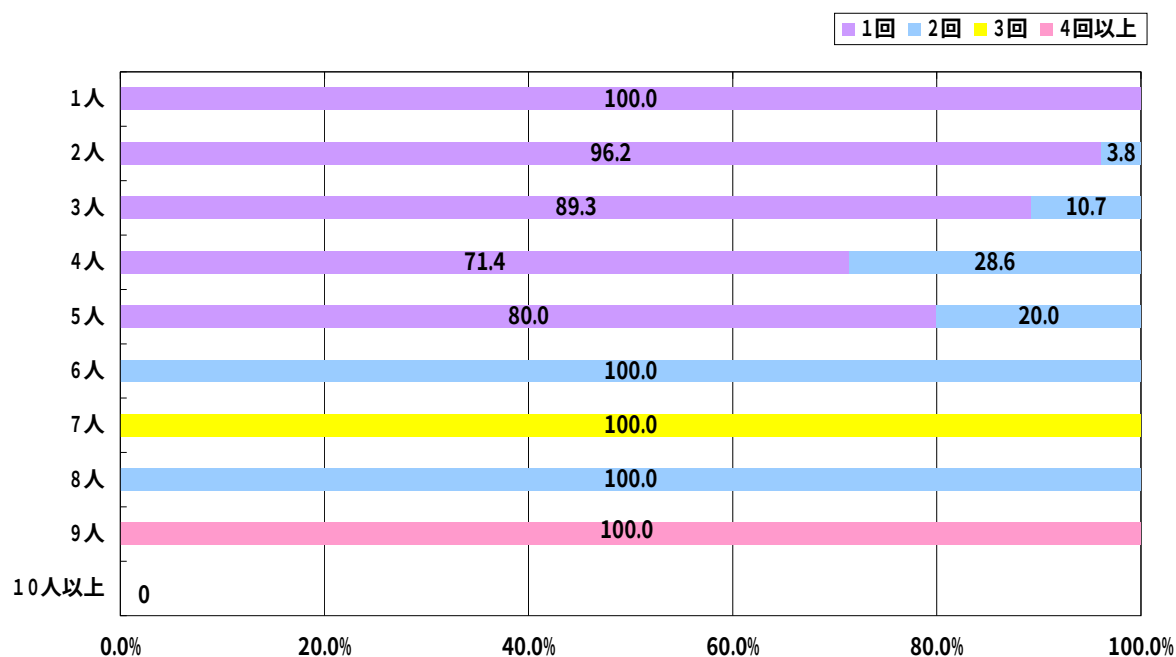
|             |      |
|-------------|------|
| 平均審理期間(月)   | 26.1 |
| 平均人証調べ期間(月) | 0.5  |

の平均審理期間は19.7月である。前掲1.1.2【図22】

【表11】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合  
(知的財産権訴訟)

| 人証調べ期日回数 | 事件数 | 事件割合   |
|----------|-----|--------|
| 1回       | 74  | 86.0%  |
| 2回       | 10  | 11.6%  |
| 3回       | 1   | 1.2%   |
| 4回以上     | 1   | 1.2%   |
| 合計       | 86  | 100.0% |

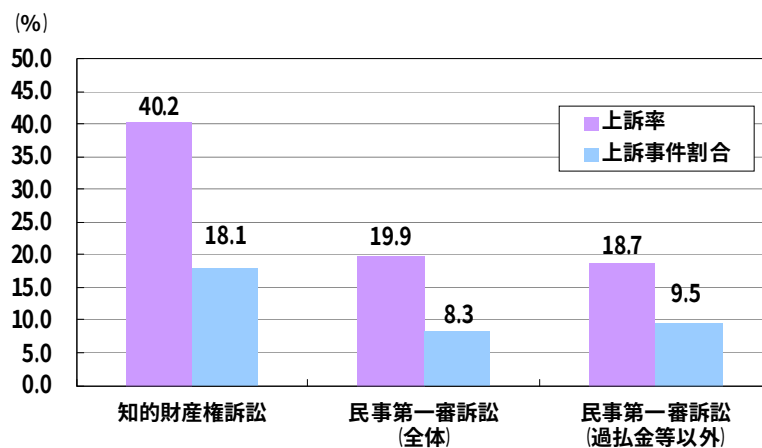
【図12】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況 (知的財産権訴訟)



## ○ 上訴に関する状況

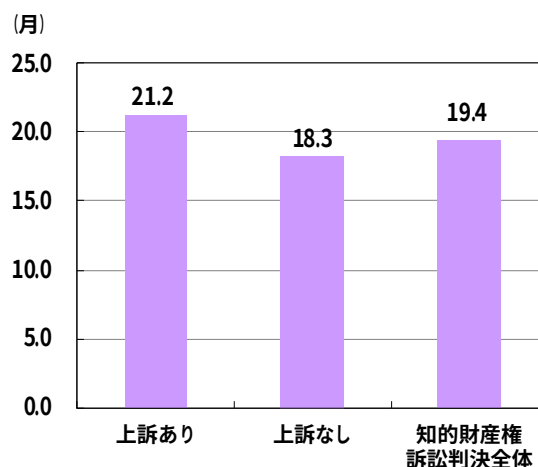
【図13】は、上訴率及び上訴事件割合を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟の上訴率は40.2%、上訴事件割合は18.1%であり、平成22年（それぞれ45.1%、18.1%）。第4回報告書概況編92頁【図14】参照）より上訴率は若干低くなり、上訴事件割合は同じであるが、民事第一審訴訟（過払金等以外）の各数値（18.7%、9.5%）のそれぞれ約2.1倍、約1.9倍である。これは、これまでの報告書で指摘したとおり（第2回報告書82頁、第3回報告書概況・資料編93頁、第4回報告書概況編92頁参照）、知的財産権訴訟においては、欠席判決や実質的に争いが無い事件が民事第一審訴訟事件に比べて少なく、その分、上訴が申し立てられる事件の割合が高いことによるものと考えられる。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合 (知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【図 14】は、知的財産権訴訟における上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴があった事件の平均審理期間は 21.2 月、上訴がなかった事件のそれは 18.3 月であり、上訴の有無による平均審理期間の差は 2.9 月と、民事第一審訴訟（過払金等以外）の場合（11.5 月。前掲 1. 1. 2【図 32】参照）ほど大きなものではない。これは、これまでの報告書で指摘したとおり（第 2 回報告書 82 頁、第 3 回報告書概況・資料編 94 頁、第 4 回報告書概況編 93 頁参照）、知的財産権訴訟においては、民事第一審訴訟事件の場合と異なり、実質的な争いがなく短期間で判決に至った事件が少ない上、技術的事項等が争点となる専門性が高い事件が多いことから、第一審においては、上訴がなかった事件においても、上訴があった事件とおおむね同様の審理がされることが多いことによるものと考えられる。

【図 14】 上訴の有無別の平均審理期間  
(知的財産権訴訟)



## ○ まとめ

まず、知的財産権訴訟の動向についてみると、平均審理期間は、平成 5 年には 31.9 月、平成 10 年には 25.7 月であったが、その後、制度面での施策が講じられたこと等により審理期間が短縮化されてきたところ、平成 24 年には 16.8 月となっている。

ところで、知的財産権訴訟については、第 3 回報告書分析編 69 頁から 75 頁までにおいて、①特許権侵害訴訟等では技術に関する専門的知見が必要となること、②争点が評価的ないし規範的要件に関するものであること、③証拠の偏在、④無効審判手続等の係属などの長期化要因を指摘したが、これらのうち、③に関しては、損害額の推定規定を盛り込む特許法の改正が行われ、④に関しては、判例変更や法改正により無効審判の係属と侵害訴訟の審理との関係が整理されるなどの一定の制度改善等が行われているところである。そして、実務においては、上記のような長期化要因をふまえつつ、知的財産権訴訟の適正・充実・迅速な審理に向けた取組が引き続き行われているところである<sup>2</sup>。近年は、国際性のある事件や、争点が多岐にわたる事件、技術的専門性の高い技術分野の事件など複雑困難な事件が少なからずあり、この種事件の新受件数が増加した場合には、全体的な平均審理期間にも影響を与える可能性があることから、今後とも、事件動向を注視する必要があるだろう。

<sup>2</sup> 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の各知的財産権部において（専門部については第 3 回報告書分析編 73 頁参照）、知的財産権に関する専門的知識や審理方法等によるノウハウが蓄積されるとともに、そうした事項の情報発信等が引き続き行われている（近時のものとして、大鷹一郎「東京地裁知的財産権部における最近の事件処理の実情について」判例タイムズ 1374 号 52 頁（平成 24 年）、高部真規子「実務詳説 特許関係訴訟（第 2 版）」（金融財政事情研究会、平成 24 年）等参照）。

## 2. 4 労働関係訴訟の概況

平成24年における労働関係訴訟の平均審理期間は13.0月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.5倍となっている。新受件数は、大幅に増加し、とりわけ平成21年以降は高い水準で推移しているところ、平均審理期間は、平成4年（18.5月）からおおむね短縮化し、平成21年に11.4月となったものの、平成22年以降は若干長期化する傾向が見られる。

平成24年における審理期間別の事件割合は、6月以内のものが28.0%、2年を超えるものが10.9%であり、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが31.3%（うち対席事件の割合が92.0%）、和解で終局したものが54.8%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は77.0%である。また、平均期日回数は7.5回（うち平均口頭弁論期日回数は2.8回、平均争点整理期日回数は4.7回）、平均期日間隔は1.7月、争点整理実施率は72.9%、人証調べ実施率は35.4%、人証調べ実施事件における平均人証数は3.4人である。民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、労働関係訴訟は、判決で終局した事件に占める対席事件の割合及び双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は高く、平均争点整理期日回数は多く、争点整理実施率及び人証調べ実施率は高く、人証調べ実施事件における平均人証数は多い。なお、労働関係訴訟の上訴率は51.0%である。

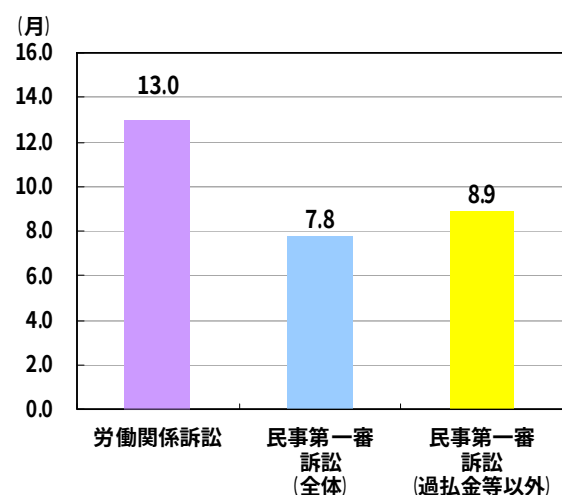
### ○ 平均審理期間等

平成24年における労働関係訴訟の平均審理期間は13.0月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.5倍となっている（【図1】）。

【図2】は、新受件数及び平均審理期間の経年推移を示したものである。新受件数は、平成4年（892件）から大幅に増加して平成20年には2493件となったが、平成21年に急増し<sup>1</sup>、以降は3000件を超える高い水準で推移しており、平成24年（3221件）は平成4年（892件）の約3.6倍である。

平均審理期間は、平成4年には18.5月であったところ、その後はおおむね短縮化し、平成21年には11.4月となったものの、平成22年以降は若干長期化する傾向が見られ、平成24年には13.0月となっている。もっとも、平成24年の平均審理期間（13.0月）は、平成4年（18.5月）と比較すると約29.7%（5.5月）短縮化している。

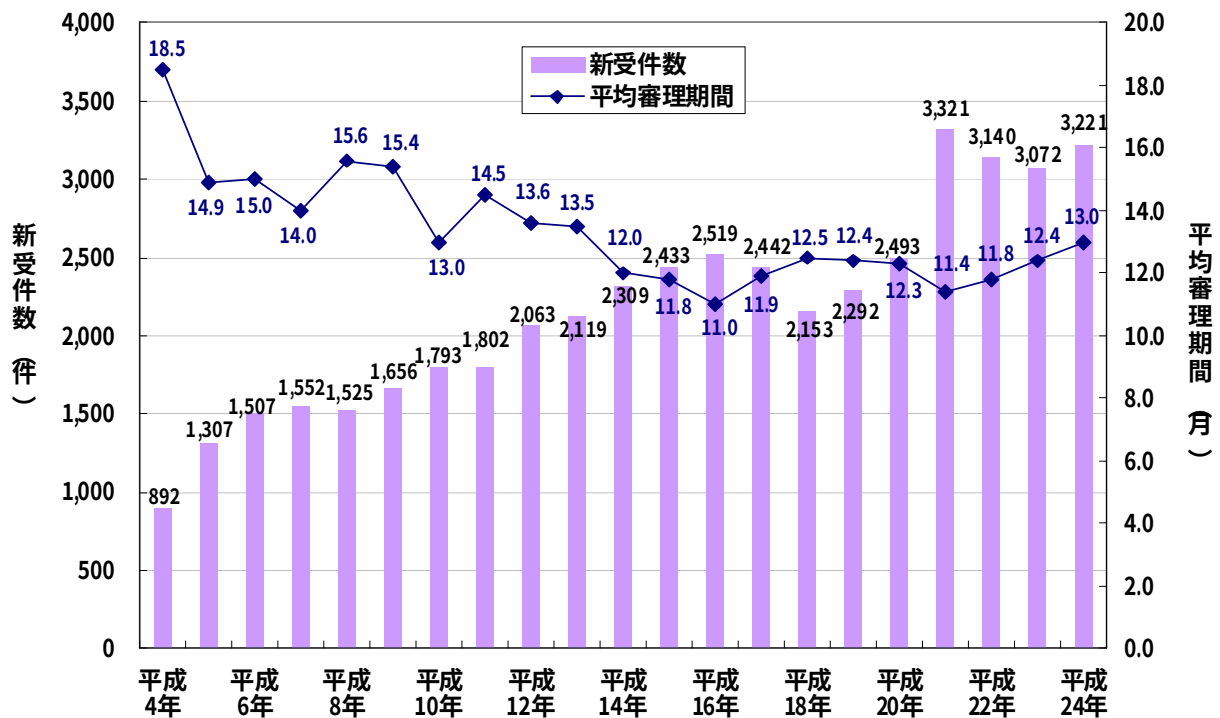
【図1】 平均審理期間  
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



<sup>1</sup> 平成21年以降新受件数が増加した背景には、平成20年秋以降の世界的な不況による経済情勢が影響しているとの指摘がある（春名茂「全国の労働審判事件の動向と課題」法律のひろば2011年6月号13頁（平成23年）参照）。また、近時、時間外手当金請求事件が増加しているとの指摘もある（内藤寿彦「東京地方裁判所労働部の事件概況」法曹時報64巻第8号27頁（平成24年）、早田尚樹「東京地方裁判所労働部の事件処理の現状」NBL952号44頁（平成23年）、田近年則ほか「名古屋地方裁判所労働部の事件処理の現状」同48頁（平成23年）、中垣内健治「大阪地裁労働事件における現状と課題」判例タイムズ1381号28頁（平成24年）、各参照）。



【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移（労働関係訴訟）



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

### ○ 審理期間別の事件数等

【表3】は、審理期間別の事件数及び事件割合を示したものであるが、労働関係訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、審理期間が6月以内の事件割合が28.0%と低く（民事第一審訴訟（過払金等以外）では56.3%）、他方、1年を超える事件割合が高くなっている。

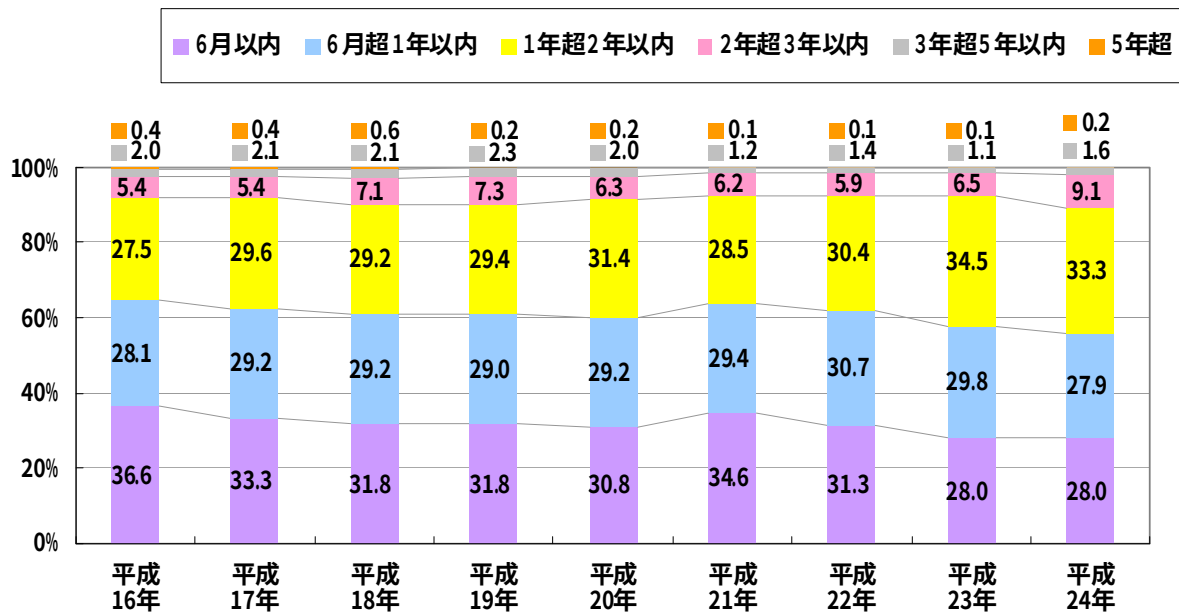
【図4】は、審理期間別の事件割合の経年推移を示したものである。平成16年から平成19年まで、平成21年及び平成22年は、審理期間が6月以内の事件の割合が最も高く、平成20年、平成23年及び平成24年は審理期間が1年超2年以内の事件の割合が最も高い。2年を超える事件の割合はおおむね横ばいで7.4%から10.9%の間で推移しており、平成24年は10.9%である。

【表3】 審理期間別の事件数及び事件割合  
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類     | 労働関係<br>訴訟     | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|-----------|----------------|---------------------|-----------------------------|
| 事件数       | 3,092          | 168,230             | 90,560                      |
| 平均審理期間(月) | 13.0           | 7.8                 | 8.9                         |
| 6月以内      | 865<br>28.0%   | 103,815<br>61.7%    | 50,971<br>56.3%             |
| 6月超1年以内   | 862<br>27.9%   | 32,613<br>19.4%     | 17,148<br>18.9%             |
| 1年超2年以内   | 1,029<br>33.3% | 23,611<br>14.0%     | 16,470<br>18.2%             |
| 2年超3年以内   | 281<br>9.1%    | 5,927<br>3.5%       | 4,263<br>4.7%               |
| 3年超5年以内   | 49<br>1.6%     | 1,997<br>1.2%       | 1,508<br>1.7%               |
| 5年を超える    | 6<br>0.2%      | 267<br>0.2%         | 200<br>0.2%                 |



【図4】 審理期間別事件割合の推移 (労働関係訴訟)



※平成16年は同年4月から同年12月までの数値である。

#### ○ 終局区分別の事件数等

【表5】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、労働関係訴訟では、判決で終局した事件の割合は31.3%であるところ、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、判決で終局した事件に占める対席事件の割合が92.0%と高く（民事第一審訴訟（過払金等以外）では63.8%）、和解で終局した事件の割合が54.8%と高い（民事第一審訴訟（過払金等以外）では34.3%）といった特徴がみられる。

【表5】 終局区分別の事件数及び事件割合  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類                | 労働関係訴訟         | 民事第一審訴訟(全体)     | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|----------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 判決                   | 969<br>31.3%   | 69,750<br>41.5% | 46,155<br>51.0% |
| うち対席<br>(%は判決に対する割合) | 891<br>92.0%   | 47,308<br>67.8% | 29,436<br>63.8% |
| 和解                   | 1,694<br>54.8% | 57,368<br>34.1% | 31,049<br>34.3% |
| 取下げ                  | 301<br>9.7%    | 36,234<br>21.5% | 10,526<br>11.6% |
| それ以外                 | 128<br>4.1%    | 4,878<br>2.9%   | 2,830<br>3.1%   |

## ○ 訴訟代理人の選任状況

【表6】は、訴訟代理人の選任状況を示したものである。これによれば、労働関係訴訟のうち 77.0 %の事件で当事者双方に訴訟代理人が選任されており、民事第一審訴訟（過払金等以外）（45.2%）と比較すると、顕著に高くなっている。これは、第3回報告書概況・資料編 97 頁、第4回報告書概況編 96 頁で指摘したとおり、労働関係訴訟において争点に関し的確な主張をするためには法令、判例、通達等に関する専門的知識が必要とされること、当事者の対立が激しいことと関係するのではないかと推測されるが、この点を統計的に実証することは困難である。

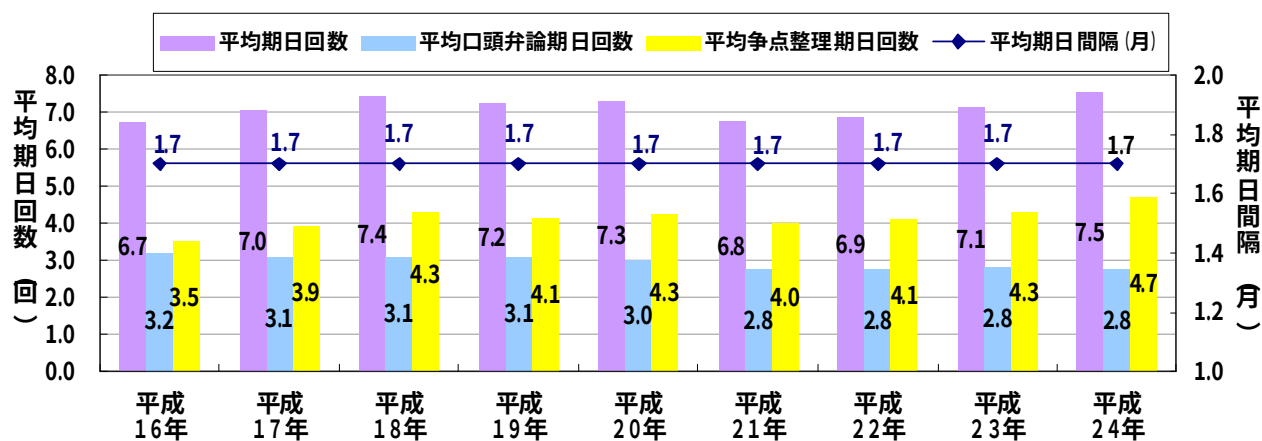
【表6】 訴訟代理人の選任状況  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類          | 労働関係<br>訴訟     | 民事第一審<br>訴訟<br>(全体) | 民事第一審<br>訴訟<br>(過払金<br>等以外) |
|----------------|----------------|---------------------|-----------------------------|
| 双方に<br>訴訟代理人   | 2,380<br>77.0% | 63,302<br>37.6%     | 40,894<br>45.2%             |
| 原告側のみ<br>訴訟代理人 | 340<br>11.0%   | 65,078<br>38.7%     | 30,579<br>33.8%             |
| 被告側のみ<br>訴訟代理人 | 208<br>6.7%    | 7,382<br>4.4%       | 3,604<br>4.0%               |
| 本人による          | 164<br>5.3%    | 32,468<br>19.3%     | 15,483<br>17.1%             |

## ○ 期日及び争点整理手続の状況

【図7】は、労働関係訴訟の平均期日回数及び平均期日間隔の経年推移を示したものであるが、平均期日回数は平成 16 年以降 6.7 回から 7.5 回の間で推移しており、平均期日間隔は平成 16 年以降 1.7 月で横ばいである。民事第一審訴訟事件と比較すると、平均期日回数が多いが（平成 24 年において、労働関係訴訟は 7.5 回、民事第一審訴訟（過払金等以外）は 4.9 回）、これは、平均争点整理期日回数が多いこと（同年において、労働関係訴訟は 4.7 回、民事第一審訴訟（過払金等以外）は 2.6 回）による影響が大きく、平均期日間隔は逆に若干短くなっている（同年において、労働関係訴訟は 1.7 月、民事第一審訴訟（過払金等以外）は 1.8 月。前掲 1. 1. 2 【図 17】参照）。

【図7】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移（労働関係訴訟）



※平成16年は同年4月から同年12月までの数値である。

【表8】は、争点整理手続の実施件数及び実施率を示したものである。これによれば、労働関係訴訟における争点整理手続の実施率は72.9%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、約2倍と高い。これは、第4回報告書概況編97頁で指摘したとおり、労働関係訴訟においては、長期間にわたる多数の具体的事実が主張されることがや当事者間の対立が激しいことと関係しているものと思われる。

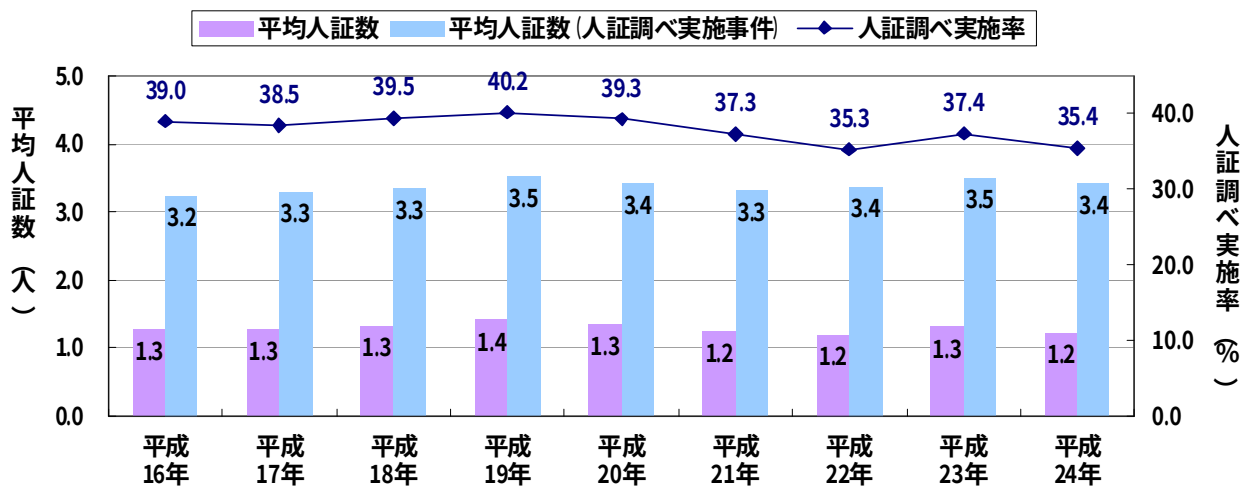
【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 |      | 労働関係訴訟 | 民事第一審訴訟<br>(全体) | 民事第一審訴訟<br>(過払金等以外) |
|-------|------|--------|-----------------|---------------------|
| 争点整理  | 実施件数 | 2,254  | 57,062          | 36,587              |
|       | 実施率  | 72.9%  | 33.9%           | 40.4%               |

## ○ 人証調べの状況

【図9】は、労働関係訴訟の平均人証数及び人証調べ実施率の経年推移を示したものである。人証調べ実施率は約35%から約40%の間で推移しており、平均人証数は平成16年から横ばいの傾向にある。民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、人証調べ実施率は約2倍と高く（平成24年において、労働関係訴訟は35.4%、民事第一審訴訟（過払金等以外）は19.2%。前掲1. 1. 2【図21】参照）、人証調べ実施事件における平均人証数は多い（同年において、労働関係訴訟は3.4人、民事第一審訴訟（過払金等以外）は2.8人。前掲1. 1. 2【図21】参照）。労働関係訴訟において人証調べ実施率が高く、人証調べ実施事件における平均人証数が多いのは、第4回報告書概況編97頁で指摘したとおり、労働関係訴訟では、使用者による解雇が権利の濫用に当たるか否かなどといった規範的要件該当性の有無が問題となり、数多くの間接事実が主張されることが多いこと、立証方法としても人証が多いことに起因するのではないかと考えられる。

【図9】 平均人証数及び人証調べ実施率の推移（労働関係訴訟）



※平成16年は同年4月から同年12月までの数値である。

【表 10】は、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものである。これによれば、人証調べを実施した労働関係訴訟の平均審理期間は 19.6 月であり、労働関係訴訟全体の平均審理期間(13.0 月)より長くなっている(なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件(過払金等以外)の平均審理期間は 19.7 月である。前掲 1. 1. 2【図 22】参照)。また、人証調べを実施した労働関係訴訟の平均人証調べ期間は 0.4 月である。同期間の平均審理期間に対する割合は 2.0%であり、民事第一審訴訟(過払金等以外)における数値(2.0%。前掲 1. 1. 2【図 22】参照)と同じである。

【表 10】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(労働関係訴訟)

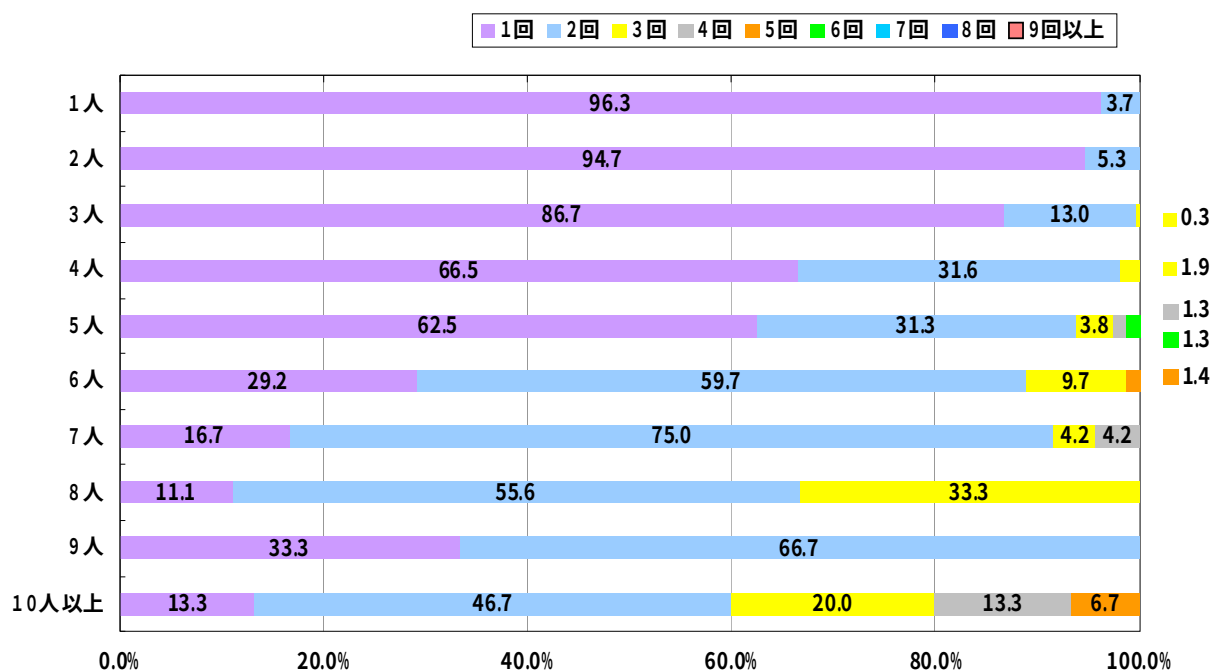
|             |      |
|-------------|------|
| 平均審理期間(月)   | 19.6 |
| 平均人証調べ期間(月) | 0.4  |

【表 11】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであり、人証調べを実施した労働関係訴訟の 76.6% (838 件) が 1 回の期日で、97.3% (1065 件) が 2 期日以内の期日で、人証調べを終えている。人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図 12】によれば、人証調べを 1 回の期日で終えた事件の割合は、人証数が 1 人の事件では 96.3%、2 人の事件では 94.7%、3 人の事件では 86.7%となっている。また、人証調べを 2 回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数が 3 人の事件では 99.7%、4 人の事件では 98.1%、5 人の事件では 93.8%、6 人の事件では 88.9%となっている。労働関係訴訟においては、その性質上、立証は人証によることが多いが(第 1 回報告書 117 頁参照)、人証数が多くなっても、平成 22 年と同様、1 回又は 2 回の期日で終了した事件が相当程度存することからすれば(第 4 回報告書概況編 99 頁【表 12】、100 頁【図 13】参照)、労働関係訴訟においても集中証拠調べが相当程度定着しているといえる。

【表 11】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合(労働関係訴訟)

| 人証調べ期日回数 | 事件数  | 事件割合   |
|----------|------|--------|
| 1回       | 838  | 76.6%  |
| 2回       | 227  | 20.7%  |
| 3回       | 22   | 2.0%   |
| 4回       | 4    | 0.4%   |
| 5回       | 2    | 0.2%   |
| 6回       | 1    | 0.1%   |
| 7回       | -    | -      |
| 8回       | -    | -      |
| 9回以上     | -    | -      |
| 合計       | 1094 | 100.0% |

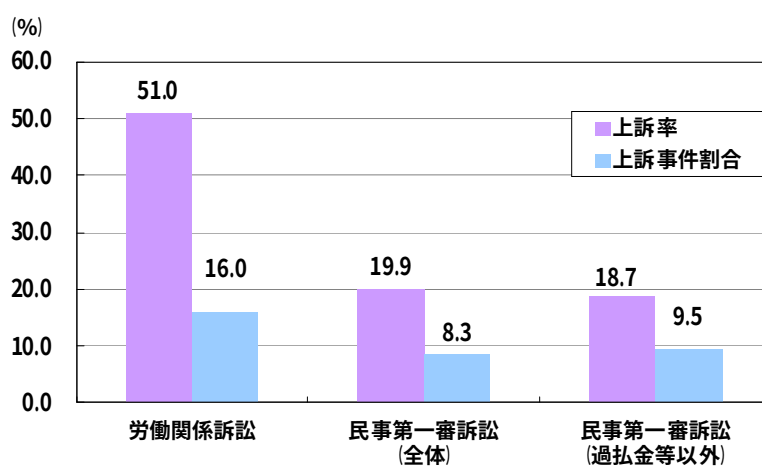
【図12】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況 (労働関係訴訟)



## ○ 上訴に関する状況

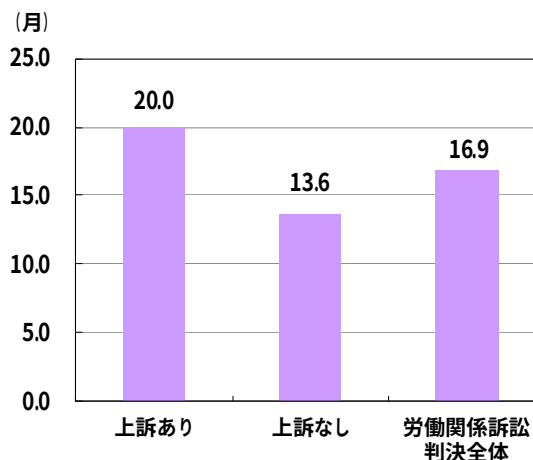
【図13】は、上訴率及び上訴事件割合を示したものである。これによれば、労働関係訴訟の上訴率は51.0%、上訴事件割合は16.0%であり、平成22年（それぞれ41.9%、12.2%。第4回報告書概況編100頁【図14】参照）より高くなり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の各数値（18.7%、9.5%）のそれぞれ約2.7倍、約1.7倍である。これは、第3回報告書概況・資料編101頁、第4回報告書概況編100頁で指摘したとおり、労働関係訴訟においては、欠席判決や実質的に争いが無い事件が少なく、当事者間の対立が激しいため、上訴が申し立てられる事件の割合が高くなっていることによるものと考えられる。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合 (労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【図 14】は、労働関係訴訟における上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴があった事件の平均審理期間は 20.0 月、上訴がなかった事件のそれは 13.6 月であり、上訴の有無による平均審理期間の差は 6.4 月と、民事第一審訴訟（過払金等以外）の場合（11.5 月。前掲 1. 1. 2【図 32】参照）ほど大きなものではない。これは、これまでの報告書で指摘したとおり（第 2 回報告書 92 頁、第 3 回報告書概況・資料編 102 頁、第 4 回報告書概況編 101 頁）、労働関係訴訟においては、民事第一審訴訟事件の場合と異なり、実質的な争いがなく短期間で判決に至った事件が多くなく、上訴がなかった事件の中にも審理に一定程度の時間を要した事件が相当数含まれていることによるものと考えられる。

【図 14】 上訴の有無別の平均審理期間  
(労働関係訴訟)



## ○ まとめ

まず、労働関係訴訟の動向についてみると、新受件数は、大幅に増加し、とりわけ平成 21 年以降は高い水準で推移し、平成 24 年は平成 4 年の約 3.6 倍に増加している。また、平均審理期間は、平成 4 年には 18.5 月であったところ、その後はおおむね短縮化傾向にあったが、平成 22 年以降は若干長期化する傾向が見られる。

第 3 回報告書分析編 77 頁から 85 頁まで及び第 4 回報告書施策編 13 頁から 14 頁までにおいては、労働関係訴訟の長期化要因として、①争点に対する判断の質的・量的困難性（判断の枠組みに規範的要件（例えば、解雇権濫用法理）が用いられていることが多く、その該当性を立証するために長期間にわたる多数の具体的事実が主張されることが多いなど）、②原告多数、③立証の困難性（客観的証拠が存在せず、証拠が偏在、不足して立証が困難であること）、④当事者間の対立などを指摘したところである。これらについて最新の統計データをみると、第 3 回報告書で分析し、第 4 回報告書で確認したのと同様に、労働関係訴訟では、上記のような民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較した際の特徴がみられるほか、民事第一審訴訟（過払金等以外）に比べて、合議率、争点整理実施率、原告複数の事件の割合、人証数が 2 人以上の事件の割合並びに上訴率及び上訴事件割合が、いずれも高く又は多く、原告数が多いほど、また、人証数が多いほど、平均審理期間がおおむね長くなるなど、上記長期化要因の分析・整理の前提となる状況に大きな変化はない<sup>2</sup>。その他、上記長期化要因を見直すべき事情は見あたらないことからすると、上記長期化要因は、引き続き妥当性を有していると考えられる。

そして、第 4 回報告書において各種施策を提示したところであるが、本報告書公表時までの間にも、実務においては、上記のような長期化要因も踏まえつつ、労働関係訴訟の適正・充実・迅速な審理に向けた取組が引き続き行われているところであり<sup>3</sup>、今後とも、こうした取組が求められよう。

<sup>2</sup> 第 4 回報告書施策編資料編【資料 6】のほか、本文掲記の各統計データ、後掲資料編【資料 5】参照

<sup>3</sup> 労働専門部や集中部（第 3 回報告書分析編 80 頁参照）において、労働に関する専門的知識や審理方法等によるノウハウが蓄積されるとともに、そうした事項の情報発信等が引き続き行われている（近時のものとして、山口幸雄・三代川三千代・難波孝一編「労働事件審理ノート（第 3 版）」（判例タイムズ社、平成 23 年）、渡辺弘著「労働関係訴訟」（青林書院、平成 22 年）。白石哲編「労働関係訴訟の実務」商事法務、藤井聖悟「残業代請求事件の実務（上）、（中）、（下）」判例タイムズ 1365 号 4 頁、同 1366 号 24 頁、同 1367 号 59 頁（いずれも平成 24 年）各参照）。



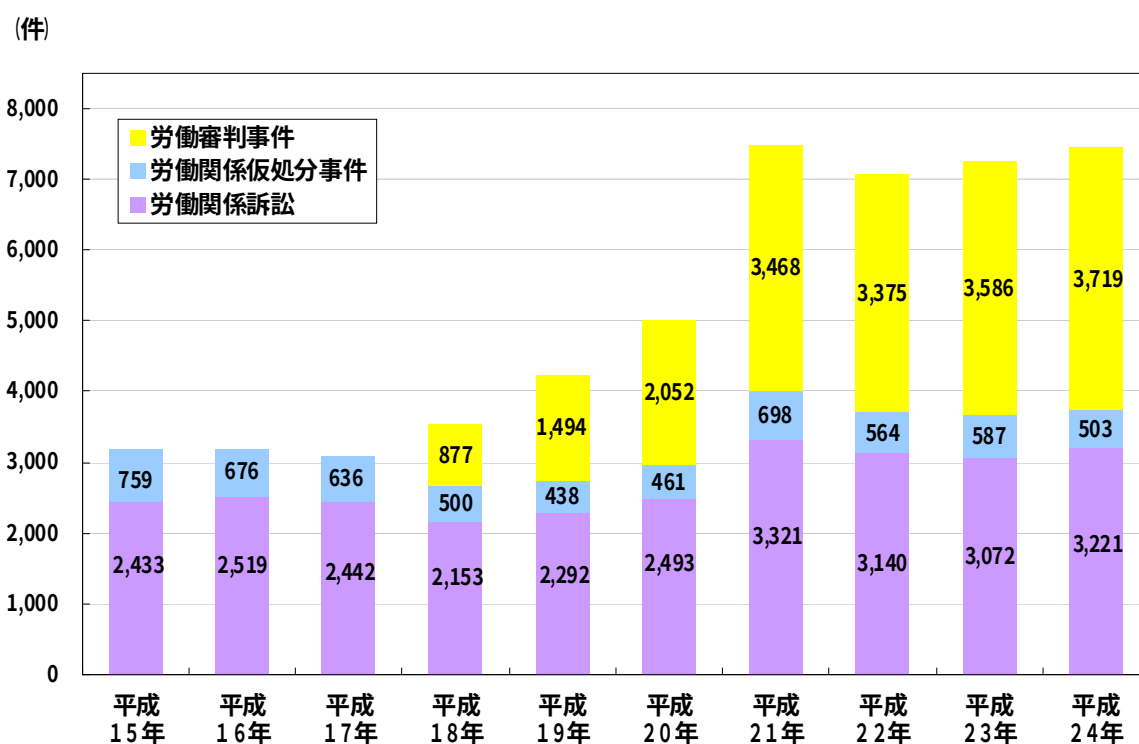
## （参考）労働審判事件の概況

### （概況）

労働審判事件の新受件数は、平成 18 年 4 月の制度導入以降、増加の一途をたどり、平成 21 年には 3400 件を超え、平成 22 年（3375 件）は若干減少したものの、平成 24 年は 3719 件と高水準で推移している。労働審判制度の導入に伴い、いったんは減少した労働関係訴訟及び労働関係仮処分事件も、その後は増加に転じ、平成 21 年には労働審判制度導入前の平成 17 年の新受件数をそれぞれ超え、平成 21 年以降は労働審判事件と併せて合計 7000 件を超えた状態で推移しており、平成 13 年当時には 2868 件と 3000 件台に満たなかった労働関係訴訟及び労働関係仮処分事件の合計の 2 倍以上となっている（【図 15】、第 4 回報告書概況編 102 頁【図 16】参照）。

労働審判事件の新受件数（3719 件）を事件種別ごとにみると、地位確認請求事件が全体の 46.7%（1735 件）、賃金等請求事件が全体の 33.7%（1255 件）となっており、この両方で全体の約 8 割を占めている（【図 16】）。

【図 15】 新受件数の推移（労働関係訴訟、労働関係仮処分事件及び労働審判事件）



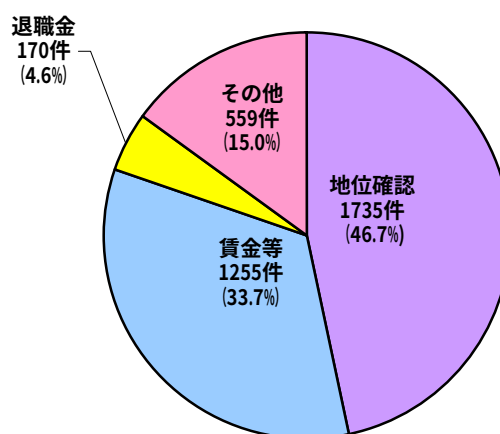
※ 労働関係仮処分事件、労働審判事件及び平成 16 年までの労働関係訴訟の数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

※ 労働審判事件の平成 18 年の数値は、同年 4 月から同年 12 月までの数値である。



【図16】 事件の種類別の新受件数 (労働審判事件)

| 平成24年 |       |
|-------|-------|
| 非金銭   | 1,818 |
| 地位確認  | 1,735 |
| その他   | 83    |
| 金銭    | 1,901 |
| 賃金等   | 1,255 |
| 退職金   | 170   |
| その他   | 476   |
| 合 計   | 3,719 |

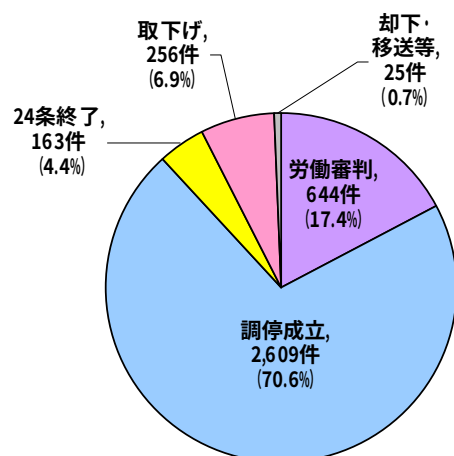


※ 図の数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

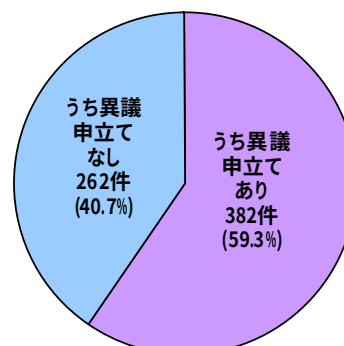
労働審判事件では、既済事件（合計3697件）のうち、70.6%（2609件）が調停成立により、17.4%（644件）が労働審判により、それぞれ終局しており、労働審判で終局した事件のうち、異議申立てがあり訴訟に移行したものは59.3%（382件）である。換言すれば、調停が成立したもの及び労働審判で異議申立てがなく確定したものが全体の77.7%（2871件）に及んでおり、さらに、取下げで終局したもの（全体の6.9%（256件））の中にも労働審判手続外における当事者間の合意等により満足的に解決したものとあると思われることから、全体の約8割前後の事件が、労働審判手続を契機として解決しているといえる（【図17】）。

【図17】 終局事由別の事件数 (労働審判事件)

| 平成24年  |       |
|--------|-------|
| 労働審判   | 644   |
| 調停成立   | 2,609 |
| 24条終了  | 163   |
| 取下げ    | 256   |
| 却下・移送等 | 25    |
| 合 計    | 3,697 |



| 平成24年     |     |
|-----------|-----|
| 労働審判      | 644 |
| うち異議申立てあり | 382 |
| うち異議申立てなし | 262 |



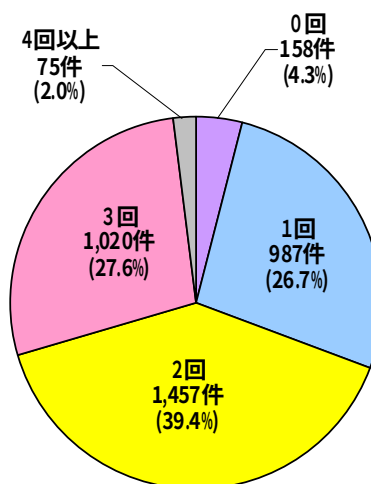
※ 図の数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

労働審判事件は、労働審判法 15 条 2 項により、原則として 3 回以内の期日で審理を終結するとされており、実際にも、既済事件のうち 98.0% (3622 件) が 3 回以内の期日で手続を終了している（【図 18】）。審理期間をみても、全体の 76.3% (2820 件) が申立てから 3 月以内に終局しており、平均審理期間は 72.4 日である（【図 19】）。

申立人に代理人が付いていない事件（本人申立て事件）は全体の 16.7% (619 件) であり、83.3% (3078 件) の事件では代理人が選任されている（【図 20】）。

【図 18】 期日実施回数 (労働審判事件)

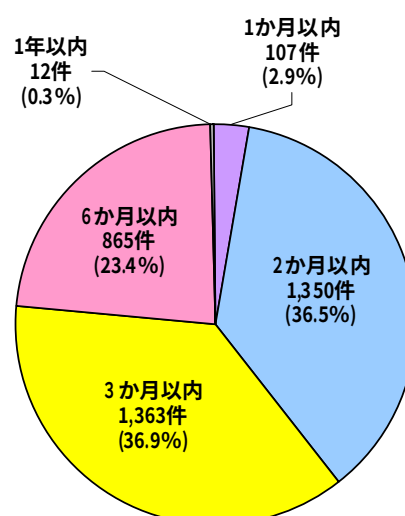
|        | 0回  | 1回  | 2回    | 3回    | 4回以上 | 合 計   |
|--------|-----|-----|-------|-------|------|-------|
| 調停成立   | -   | 754 | 1,088 | 716   | 51   | 2,609 |
| 労働審判   | -   | 94  | 270   | 262   | 18   | 644   |
| 24条終了  | 6   | 84  | 56    | 14    | 3    | 163   |
| 取下げ    | 131 | 55  | 42    | 25    | 3    | 256   |
| 却下・移送等 | 21  | -   | 1     | 3     | -    | 25    |
| 合 計    | 158 | 987 | 1,457 | 1,020 | 75   | 3,697 |



※ 図の数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図 19】 平均審理期間 (労働審判事件)

| 申立日～終局日 | 既済件数  |
|---------|-------|
| 1月以内    | 107   |
| 1月超2月以内 | 1,350 |
| 2月超3月以内 | 1,363 |
| 3月超6月以内 | 865   |
| 6月超1年以内 | 12    |
| 合 計     | 3,697 |

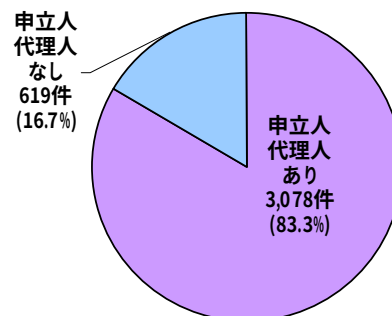


|        |       |
|--------|-------|
| 平均審理期間 | 72.4日 |
|--------|-------|

※ 図の数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図20】 申立人代理人の有無別の既済件数（労働審判事件）

|          | 平成<br>24年 |
|----------|-----------|
| 申立人代理人あり | 3,078     |
| 申立人代理人なし | 619       |
| 合 計      | 3,697     |



※ 図の数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

### （まとめ）

労働審判手続の新受件数は、制度導入以降平成21年まで急増を続け、その後も高水準で推移しているが、これは、労働審判手続が高い紛争解決機能を有し、かつ、迅速に処理されていることに加え、平成20年秋以降の世界的な不況による経済情勢が影響していると考えられる<sup>4</sup>。

労働審判手続は、平均すると約2.5月以内で同手続を契機として約8割前後の事件が解決に至っており、紛争の実情に即した適正、迅速かつ実効的な解決を図るという労働審判法の目的を達成できていると思われる。このように労働審判手続が高い紛争解決機能を有している大きな要因の1つは、個別労働関係紛争と対象が限定され、裁判官である労働審判官とともに個別労働関係の実情や労使慣行等に関する知識経験を有している労働審判員が、その専門的知識経験を十分に活かし、審理の充実に大きく寄与しているところにあると思われる。

また、原則として3回以内の期日で迅速な審理が行われる労働審判手続においては、手続の早期の段階から十分な主張立証をする必要があり、できる限り弁護士が代理人となることが望ましいところ、高い弁護士代理人選任率も迅速かつ実効的な解決に寄与していると思われる。

<sup>4</sup> この点について、労働審判手続の新受件数は高水準で推移しているものの、中には労働審判手続にふさわしくない事件もあるのではないかと、具体的には、当事者多数、争点複雑かつ困難といった3回以内の期日での解決が困難と思われる事件や、逆に権利関係に争点がないかわずかであり、係争利益が小さい事件は、労働審判手続にはふさわしくないとされるため、今後、労働審判手続や民事調停手続等のほか、行政ADRも含む各手続が、事案の特質に応じて適切に選択されることが必要であると指摘するものとして、春名茂「全国の労働審判事件の動向と課題」法律のひろば 2011年6月号 11頁(平成23年)参照。